

令和3年第6回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 10月15日（金曜日） 会期 1日間
閉 会 10月15日（金曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
10. 15	金	本会議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉会

令和3年第6回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 0 月 1 5 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 3 年 1 0 月 1 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令 和 3 年 1 0 月 1 5 日 午 前 1 0 時 3 5 分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 議 員		山 田 晴 憲			
	1 2 番 議 員		比 嘉 義 彦			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和3年10月15日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第54号	令和3年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定

○議長（名幸利積）

皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第6回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）
これから本日の会議を開きます。
開 議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、山田晴憲議員及び比嘉義彦議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間
にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に
決定しました。

日程第3. 議案第54号 令和3年度北中城
村一般会計補正予算（第4号）に
ついて

○議長（名幸利積）

日程第3. 議案第54号 令和3年度北中城村
一般会計補正予算（第4号）についてを議題と
します。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第54号 令和3年度北中城村一般
会計補正予算（第4号）について。

議案第54号

令和3年度北中城村一般会計補正予算（第4号）について

令和3年度北中城村の一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求め
ます。

令和3年10月15日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

令和3年度北中城村一般会計補正予算（第4号）

令和3年度北中城村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,537千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,214,936千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		1,834,400	16,649	1,851,049
	2 国庫補助金	530,950	16,649	547,599
21 繰入金		482,156	10,788	492,944
	2 基金繰入金	481,826	10,788	492,614
24 村債		604,418	11,100	615,518
	1 村債	604,418	11,100	615,518
歳入合計		9,176,399	38,537	9,214,936

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,774,203	10,600	1,784,803
	1 総務管理費	1,587,928	9,000	1,596,928
	2 徴税費	104,171	1,600	105,771
3 民生費		3,055,019	4,722	3,059,741
	1 社会福祉費	1,494,710	0	1,494,710
	2 児童福祉費	1,560,309	4,722	1,565,031
5 農林水産業費		305,813	1,405	307,218
	1 農業費	300,433	1,405	301,838
6 商工費		236,233	4,110	240,343
	1 商工費	236,233	4,110	240,343
7 土木費		436,214	△1,912	434,302
	1 土木管理費	53,790	△1,912	51,878
8 消防費		260,101	2,087	262,188
	1 消防費	260,101	2,087	262,188

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費		1,436,550	8,901	1,445,451
	1 教 育 総 務 費	160,212	1,868	162,080
	5 社 会 教 育 費	411,304	5,436	416,740
	6 保 健 体 育 費	238,617	1,597	240,214
10 災 害 復 旧 費		1	8,624	8,625
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	0	8,624	8,624
歳 出 合 計		9,176,399	38,537	9,214,936

第2表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債 (渡口地区農道災害復旧業務)	11,100	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行の方法による。 (借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。
計	11,100			

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金事業でございます。国庫補助金として1,664万9,000円。そして、もう一つの事業といたしましては、農林水産業施設災害復旧事業債でございます。その事業に係る起債が1,110万円、残りについては、財調繰入金としております。補正額は3,853万7,000円、17款、21款、24款に係る歳入でございます。

歳出については多岐にまたがりまして、2款から9款まで、そして10款は災害復旧事業に係るものでございます。

詳細については、副村長に説明をさせます。

○議長(名幸利積)

副村長。

○副村長(大田 繁)

それでは、私から、議案第54号 令和3年度北中城村一般会計補正予算(第4号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、9月補正予算計上、承認された後に、早急を実施すべき事業及び地方創生臨時交付金の追加交付による補正、そして、職員の人事異動等に伴う予算の変更等について計上してございます。

それでは、まず3ページをお願いします。

第2表地方債補正、追加が1件ございます。

災害復旧事業債(渡口地区農道災害復旧業務)、限度額が1,110万円、起債の方法、利率及び償還の方法は記述のとおりでございます。

続きまして、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、29目地方創生交付金1,664万9,000円の増につきましては、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応の追加の交付決定があったことによる事業費の増、または事業費の変更についての補正であります。

主な事業につきましては、歳出にて説明申し上げます。

続きまして、7ページをお願いします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金1,078万8,000円の補正につきましては、財源不足を補うための繰入金であります。

24款村債、1項村債、5目災害復旧事業債1,110万円の増につきましては、渡口地区農道災害復旧事業費に充てるための村債であります。

続きまして、歳出につきまして、主な補正について御説明いたします。

歳出につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の増減に関する説明は、省略させていただきます。

また、地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、説明欄に、地方創生（臨）と表示してあります。

8ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目会計管理費900万の増につきましては、税公金収納機器の導入を図るための費用となります。公共施設内での対面による接触機会の軽減と、銀行窓口閉鎖後の税金等の収納が可能となります。

10ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費152万9,000円につきましては、既に実施してあります医療機関等での新型コロナウイルス検査キット提供事業の財源を、一般財源から臨時交付金へ財源組替えするものでございます。

11ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、18節負担金、補助及び交付金294万円の増につきましては、認可外保育施設の安定的な運営の

ため、施設利用の自粛等に伴う経費を助成するものであります。対象児童を70人と見込んでおります。

12ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、14節工事費140万5,000円の増につきましては、役場敷地内で生成、そして配布をしておりますEM培養機器を資源化ヤード、ストックヤードに移設するために必要な工事費を計上しております。

13ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、12節委託料761万円の増につきましては、地域通貨まーいプレミアム付電子商品券の追加販売委託料と、小規模事業者支援として5%還元を実施する委託料となります。また、ECサイト販売画像制作委託料につきましては、ECサイトやふるさと納税における村産返礼品アピール及び購買促進のためのウェブ広告等を制作委託するものであります。

18節負担金、補助及び交付金350万円の減額につきましては、8月末までに実施した中小・小規模事業者事業継続支援金の残額分1,300万円の減額と、沖縄県が実施する感染防止認証制度を村内事業者に推進するため、必要な資材等の購入費用の一部を助成する感染防止対策認証支援事業950万円を計上しております。

次、15ページをお願いします。

8款消防費、1項消防費、1目消防施設費、18節負担金、補助及び交付金208万7,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策及び感染者搬送に伴う救急用資材等の整備を行うための中北消防組合への負担金となります。

次、飛びまして、19ページをお願いします。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農林水産業施設災害復旧費、14節工事請負費862万4,000円の増につきましては、渡口地区農道災害復旧に係るものとなります。

この表の中の補正額の財源内訳におきまして、一般財源がマイナスの247万6,000円となっておりますが、これは緊急的に実施した当該地区の調査業務にも災害復旧事業債を充てることができますので、そのための財源組替えの表示となっております。

16ページ以降、18ページまでの9款の教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明申し上げます。

私から以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

続きまして、教育予算の主な内容について御説明を申し上げます。

16ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、17節備品購入費、村立小中学校ICT機器整備事業につきましては、タブレットパソコンの予備機の追加購入のため186万8,000円を計上してございます。

17ページをお願いいたします。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費、12節委託料の増額につきましては、本村で導入しています施設予約システムについて、電子決済を追加しオンライン決済の利用者の利便性の向上を図るため、システム構築費として176万4,000円を計上してございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、質問いたします。

今回、ほとんどが地方創生交付金と村債、あとは財源一般繰入れですけれども、特にちょっと多いのが地方創生交付金、コロナ対策なんで

すけれども、まとめて聞きたいと思います。

6ページ、歳入のほうです。

成人式のコロナ感染対策について、抗原検査を実施するというですけれども、前回、保育所では、PCRをやるということで予算を取っていたんですけれども、なぜここでは抗原検査なのか。前回、私、国のほうで承認された抗原検査も結構いいのがあるよという話はしたんですけれども、その違いをお願いします。

あと、また全体的な話として、今回、密を避けるとか、接触を避けるということを主に予算組みしているようなイメージがあるんですけれども、村民に対して支援はもう行き届いたのか。逆に中小・小規模事業者事業継続支援金というのは大きく削られて、ほとんど備品購入とか、そういった部分になっているんですけれども、まだまだ村民に対して支援、行き届いていないんじゃないかなと思っているんですけれども、それも踏まえての今回のこの新型コロナの感染対策で予算組みしたのか、2点、よろしく願います。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの上間議員の質問にお答えします。

成人式でPCR検査をなくして抗原検査ということですが、成人式、今年も1月に予定しているんですけれども、来場者220名ほど、関係者も含めて予定はしていますけれども、抗原検査のほうの手軽というんですか、短時間で判明するというので、受付時間とか、混雑も予想されますので、各自治会ごとに分けて抗原検査で。コロナの感染がないということは、すぐ結果として、10分から15分くらいで出てくるものですから、そういう行事を行う際に支障がないということで、抗原検査で対応しようということなんです。

そのほかにも、今年実施しましたとおり、も

し心配であれば、オンラインでの配信と両方で
年明けの年度の成人式は予定していますので、
それで計上してあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間議員の御質問にお答えします。

村民の支援についてコロナ交付金なんですけれども、今回二次分として計上しています。6月補正のときに一次分として上げて、その中である程度、村民とか中小企業も含めてやって、今、まだ継続中でして、今回追加で、全体で約1億1,000万の事業を今年度やる予定であります。

いろいろ各課から上がってきた政策について、企画である程度ヒアリングをして、村長、副村長で北中城村のコロナ交付金をこれに使おうということで今、決めているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

まず、コロナ対策の検査のほうです。

いろいろテレビ等でもあるように、抗原検査、ちょっと問題がある。ちゃんとしっかり関知していないんじゃないかというのがありまして、これを打って逮捕された方もいらっしゃる。

また、この抗原検査の簡易キットでやると思うんですけども、医療用と、また試験用、分かれていて、国が奨励しているのが医療用で、しっかりやってくださいよという話なんですけれども、今回、多分やるのは試験というか。はっきり言えば国が奨励されているキットを使うのかどうなのかということです。それをお聞きします。

また、大きな部分でもう村民の支援はないのか。続いているよという話はしているんですけれども、私、総務厚生委員会の委員長でもありまして、その中でいろいろ村民から相談も受けながらやっています、去年までは、国保の医療保険料、国保のほうで去年までは相当手厚い形で減免申請とかあったんですけども、今回は少し申請の減免の幅も小さくなって、まだまだこの国保に対して、やっぱり所得が低い方が国保入っているという方が結構多いと思うんですよ。その辺のほうの手厚い事業というのはできないのか。いろんなところでもっとあるんじゃないかなというふうには思うんですけども、この辺もしっかり精査しているのかお聞かせください。

けれども、私、総務厚生委員会の委員長でもありまして、その中でいろいろ村民から相談も受けながらやっています、去年までは、国保の医療保険料、国保のほうで去年までは相当手厚い形で減免申請とかあったんですけども、今回は少し申請の減免の幅も小さくなって、まだまだこの国保に対して、やっぱり所得が低い方が国保入っているという方が結構多いと思うんですよ。その辺のほうの手厚い事業というのはできないのか。いろんなところでもっとあるんじゃないかなというふうには思うんですけども、この辺もしっかり精査しているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、国保の減免の話がありましたけれども、実は、今回の補正を提案した後に、一応、健康保健課から国保の減免の話もございました。ただ、もう期限が終わっていたので、次回、また予算等含めて、余る時期が来ればこれは検討しましょう。ただ、村民含めて、中小企業全体含めて、各課、智恵を絞って、ある程度、お互いが投げる段階で、各課、いろいろ精査して企画のほうに提案してもらっています。だから、全体で、村民等含めて行き渡るような体制づくりを、今後とも行っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

生涯学習課では、先々週、子ども会育成者のジュニアリーダー研修でも、今回使う予定の抗原検査キットを使って実施しました。子どもたち、各字、参加があったんですけども、その

中でも支障がなかったものですから、現在、今、市販している抗原キットのほうを使用して実施したいと考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

もう最後の質問なんですけれども、できるだけしっかり検査が、ちゃんと精度が高いのをできるだけ使っていただきたいというふうには思っています。これが医療用なのか、試験用なのか、どちらかというのは、多分試験用だろうかというふうには私は認識しているんですけれども、ぜひともここから感染した、成人式で多くの方が感染した、昨日からまた少し増えているという話も出てきていますので、この辺はもう注意しててください。

あと、最後にこの地方創生交付金のほうなんですけれども、まだまだ助けてもらいたい方、村民の中にも多くいると思います。その辺も含めながらしっかり情報収集取りながら、次回もそういった交付金あると思う。三次ですか、次は。しっかり検討しながらやっていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

19ページですけれども、10款1項1目の14節の工事請負費についてお聞きします。

説明でいいんですけれども、この渡口地区の農道災害が起きたのはいつ頃なのか。

それから、起きた原因は何なのか。

それから、3点目に、そこで結構、見てみますと、農業従事者がかなり多くて、盛んにここ農業しているところで、大変重要な地域かなと思っております。この農業従事者に対して、現

在、どういった支障が出ているのかお聞きします。

それから、次に、工事期間はいつ頃からなのか。そして完成時期はいつ頃を予定しているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

こちらの現場といいますのが、渡口雛具原773番地先という場所で、ちょうど農道が突き当たりになる場所でございます。

こちらについて詳しい日付については、申し訳ございません、手元に資料を準備してございませんので、詳しい日時等についてはまた後ほど御報告させていただきたいと思っておりますけれども、こちらにつきましては、大雨によって農道部分の斜面部が地滑りを起こしたということがございまして、早急に復旧の必要があるというふうには判断をいたしまして、現在、調査業務を入れているところでございます。

近隣に多くの農業従事者の方がいらっしゃるというような御発言だったんですけれども、先ほども説明したとおり、農道の行き止まり部分に当たりまして、こちらに接している農業従事者の方は、現在、こちらで把握している限りはお二方になっております。

現在は、農道部分について崩壊の状態は見られませんので、特に大きな影響を与えているとは考えておりませんが、このまま放置しておくとも農道まで崩れてしまうような可能性も否めませんので、村としては早急に対応したく、今回計上させていただいたところでございます。

時期と申しましても、今回のこの補正予算を承認いただいた上で、やはり指名委員会等、工事発注の準備をやりたいと考えておりますので、できましたら早く着手し、早く完成したいと現

段階ではお答えできませんけれども、ちょうど年末、年度末にかかる時期に当たっての工事ともなりますので、請負業者さんが対応していただけるのかというのちょっと懸念するところではありますけれども、ぜひ受注していただけるよう、私どもも早急に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

私から1点だけ。

15ページの8款1項1目18節の消防費について伺いたいと思うんですが、一般財源のほうから163万1,000円出ているんですが、一旦負担金として消防に投げて、またこれがコロナ対策事業のものとして国のほうから戻ってくるのかどうか。

それで、負担金について200万余り出ているんですが、説明では備品購入というふうなもので理解してよろしいんですかね。よろしく願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

まず、今おっしゃっていた備品です。

自動除細動器、いわゆるAEDというやつです。大型のAEDが350万ぐらいです。あと100万円程度は、消毒液スタンドやパーティション、サーキュレーター、酸素ボンベ、自動血圧計、手動血圧計などの消耗品や備品の購入を予定している。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

先ほど160万が一般財源から出ているということで、答弁もらえなかったんですけども、財源として一旦、一般財源出ているんですけども、これの、今、コロナ対策事業としての予算組み出してやっていると思うんですけども、また後で組み替えるのか、その辺、お願いできますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

実は、6月補正でこの消防の350万の備品費の充当分、コロナ交付金を前倒しで充当をしていました。というのも、当初予算でうちの負担金の中に入っていると思っていたものですから、6月に実際にその分の国庫補助は出して、実際に、今、208万7,000円に対して、今回、占める中の国庫支出金が194万6,000円となっています。一般財源が14万1,000円、両方合わせると。そういう持ち出しの仕方になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

分かりました。

AED、心臓、それぞれ使うと思うんですが、1台購入ということで理解でよろしいでしょうか。今、消防の救急というのは3台あるということで、2台購入ということも聞いたものですから、1台で購入ということでよろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

はい。1台購入でよろしいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

11ページの2目保育所費、18節の負担金、補助及び交付金の件ですが、認可外保育の施設の補助金の件でお伺いします。

これは1か所に補助するのか、それともそこにある認可保育園のほうに等しく補助するのか、それを教えてください。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

11ページです。

3款2項2目保育所費の認可外保育施設の補助金についてでございますけれども、これはコロナ感染によって登園を自粛するお子さんに対する保育料の補填分を補助する事業でございますので、この事業につきましては、1か所とかそういうわけではなくて、村民の方が利用している保育施設のほうを対象になりますので、村内外、かなり数は増えると思われれます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、その保育園は何か所ですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

認可外施設に通われているお子さんの施設数につきましては、全部をこちらで把握しているものではございませんので、あくまで今回は、申請者からの申請をもつての数の把握ということになりますので、現段階ではお答えできません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

本題とは関係ありませんけれども、これまで認可外から2か所、認可になりましたけれども、まだこの認可を要望している認可外保育園もありますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第54号 令和3年

度北中城村一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第6回北中城村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

令和3年第7回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 12月 3日（金曜日） 会期 12 日間
 閉 会 12月14日（火曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
12. 3	金	本会議	午前10時	議員全員協議会 開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明
12. 4	土	休 会		各自議案研究
12. 5	日	休 会		各自議案研究
12. 6	月	本会議 委員会	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（補正予算等） 委員会審査
12. 7	火	本会議	午前10時	一般質問（4名）
12. 8	水	本会議	午前10時	一般質問（4名）
12. 9	木	本会議 委員会	午前10時	一般質問（2名） 委員会審査
12. 10	金	委員会	午前10時	委員会審査
12. 11	土	休 会		
12. 12	日	休 会		
12. 13	月	委員会	午前10時	委員会審査、議員全員協議会
12. 14	火	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（議案、陳情） 選挙管理委員選挙 閉会中の継続審査及び調査の申出 閉 会

令和3年第7回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年12月3日 午前10時08分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和3年12月3日 午前11時22分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	1 3 番 議 員		比 嘉 次 雄			
	1 番 議 員		安 里 道 也			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和3年12月3日(金曜日)

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第55号	北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	説 明
5	議案第56号	北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第57号	北中城村都市公園条例の全部を改正する条例について	〃
7	議案第58号	北中城村附属機関設置条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第59号	北中城村公営墓地条例の制定について	〃
9	議案第60号	令和3年度北中城村一般会計補正予算(第5号)について	〃
10	議案第61号	令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	〃
11	議案第62号	令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	〃
12	議案第63号	令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算(第3号)について	〃
13	議案第64号	南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について	〃
14	議案第65号	南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について	〃
15	決議第10号	米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する抗議決議	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
16	意見書第12号	米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和3年第7回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時08分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時08分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。会務の報告、令和3年9月から11月の会務報告。

9月28日、中部広域市町村圏事務組合例月出納検査が実施され、監査を行いました。

同日、中城北中城消防組合議会が開催され、出席しました。

10月4日、沖縄県町村議会議長会臨時理事会が那覇市で開催され、出席しました。

9日、第36回北中城まつり動画撮影会が宜野湾市で開催され、出席しました。

12日、第6回10月臨時議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

同日、村社会福祉協議会会長、事務局長から福祉施策及び予算充実の要請書の提出があり、要請書を受け取りました。

14日、北中城村シルバー人材センター設立準備室から表敬を受けました。

15日、第6回10月臨時会を開催しました。

22日、中部広域市町村圏事務組合例月出納検査及び定期監査が実施され、監査を行いました。

同日、中部広域市町村圏組合に加盟する市町村の勉強会、ゆがふう塾最終報告会が開催され、出席しました。今回は北中城村をテーマに職員の方が勉強会をし、報告会が行われました。

30日、金城孝文氏、沖縄県商工会青年部連合会会長就任記念激励会が開催され、出席しました。

11月9日、北中城村美崎海岸への軽石漂着による共同撤去作業に多くの議員と共に参加し、作業を行いました。

14日、北中城小学校運動会が開催され、出席しました。

24日、中部広域市町村圏事務組合議会議案説明会が開催され、出席しました。

同日、中城北中城消防組合議会が開催され、出席しました。

11月25日から27日までの日程で、第65回町村議会議長会全国大会が東京都で開催され、出席しました。

30日、第7回12月定例議会に向けて議会運営委員会を開催しました。

同日、沖縄県町村議会議長会定例役員会が那覇市で開催され、出席しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告として、11月30日に議会運営委員会を開きましたので報告します。

また、令和3年9月定例会以降に受理しました請願・陳情は配付しました請願・陳情処理一覧表のとおりとなっておりますので、御承知おきください。

また、村監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年9月から令和3年11月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お配りしてありますので御参照ください。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、比嘉次雄議員及び安里道也議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月14日までの12日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日から12月14日までの12日間に決定しました。

日程第3．行政報告

○議長（名幸利積）

日程第3．行政報告を行います。村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、行政報告を行います。

9月1日、キャンプ瑞慶覧ロウワープラザ地権者会と沖縄市長と北中城村長による跡地利用に向けたキックオフ会談を沖縄市役所で行いました。

同じく、都市計画区域区分検討協議会が役場で開催されウェブ会議に参加しております。

9月3日、北中城中学校男子バスケットボール部大会報告、これは県大会での優勝報告でございます。

同日、中学校の陸上部表敬を受けました。上位入賞者等の多くの男女生徒が表敬にいらしておりました。

9月27日、小学校児童全日本空手道選手権大会優勝報告がございました。

それから9月30日、沖縄県児童オリンピックバドミントン準優勝報告がございました。いずれも外部コーチの導入によるコーチを受けての児童・生徒の活躍が目立った児童オリンピックでございました。

それから、10月2日、キタナカグスケスポーツ選手権、これはイオンモール沖縄ライカムのほうで行われまして、かなりの反響がございました。

10月9日、北中城まつり撮影、これは宜野湾

コンベンションセンターで行いまして、村民によるシュウシンカネイリ等のビデオ収録と。それで、それからまたオンラインで発信をしております。

10月11日、第1回生涯学習推進計画策定委員会を役場のほうで持ちました。

同じく10月11日、令和3年全国地域交通安全運動沖縄地区出発式をイオンモール沖縄ライカムで行って、御挨拶をいたしました。

10月20日、第2回グッジョブ地域連携推進協議会、役場のほうで会議を持っております。

同じく10月20日、100歳祝い訪問ということで慶祝訪問をやっております。村内の対象者は10名でございました。

それから10月21日、北中城中学校生徒、沖縄科学作品展最優秀賞受賞報告を受けました。姉妹の受賞でございました。後藤姉妹の受賞です。

10月22日、沖縄総合事務局長によるロウワー・プラザ住宅地区視察がございまして、イオンモール沖縄ライカムより御案内をしております。

同じく10月22日、令和3年度ゆがふう塾最終報告会が社会福祉協議会の福祉センターで行われました。今回は北中城村がテーマで、ゆがふう塾生の北中城村の思い、そしてまちづくりについて報告をされております。大変いい最終報告会でございました。

10月26日、沖縄県婦人の主張発表会、県教育長賞受賞報告を受けました。平安山和美さんが受賞しております。

11月5日、与那原町、西原町、中城村、北中城村の4町村で県庁にて、知事に、東海岸地域サンライズ推進協議会による大型MICE施設基本計画の年内公表に関する要請をいたしたところでございます。

11月8日から11日まで、三重県に農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業先進地視察を行いました。バイオマス発電やグラン

ピング、鳥羽市との情報交換、意見交換等を行っております。

11月12日、中部地区議長会会長表敬を受けました。要請を受けまして、次年度の予算措置等について検討しているところでございます。

11月14日、北中城小学校運動会、そして同じく島袋小学校運動会。北中城小学校につきましては村長、そして島袋小学校については副村長が出席をしております。

11月16日、北中城村イングリッシュコンテスト、中央公民館で中高生によるスピーキングコンテストを行っております。

それから、11月18日から20日まで、農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業に係る要請を行っております。その際は、沖縄担当大臣である西銘大臣にもお会いできました。要請書をお渡ししております。それから内閣府の政策統括官や、あるいは官房審議官、そして農水省の官房の皆さんと要請をしております。

11月21日、虫歯のない子表彰式を中央公民館で表彰を行いました。

それから11月22日、北中城中学校女子ソフトボール部県大会優勝報告を受けました。

同じく25日、北中城幼稚園タマン稚魚放流体験を児童、幼稚園児、保育園児と一緒に放流事業を行いました。

11月26日、屋宜原老人クラブのゲートボール県大会優勝報告がございまして、表敬を受けました。

以上、行政報告をいたします。

○議長（名幸利積）

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第4. 議案第55号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第5. 議案第56号 北中城村放課後児

童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第6. 議案第57号 北中城村都市公園条例の全部を改正する条例について

日程第7. 議案第58号 北中城村附属機関設置条例の一部を改正する条例について

日程第8. 議案第59号 北中城村公営墓地条例の制定について

日程第9. 議案第60号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

日程第10. 議案第61号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第11. 議案第62号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第12. 議案第63号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第13. 議案第64号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合格約の変更について

日程第14. 議案第65号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○議長（名幸利積）

日程第4. 議案第55号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから日程第14. 議案第65号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分についてまでの11件を一括議題といたします。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第55号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案第55号

北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

北中城村国民健康保険条例（昭和47年北中城村条例第58号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年12月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

健康保険法施行令の一部改正に伴い、北中城村国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じた。

北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

北中城村国民健康保険条例（昭和47年条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、村長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、村長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の出産に係る北中城村国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上でございます。

童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を

続きまして、議案第56号 北中城村放課後児

定める条例の一部を改正する条例について。

議案第56号

北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月17日条例第16号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月3日 提出

北中城村長 比嘉孝則

提案理由

放課後児童健全育成事業者が、放課後児童支援員を配置するための研修を修了するまでの経過措置期間を延長する必要があるため。

北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月17日条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正例規	現行例規
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法	第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法

律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)を定めるものとする。

附 則

1 省略

(職員の経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

律第164号。以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

附 則

1 省略

(職員の経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

以上でございます。

続きまして、議案第57号 北中城村都市公園

条例の全部を改正する条例について。

議案第57号

北中城村都市公園条例の全部を改正する条例について

北中城村都市公園条例(昭和53年7月7日条例第16号)の全部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村公営墓地条例の新規設置、公園管理運営に伴う明確化、都市公園法改正等による各整合性を図る目的として、北中城村都市公園条例の全部を改正する必要があるため。

北中城村都市公園条例

北中城村都市公園条例（昭和53年7月7日条例第16号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第1章の2 公園の設置（第2条の2－第2条の6）
- 第2章 公園の管理（第3条－第14条）
- 第3章 有料の公園施設（第15条－第17条の2）
- 第4章 雑則（第18条－第20条）
- 第5章 罰則（第21条－第23条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）及び都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、公園の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）公園 法第2条第1項に規定する都市公園で本村が設置し、又は管理するものをいう。
- （2）公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。

第1章の2 公園の設置

（住民1人当たりの公園の敷地面積の基準）

第2条の2 本村の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の住民1人あたりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

第2条の3 次に掲げる公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- （1）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定める。
- （2）主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とし

て定める。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定める。

(4) 主として本村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第2条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2を超えてはならない。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、政令で定めるところによる。

(運動施設の敷地面積の基準)

第2条の5 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準)

第2条の6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する都市公園移動等円滑化基準は、法、政令及び規則で定めるところによる。ただし、災害等のため一時使用する同法第2条第13号の特定公園施設を設置する場合には、この限りでない。

第2章 公園の管理

(行為の制限)

第3条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

(1) 行商、出店、その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 運動会、集会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのため公園の全部又は一部を独占して利用すること。

(5) その他村長が必要と認めること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、場所又は公園施設、期間、行為の内容その他村長の指示する事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載

した申請書を村長に提出してその許可を受けなければならない。

4 村長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り同項又は前項の許可を与えることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは第1項の許可をすることができない。

- (1) 伝染性の疾患があると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物の類を携行する者
- (3) 他人に不快の感情を与えるような奇異又は不潔の容相をした者
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下同じ。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

5 村長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（行為の禁止）

第4条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (8) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊戯をすること。
- (9) 公園をその用途外に使用すること。
- (10) その他公園の管理上支障があると認められること。

（利用の禁止又は制限）

第5条 村長は公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合においては、公園を保全し、またその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（公園施設の設置又は管理の許可）

第6条 法第5条第1項の規定により公園において公園施設を設け、又は管理させることのできるものは村内に住所又は事務所を有する者でなければならない。

（許可申請の記載事項）

第7条 法第5条第1項で定める許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 公園の復旧方法
- ケ その他村長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他村長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

- ア 変更する事項
- イ 変更する理由
- ウ その他村長が指示する事項

2 法第6条第2項で定める許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 当該公園の復旧方法
- (5) その他村長の指示する事項

(軽易な変更事項)

第8条 法第6条第3項ただし書による軽易な変更事項は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え。

(添付書類)

第9条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者、又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(公園施設の設置又は管理の休止及び廃止)

第10条 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が公園施設の設置又は管理を休止又は廃止しようとするときは、その日の10日前までに理由を付して村長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項及び第3項又は第3条第1項及び第3項の許可を受けた者は、それぞれ別表第1により算定した額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前項の許可の際に徴収する。ただし、法第5条第1項の許可を受けた者に係る使用料は村長が指定する期日までに徴収する。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によって使用することができなくなったとき、その他村長が必要と認めた場合はその全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第11条の2 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（1） 本村が主催する行事に使用する場合

（2） 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する村内の学校が教育上の目的で使用する場合又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する村内の保育所等の児童福祉施設が児童福祉の目的で使用する場合

（3） 公共的団体が公益の目的で使用する場合

（4） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の身体障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は知的障害者（児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者をいう。）が使用する場合

（5） その他村長が特に必要と認める場合

（監督処分）

第12条 村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこの条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

（1） この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

（2） この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

（3） 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命ずることができる。

（1） 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

（2） 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

（3） 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第12条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1） 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 保管した工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(工作物等を保管した場合の公示方法)

第12条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規定で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の規定による掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、その掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第12条の6において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を北中城村公報に登載すること。

2 村長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を建設課に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価方法)

第12条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、村長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第12条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める契約の手続により行うものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第12条の6 村長は、法第27条第4項(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により保管した工作物等(法第27条第6項(法第33条第4項において準用する場合を含む。)の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(権利の譲渡禁止等)

第13条 公園の施設の設置又は管理の許可、公園の占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(保証人)

第14条 村長は、必要があると認めるときは、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項又は第16条第1項若しくは第2項の許可を受けようとする者及びそれらの許可を受けた者に保証人を立てさせることができる。

第3章 有料の公園施設

(有料公園施設)

第15条 村が管理する公園施設のうち、有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）の名称は別表第2のとおりとし、その使用料は同表により算定した額とする。

2 前項の使用料については、第11条第2項及び第3項並びに第11条の2の規定を準用する。
(使用許可)

第16条 有料公園施設を使用しようとする者は、申請書を提出し、村長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた内容を変更するときも、同様とする。

3 村長は、第1項の規定による許可をするに当たって有料公園施設の管理のため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 有料公園施設及び附属設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(管理の特例)

第17条の2 この条例の規定にかかわらず、次に掲げる公園施設の管理については、別に条例の定めるところによる。

(1) 北中城村公営墓地

第4章 雑則

(届出)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を村長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。

(4) 法第26条第2項若しくは第4項又は法第27条第1項若しくは第2項の規定による必要な処置を命ぜられた者が、その命ぜられた処置を完了したとき。

(5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し若しくは移転したとき。

(6) 第12条第1項又は第2項の規定による必要な処置を命ぜられた者が、その命ぜられた処置を完了したとき。

(公園予定区域等についての準用)

第19条 第3条から第17条まで及び前条の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(委任)

第20条 この条例の施行につき必要な事項は、村長が定める。

第5章 罰則

第21条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第12条第1項又は第2項の規定による村長の命令に違反した者

第22条 偽りその他不正な手段により徴収を免れた者に対しては、その免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科することができる。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関し第21条の違反行為をしたときは行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

区 分		単 位	使用料	
行為をする場合	行商その他これに類する行為	1日以内	200円	
	業として写真を撮影するもの	撮影機（写真機）1台1日	500円	
	業として映画を撮影するもの	1件1日	1,000円	
	興行、出店、その他これに類する営業行為	1平方メートル1日	20円	
	競技会、集会、展示会、博覧会、その他これに類する行為をする場合	面積によるもの	1平方メートル1日	10円
		面積によりがたいもの	1回1日以内	1,000円
公園を占用する場合	電柱、支柱、支線及び標識その他これに類するもの	1本1年	650円	
	地下マンホールその他これに類する地下構造物	1平方メートル1月	10円	
	水道管、下水管、ガス管、地下埋設物等	1メートル1年	36円	
	天体、気象又は土地観測施設	1平方メートル1月	40円	
	詰所用建物、その他工事用施設	1平方メートル1月	50円	
	工事用板囲、足場及び材料置場	1平方メートル1月	50円	
	その他の占用	1平方メートル1月	50円	

別表第2（第15条関係）

若松公園多目的広場

使用料	村内	200円	備考 1時間につき
	村外	400円	

照明料	1,000円
-----	--------

若松公園テニスコート

使用料	村内	200円	備考 1時間につき
	村外	400円	
照明料	200円		

若松公園ゲートボール場

照明料	50円	備考
		1時間につき

しおさい公苑多目的広場

使用料	区分	児童・生徒	学生・一般	備考
	村内	500円	1,000円	1時間につき
	村外	1,000円	2,000円	
照明料	全灯	2,000円		
	野球	1,500円		
	サッカー	1,200円		

渡口多目的広場

使用料	村内	200円	備考 1時間につき
	村外	400円	

別添、都市公園条例を添付してございます。

第1条の趣旨、そして2条定義、それから使用料等、それから公園施設の設置管理の許可と表記してございます。お目通しをお願いしたいと思います。

条文としては、20条で委任、それから罰則規

定がでございます。第21条に罰則規定がございまして、これについてもお目通しをお願いしたいと思います。

以上でございます。

続きまして、議案第58号 北中城村附属機関設置条例の一部を改正する条例について。

議案第58号

北中城村附属機関設置条例の一部を改正する条例について

北中城村附属機関設置条例（昭和59年北中城村条例第15号）の一部を改正したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村生涯学習推進計画策定のため、生涯学習推進計画審議会を設置するため。

北中城村附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

北中城村附属機関設置条例（昭和59年条例第15号）の一部を次のように改正する

改正例規			現行例規		
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）		
附属機関 の属する 執行機関	附属機関の 名称	担任する事 項	附属機関 の属する 執行機関	附属機関の 名称	担任する事 項
省略			省略		
<u>教育委員</u> 会	北中城村学 力向上対策 委員会	基礎学力向 上に関する こと。	<u>教育長</u>	北中城村学 力向上対策 委員会	基礎学力向 上に関する こと。
省略			省略		
<u>教育委員</u> 会	北中城村い じめ問題専 門委員会	いじめの防 止等の対策 に関するこ と。	<u>教育長</u>	北中城村い じめ問題専 門委員会	いじめの防 止等の対策 に関するこ と。
<u>教育委員</u> 会	北中城村生 涯学習推進 計画審議会	<u>生涯学習推 進計画に関 すること。</u>	新 規		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別添、新旧対照表をお目通しお願いしたいと思えます。

新たに北中城村生涯学習推進計画審議会を設置するものでございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

議案第59号から。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第59号 北中城村公営墓地条例の制定について。

議案第59号

北中城村公営墓地条例の制定について

北中城村公営墓地条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年12月3日 提出

北中城村長 比嘉孝則

〔提案理由〕

北中城村公営墓地を管理運営するために条例を制定する必要があるため。

北中城村公営墓地条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、墓地、埋葬法に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規程に基づき、本村の公営墓地の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公営墓地 本村が設置する墓地をいう。
- （2）墳墓地 墳墓を設けるために区画した土地をいう。
- （3）納骨堂 遺骨を安置しておく建物をいう。

（設置、名称及び位置）

第3条 本村に公営墓地を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北中城村公営墓地	北中城村字島袋1607番地

2 北中城村公営墓地に次に掲げる施設（以下「公営墓地施設」という。）を置く。

- （1）墳墓地
- （2）納骨堂

3 納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北中城村公営墓地納骨堂	北中城村字渡口899番地

（使用の目的）

第4条 公営墓地施設は、墳墓の設置、焼骨又はこれに準ずるものの埋蔵又は収蔵及びこれらに伴う祭祀の目的以外に使用することはできない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 公営墓地施設を使用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

2 村長は、前項の許可をする場合においては、公営墓地の管理上必要な条件を付することができる。

3 村長は、第1項の許可をしたときは、使用許可証を交付する。

(使用資格)

第6条 前条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本村に住所を有すること。ただし、公営墓地の使用許可を受けようとする者であって、死亡時において村内に住所を有していた者の焼骨を埋蔵しようとするものは、この限りでない。

(2) 祭祀を主宰する者であること。

(3) 焼骨を所持していること。

2 前項の規程に係らず、村長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、これらの要件を緩和することができる。

(使用期間)

第7条 公営墓地施設の使用期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 墳墓地 永年

(2) 納骨壇 6年、12年、32年

(3) 合葬室 永年

(使用料)

第8条 第5条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、村長は、規則に定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 第5条第1項の許可を受けた者又は第12条の規定により使用权を承継した者（以下これらを「使用者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている場合において、納骨堂を使用するとき。

(2) その他村長が特に必要があると認めるとき。

(管理上の措置等)

第10条 村長は、管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その使用について制限し、

若しくは条件を付し、又は適当な措置を講ずるよう命ずることができる。

(転貸等の禁止)

第11条 使用者は、第5条第1項の許可及び次条の許可（以下これらを「使用許可」という。）を受けた公営墓地施設を転貸し、又は次条に定める場合を除きその使用する権利を譲渡してはならない。

(使用権の承継)

第12条 使用者が死亡した場合その他必要があると認める場合は、当該使用者に代わって祭祀を主宰する者が、村長の許可を得て使用権を承継することができる。

(墳墓の工事等)

第13条 墳墓地の使用人は、墳墓を新設し、増設し、又は改築しようとするときは、村長の承認を受けなければならない。

2 墳墓の設備については、規則で定める基準に適合したものでなければならない。ただし、村長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 村長は、第1項の承認を行う場合において管理上必要があると認めるときは、墳墓の位置、構造等について指示することができる。

4 第1項の承認を受けた者が、工事に着手するとき、及び当該工事を完了したときは、その旨を村長に届け出なければならない。

(公営墓地の一時使用)

第14条 墳墓地の使用人が、その使用に伴う工事その他の必要により公営墓地の土地を一時使用しようとするときは、村長の許可を受けなければならない。

(埋蔵等の手続)

第15条 使用者は、次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ村長への届出をし職員の立会いを求めなければならない。

(1) 公営墓地施設又は納骨堂に焼骨を埋蔵し、又は収蔵しようとするとき。

(2) 公営墓地施設又は納骨堂から焼骨を改葬し、又はその返還を受けようとするとき。

(使用者の責務)

第16条 使用者は、使用場所を常に清潔に保つよう努めなければならない。

2 墳墓地の使用人は、当該墳墓地に係る墳墓等を適正に管理しなければならない。

3 前項の規定において、村長が適当でないとは判断した場合は、使用者に対し指導を行い従わなかった場合には墳墓等の撤去命令を科すことができる。

(変更等の届出)

第17条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を村長に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名に変更があったとき。

(2) 公営墓地施設を使用する必要がなくなったとき。

(使用許可証の書換え等)

第18条 使用者は、第12条の規定による使用権の承継があったとき、又は前条第1号の変更があったときは、使用許可証の書換えを受けなければならない。

2 使用者は、使用許可証を紛失し、又は毀損したときは、速やかにその再交付を受けなければならない。

3 使用者は、前2項の規定により使用許可証の書換え又は再交付を受ける場合は、1件につき300円の手数料を納付しなければならない。

(使用権の消滅)

第19条 墳墓地の使用権は、使用者の死亡後5年(第12条の規定による使用権の承継があったときを除く。)又は使用者の住所が不明となって7年を経過したときに消滅する。

(使用許可の取消し)

第20条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、公営墓地施設の使用許可を取り消すことができる。

(1) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。

(2) 墳墓地について第5条第1項の許可を受けた日から5年を経過しても当該墳墓地を使用しないとき。

(3) 納骨堂について第5条第1項の許可を受けた日から1年を経過しても焼骨の埋蔵又は収蔵を行わないとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。

(5) 使用許可の条件に違反したとき。

(6) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可又は承認を受けたとき。

(使用場所の返還)

第21条 使用者は、公営墓地施設を使用する必要がなくなったとき、使用許可を取り消されたとき、又は納骨堂の使用期間が満了したときは、直ちにその使用場所を原状に復し、村長に返還しなければならない。ただし、村長が特に必要があると認めた場合は、使用場所の全部又は一部について現状のまま返還することができる。

(使用場所の変更又は返還の命令)

第22条 村長は、公営墓地の管理又は事業執行上必要があるときは、使用者に対し、使用場所の全部又は一部について変更又は返還を命ずることができる。

2 村長は、前項の規定により変更又は返還を命じたときは、使用者に対し、移転等に係る費用を負担し、既納の使用料の一部を還付するものとする。

(行為の禁止)

第23条 公営墓地においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公営墓地を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。ただし、使用許可を受けた墳墓地を除く。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。

(6) 指定された場所以外で火気を使用すること。

(7) その他村長が公営墓地の管理上支障があると認める行為

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- (1) 使用許可を受けないで公営墓地を使用した者
 - (2) 前条の規定に違反した者
- (委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 使用許可の申請に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 既存の北中城村墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年12月25日条例第19号）の規定については、なお従前の例による。

別表（第8条関係）

公営墓地施設	単位	使用料
墳墓地	1区画につき 永年	385,000円
納骨堂	1壇につき 1体用 6年	50,000円
	2体用 6年	80,000円
	1壇につき 1体用 12年	75,000円
	2体用 12年	125,000円
	1壇につき 1体用 32年	140,000円
	2体用 32年	240,000円
	合葬室 1体につき永年	30,000円
参拝室1時間につき	500円	

備考

- 1 納骨壇の使用期限が経過した後は、合葬室へ埋蔵する。
- 2 納骨壇の使用料には、合葬室の使用料、管理料も含まれている。

新規の条例でございまして、1条の趣旨から、そして5条、使用の許可、使用資格、使用期間、使用料と定めてございまして、1条から25条まで25条立てで構成されております。お目通しお願

いしたいと思っております。

以上でございます。

続きまして、議案第60号 令和3年度北中城村一般会計補正予算(第5号)について。

議案第60号

令和3年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

令和3年度北中城村の一般会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年12月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村一般会計補正予算（第5号）

令和3年度北中城村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273,934千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,488,870千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		1,851,049	278,018	2,129,067
	1 国庫負担金	1,084,319	119,956	1,204,275
	2 国庫補助金	547,599	157,957	705,556
	3 委託金	219,131	105	219,236
18 県支出金		1,116,107	12,446	1,128,553
	1 県負担金	454,016	11,047	465,063
	2 県補助金	627,507	1,399	628,906
21 繰入金		492,944	22,090	515,034

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 基金繰入金	492,614	22,090	514,704
23 諸収入		83,491	△520	82,971
	3 雑収入	81,490	△520	80,970
24 村債		615,518	△38,100	577,418
	1 村債	615,518	△38,100	577,418
歳入	合計	9,214,936	273,934	9,488,870

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,784,803	10,558	1,795,361
	1 総務管理費	1,596,928	5,722	1,602,650
	2 徴税費	105,771	3,077	108,848
	3 戸籍住民基本台帳費	69,707	1,759	71,466
3 民生費		3,059,741	226,859	3,286,600
	1 社会福祉費	1,494,710	40,300	1,535,010
	2 児童福祉費	1,565,031	186,559	1,751,590
4 衛生費		1,100,044	24,266	1,124,310
	1 保健衛生費	769,140	24,158	793,298
	2 清掃費	330,904	108	331,012
5 農林水産業費		307,218	493	307,711
	1 農業費	301,838	493	302,331
	3 水産業費	2,829	0	2,829
6 商工費		240,343	1,121	241,464
	1 商工費	240,343	1,121	241,464
7 土木費		434,302	△2,887	431,415
	2 道路橋梁費	99,179	△4,386	94,793
	3 都市計画費	283,245	1,499	284,744
9 教育費		1,445,451	13,524	1,458,975
	1 教育総務費	162,080	493	162,573
	2 小学校費	466,179	14,993	481,172
	3 中学校費	93,698	△977	92,721
	5 社会教育費	416,740	△2,783	413,957
	6 保健体育費	240,214	1,798	242,012
歳出	合計	9,214,936	273,934	9,488,870

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業債 (島袋小学校校舎増築工事)	76,300	(借入方法) 証書借入又は地方証券発行による。 (借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができ。	38,200	変更なし	変更なし	変更なし
計	76,300				38,200			

詳細につきましては、副村長に説明をさせます。

○議長(名幸利積)

副村長。

○副村長(大田 繁)

では、私より議案第60号 令和3度北中城村一般会計補正予算(第5号)につきまして御説明いたします。

まず4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正に変更が1件ございます。学校教育施設等整備事業債(島袋小学校校舎増築工事)の限度額を3,820万円に変更しております。これは島袋小学校校舎増築工事に係る国庫支出金の交付決定通知により、起債額を減額するものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法については変更ありません。

続きまして、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

7ページをお願いします。

17款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、5,077万6,000円の増につきまし

ては、新型コロナウイルス感染防止に係るワクチン3回目接種を見込んだ事業費の増と、同じく17款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金であります新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金からの事業費の組替えについての補正であります。

主な事業につきましては、歳出で御説明いたします。

続きまして、同じページでありますけれども、4目教育費国庫負担金、公立学校施設整備国庫負担金4,933万9,000円につきましては、先ほど、地方債の補正にて御説明いたしました国庫負担金交付決定通知により、額を増額するものでございます。

続きまして、17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、1億8,309万2,000円の補正の増額のうち、1億8,207万9,000円は、国がこのほど閣議決定されました子育て世帯支援の臨時特別給付金関連の経費で、18歳以下1人当たり10万円給付のうち5万円分を計上しております。支給対象人数は約3,500人としてお

ります。

8ページをお願いします。

18款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、7節不法投棄・散乱ごみ監視等事業補助金270万円につきましては、軽石除去に係る事業費補助金であります。さきに軽石除去対策費として予備費から予算措置しておりました300万円に充当するもので10分の9の補助となります。

9目沖縄振興公共投資交付金、462万4,000円の減額につきましては、中城公園アクセス線整備事業における用地購入の進捗が順調でないことから、県より本年度の交付金不交付決定があったため、補正減としております。

9ページをお願いします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金2,209万円の補正につきましては、財源不足を補うための繰入金であります。

24款村債、1項村債、6目教育債3,810万円の減につきましては、島袋小学校校舎増築工事に係る国庫支出金交付決定による減となります。

続きまして歳出について説明いたします。事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料262万円の増につきましては、浸水被害損害賠償請求訴訟にかかった弁護士委託料となります。

続きまして、5目企画費341万5,000円の減額につきましては、東京オリンピック・パラリンピック推進費のサントメプリンシペ選手団受入れが実現できなかったことによる減額であります。

続きまして、12ページをお願いします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費175万9,000円の増につきましては、マイナンバーカードの交付促進を図る

ため、申請・交付窓口対応の person 費及び専用機器等の使用料を計上してございます。

続きまして、14ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1億8,102万3,000円につきましては、18歳以下1人当たり10万円給付のうち5万円分を給付する子育て世帯臨時特別給付金に係る関連経費となっております。

続きまして、2目保育所費、18節負担金、補助及び交付金360万円につきましては、県外保育士誘致事業としまして、県の9割補助を受けて実施するもので、保育士不足解消のため県外在住の保育士を村内の保育園に誘致し、その移住費用を最大40万円補助するものであります。対象となる人数は14人を見込んでおります。

続きまして、16ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、10目新型コロナウイルス感染症対策費2,226万5,000円の増につきましては、3回目ワクチン接種に向けての関連経費の増となります。1節の報酬、会計年度任用職員報酬、3節職員時間外手当等、それから11節の役務費、12節ワクチン接種関連の委託料、そして13節使用料及び賃借料、そして14節の接種会場等工事請負費を含む補正内容となっております。

続きまして、19ページをお願いします。

5款農林水産業費、3項水産業費、1目水産振興費、財源内訳の270万円につきましては、一般財源から県支出金に財源組替えをするものがございます。除去作業に係る費用を一般財源の予備費より300万円流用しておりましたので、その9割を県の補助金に組替えをいたしました。

続きまして、20ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、14節工事請負費112万1,000円の増額につきましては、イオンモールライカム内にありますトラベルマートきたポの店舗撤退に伴う原状回復工事の費用となります。トラベルマートきたポの営業に

については、完全撤退ではなく一部、村観光協会内に移していくことになります。

続きまして、21ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、12節委託料及び16節公有財産購入費638万6,000円の減につきましては、中城公園アクセス線整備事業に係る用地購入の進捗が順調でなく、今年度の事業費を減額するものであります。

22ページをお願いします。

7款土木費、3項都市計画費、3目公園費、10節需用費149万9,000円の増につきましては、村内各公園の施設修繕費となっております。

23ページから27ページにつきましては、教育費につきましては、教育委員会のほうから説明をいたします。

私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

引き続き、教育費予算の主な内容について御説明を申し上げます。

24ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費、施設修繕費178万2,000円につきましては、電力制御装置の配線取付工事のため両小学校へ計上してございます。

同じく1目学校管理費、17節備品購入費800万1,000円につきましては、北中城小学校においては、令和4年度児童数増に対応するものとして、それから島袋小学校においては、普通教室増築に伴うそれぞれ机、椅子の購入費として計上してございます。

次に、25ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、19節扶助費の100万円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行の予定地を県外から県内へ変更したため、減額の計上としてございます。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第61号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

議案第61号

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年12月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12,595千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,285,233千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 諸 収 入		76,242	12,595	88,837
	4 雑 入	76,237	12,595	88,832
歳 入 合 計		2,272,638	12,595	2,285,233

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 諸 支 出 金		3,007	12,595	15,602
	1 償還金及び還付加算金	3,007	12,595	15,602
歳 出 合 計		2,272,638	12,595	2,285,233

詳細につきましては、所管課長に説明をさせていただきます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第61号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の主なものについて御説明いたします。

今回の補正につきましては、主に実績等を見込んでの補正となっております。

5ページをお開きください。

事項別明細書をもって御説明をさせていただきます。

まず、歳入のほうですが、12款諸収入、4項雑入、9目歳入欠陥補填収入1,259万5,000円の増につきましては、歳入歳出の調整分ござい

ます。

続きまして、6ページをお開きください。

主な歳出の御説明をいたします。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金330万の増につきましては、10月20日より始まりましたオンライン資格確認で2つの保険に重複して加入している方などの情報が分かり、資格喪失による還付となっております。

3目の保険給付費等交付金償還金、22節償還金利子及び割引料929万5,000円の増につきましては、令和2年度の交付金の精算によるものでございます。そのうち普通交付金精算返還金の642万3,000円は、県が推計した額よりも保険給付費が少なかったことによります。特別交付金精算返還金287万2,000円は、特定健診の受診率

の減及び保険者努力支援事業の人件費の減によるものです。

以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第62号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

議案第62号

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年12月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,504千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222,896千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		36,865	1,504	38,369
	1 一般会計繰入金	36,865	1,504	38,369
歳入合計		221,392	1,504	222,896

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		217,628	1,504	219,132
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	217,628	1,504	219,132
歳 出 合 計		221,392	1,504	222,896

詳細については、所管課長が説明をいたします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第62号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）のほうを御説明いたします。

今回の補正につきましては、負担金の確定に伴う補正となっております。

事項別明細書で御説明をします。

5ページをお開きください。

歳入。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金150万4,000円の増は、基盤安定負担金の確定通知に基づいての補正となっております。

次に、6ページをお開きください。

歳出のほうですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金150万4,000円の増は、基盤安定負担金の確定によるものです。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第63号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について。

議案第63号

令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について

令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年12月3日 提出

北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和3年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 下水道事業収益	400,763 千円	0 千円	400,763 千円
第1項 営業収益	109,586 千円	0 千円	109,586 千円
第2項 営業外収益	291,176 千円	0 千円	291,176 千円
第3項 特別利益	1 千円	0 千円	1 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	368,884 千円	2,740 千円	371,624 千円
第1項 営業費用	324,942 千円	2,740 千円	327,682 千円
第2項 営業外費用	42,940 千円	0 千円	42,940 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額46,738千円」を「資本的収入が資本的支出に対し不足する額40,071千円」に、「過年度分損益勘定留保資金17,568千円」を「過年度分損益勘定留保資金10,901千円」に改める。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 資本的収入	225,300 千円	8,838 千円	234,138 千円
第1項 企業債	62,900 千円	4,838 千円	67,738 千円
第2項 他会計補助金	110,300 千円	0 千円	110,300 千円
第3項 県補助金	52,100 千円	4,000 千円	56,100 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	272,038 千円	2,171 千円	274,209 千円
第1項 建設改良費	147,020 千円	2,171 千円	149,191 千円
第2項 企業債償還金	124,018 千円	0 千円	124,018 千円
第3項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

別紙、補正予算書を添付してございます。収益的収支、そして資本的収支のほうに補正予定
 がございますので、詳細について担当課長が説明をします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第63号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1 ページをお開きください。

第2条、令和3年度北中城村下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額は次のとおり補正する。

支出。

1 款下水道費用事業、1 項営業費用274万円の増については、6月に補正しました県道宜野湾北中城線改良工事に伴う専用物件である人工島のかさ上げ等工事が完了しておりましたが、県道改良工事の整備促進を図るため、追加工事が発注されたことによる人工島のかさ上げ費用となっております。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

予算第4条、本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出に対し不足する額4,673万8,000円を資本的収入が資本的支出に対し不足する額4,007万1,000円に。過年度分損益勘定留保資金1,756万8,000円を過年度分損益勘定留保資金1,090万1,000円に改める。

収入。

第1款資本的収入、第1項企業債483万8,000円の増及び第3項県補助金400万円の増としております。

これに関する主な要因としましては、公共下水道島袋污水枝線工事の整備延長変更に伴うも

のと、流域下水道建設負担金の増によるものがあります。

支出。

第1款資本的支出、第1項建設改良費217万1,000円の増であります。

内容としましては、流域下水道建設負担金で県事業の伊佐浜処理区施設改築整備が増額変更となったことによります。

続いて2ページをお願いします。

申し訳ありません。こちらで訂正がございません。

「第3条予算、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する」と記載してあるのは、誤記載でありますので、すみません、削除願います。

よろしいでしょうか。

続いて、企業債。第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的。公共下水道事業、補正前限度額3,800万円に300万円を増額し、補正後の限度額4,100万円とし、流域下水道事業、補正前限度額2,600万円に200万円を増額し、補正後の限度額2,800万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

3ページ以降に資料を添付しておりますので、御参照願います。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第64号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について。

議案第64号

南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村を脱退させ、南部広域行政組合同規約を別紙のとおり変更する。

令和3年12月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、同組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

南部広域行政組合同規約の一部を改正する規約（案）

南部広域行政組合同規約（昭和56年沖縄県指令総第154号）の一部を次のように改正する。

第5条中「21人」を「20人」に改め、同条第2号中「、北大東村」を削る。
別表第1及び別表第2中「、北大東村」を削る。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

南部広域行政組合同規約（昭和56年南部広域行政組合県指令総第154号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（議会の組織及び議員の選挙の方法）</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>20人</u>とし、次の各号に定めるところにより、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。</p> <p>（1）糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町 各2人</p> <p>（2）南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村_____、中城</p>	<p>（議会の組織及び議員の選挙の方法）</p> <p>第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>21人</u>とし、次の各号に定めるところにより、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。</p> <p>（1）糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町 各2人</p> <p>（2）南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、<u>北大東村</u>、中城</p>

村及び北中城村 各1人

別表第1 (第2条関係)

組合を組織する市町村

糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、西原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村_____、中城村、北中城村

別表第2 (第3条関係)

組合を組織する事務

共同処理する事務	市町村	
第3条第1号に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村_____	
第3条第2号に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村	
第3条第3号に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町	
第3条第4号に関する事務	ごみ処理施設(新炉)	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町
	糸豊環境美化センター	糸満市、豊見城市
	東部環境美化センター (南城市、八重瀬町にあつては、可燃ごみ焼却処理及び付帯する事務に限る。)	南城市、八重瀬町、与那原町、西原町
	島尻環境美化センター (可燃ごみ焼却処理及び付帯する事務を除く。)	南城市、八重瀬町
第3条第5号に関する事務	岡波苑	糸満市、豊見城市
	汚泥再生処理セン	与那原町、南風原町、西原

村及び北中城村 各1人

別表第1 (第2条関係)

組合を組織する市町村

糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、西原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、中城村、北中城村

別表第2 (第3条関係)

組合を組織する事務

共同処理する事務	市町村	
第3条第1号に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	
第3条第2号に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村	
第3条第3号に関する事務	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町	
第3条第4号に関する事務	ごみ処理施設(新炉)	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町
	糸豊環境美化センター	糸満市、豊見城市
	東部環境美化センター (南城市、八重瀬町にあつては、可燃ごみ焼却処理及び付帯する事務に限る。)	南城市、八重瀬町、与那原町、西原町
	島尻環境美化センター (可燃ごみ焼却処理及び付帯する事務を除く。)	南城市、八重瀬町
第3条第5号に関する事務	岡波苑	糸満市、豊見城市
	汚泥再生処理セン	与那原町、南風原町、西原

ター	町、中城村、北中城村	ター	町、中城村、北中城村
清澄苑	南城市、八重瀬町	清澄苑	南城市、八重瀬町

別紙、南部広域行政組合同規約の一部を改正する規約の案が添付され、新旧対照表が載っております。構成市町村の減、そして北大東村が脱退することに伴う市町村名の削除、北大東村の

削除が新旧対照表に盛り込まれております。お目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、議案第65号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について。

議案第65号

南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町村の協議のうえ定めるものとする。

令和3年12月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由である。

財産処分に関する協議書（案）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分を次のとおり定める。

1 北大東村に帰属せしめる財産は次のとおりとする。（別紙1）

（1）財政調整基金

- ①事務局費 54,191円（令和3年10月末現在）
- ②視聴覚ライブラリー 74,375円（令和3年10月末現在）

(2) 退職手当特別負担金引当基金

①事務局運営費 29,089円(令和3年10月末現在)

(3) 令和3年度歳計剰余金は令和3年度決算確定後、南部広域行政組合負担金条例に定める負担金割合により算出し、上記(1)(2)の基金と合算して清算を行なうものとする。

別紙、財産処分に関する協議書(案)が添付されてございます。御参照をお願いしたいと思います。

以上でございます。

日程第15. 決議第10号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する抗議決議

○議長(名幸利積)

日程第15. 決議第10号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する抗議決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○11番(山田晴憲議員)

新型コロナウイルスの感染者発症からはや2か年が経過しようとしている。新型コロナウイルス感染拡大という国難、私たち150万県民も見えない敵、厳しい自粛との闘いの日々、新たな変異株オミクロン株の感染者が国内で確認された。最悪な場合、オミクロン株による第6波の感染拡大も想定しなければならない。

そして、もう一つ目に見える敵、在沖縄米軍から発生する環境汚染、騒音、県民を犠牲とした事件事故等々と枚挙にいとまがない敵。

去った9月議会での決議第8号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する抗議決議は一体何だったのか。焦土化した守礼の国、琉球のあの忌まわしい沖縄戦

からはや76年の歳月が、昭和、平成、令和の時代と時は流れたが、青い静かな空、青い海、静かな夜をと平和を願う県民の成就がいまだかなわないこの無念。

私たち150万沖縄県民が米軍と対峙してはや76年の歳月が、私たち1万8,000人が住む平和で人と緑が輝く健康長寿と文化の村、北中城。

でも、米軍ヘリコプターからの救難用具、ヘルメット落下という一つ間違えば貴い村民の人命に関わる大惨事になりかねない事故があった。

そして、忘れもしない沖縄国際大学、普天間第二小学校、緑ヶ丘保育園等々の恐ろしい事故と決して対岸の火事として片づけ切れない貴い人命に関する事故が、うちなんちゅうの怒りのボルテージは激しいの怒りのマグマとなっている。

このたびも去る11月23日、問題の欠陥機であるMV22オスプレイから水筒落下事故が宜野湾市野嵩の住宅街の民家の玄関先で見つかった。沖縄県民の切実な訴えがまたしても裏切られ、ほごにされた。

私たち沖縄県は、与野党の垣根を越えて150万沖縄県民の総意として県民の生命、財産、安全・安心を守ることが最優先である。

一つ、MV22オスプレイの飛行停止。

一つ、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去。

一つ、日米地位協定を抜本的に改定。

ここに強く訴え、闘おうではありませんか。

それでは、読み上げて提案いたしますので、全議員の御賛同のほうよろしく願いいたします。

それでは、案を読み上げますので、よろしく お願いいたします。

決議第10号

米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月3日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

山 田 晴 憲

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 義 彦

比 嘉 次 雄

伊 集 守 吉

比 嘉 盛 一

大 城 律 也

比 嘉 義 弘

金 城 高 治

喜屋武 すま子

安 里 道 也

稲 福 恭 秀

上 間 堅 治

米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する抗議決議（案）

去る11月23日に米軍普天間飛行場所属の垂直離着陸機MV22オスプレイから水筒を落下させる事故が発生した。落下場所は宜野湾市野嵩の住宅街で、高さ23センチ、直径15センチの金属製水筒が潰れた状態で民家の玄関先で見つかった。人的、物的被害はないものの、市街地に囲まれた普天間飛行場周辺で起こった事故は人命にかかわる大惨事につながりかねない。

2017年12月にはこの場所からほど近い緑ヶ丘保育所の屋根に米軍ヘリの部品を落下さ

せ、同じ月に普天間第二小学校の運動場に米軍ヘリの窓を落下させている。北中城村においても、1993年12月に米軍ヘリから救難用具が車道に落下、1995年7月に同じく米軍ヘリからヘルメットが民家の屋根に落下し、本村議会は抗議決議、意見書を採択し抗議要請を行っている。

部品等の落下事故だけに限定しても、事故が頻発している状況は、普天間飛行場が、飛行運用管理、安全管理、危機管理能力に欠けると言わざるを得ず、これを解決するには、普天間飛行場の一日も早い閉鎖返還しかないと断言する。

普天間飛行場返還合意から25年が経過するなか、今回の事故により、今なお住民の生命が脅かされている現状が改めて浮き彫りとなった。これまで幾度となく、普天間飛行場所属機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求しているにもかかわらず、事故発生から迅速な連絡もなく、事故後も通常どおりの運用を続けたことは県民に対する安全軽視の表れであり、今回の事故が発生したことに激しい怒りを禁じ得ない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1、米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイの飛行を停止すること。
- 2、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること。
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和3年（2021年）12月3日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

駐日米国大使、第三海兵遠征軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は

会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第10号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(名幸利積)

起立多数です。決議第10号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する抗議決議については可決されました。

日程第16. 意見書第12号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書

○議長(名幸利積)

日程第16. 意見書第12号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○11番(山田晴憲議員)

それでは、同じく読み上げて提案とさせていただきますので、全議員の御賛同のほどよろしくお願いいたします。

意見書第12号

米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月3日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
山 田 晴 憲

賛成者：北中城村議会議員
比 嘉 義 彦
比 嘉 次 雄
伊 集 守 吉
比 嘉 盛 一
大 城 律 也
比 嘉 義 弘

金城 高 治
喜屋武 すま子
安 里 道 也
稲 福 恭 秀
上 間 堅 治

米軍普天間飛行場所属MV 2 2 オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書（案）

去る11月23日に米軍普天間飛行場所属の垂直離着陸機MV 2 2 オスプレイから水筒を落下させる事故が発生した。落下場所は宜野湾市野嵩の住宅街で、高さ23センチ、直径15センチの金属製水筒が潰れた状態で民家の玄関先で見つかった。人的、物的被害はないものの、市街地に囲まれた普天間飛行場周辺で起こった事故は人命にかかわる大惨事につながりかねない。

2017年12月にはこの場所からほど近い緑ヶ丘保育所の屋根に米軍ヘリの部品を落下させ、同じ月に普天間第二小学校の運動場に米軍ヘリの窓を落下させている。北中城村においても、1993年12月に米軍ヘリから救難用具が車道に落下、1995年7月に同じく米軍ヘリからヘルメットが民家の屋根に落下し、本村議会は抗議決議、意見書を採択し抗議要請を行っている。

部品等の落下事故だけに限定しても、事故が頻発している状況は、普天間飛行場が、飛行運用管理、安全管理、危機管理能力に欠けると言わざるを得ず、これを解決するには、普天間飛行場の一日も早い閉鎖返還しかないと断言する。

普天間飛行場返還合意から25年が経過するなか、今回の事故により、今なお住民の生命が脅かされている現状が改めて浮き彫りとなった。これまで幾度となく、普天間飛行場所属機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求しているにもかかわらず、事故発生から迅速な連絡もなく、事故後も通常どおりの運用を続けたことは県民に対する安全軽視の表れであり、今回の事故が発生したことに激しい怒りを禁じ得ない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1、米軍普天間飛行場所属MV 2 2 オスプレイの飛行を停止すること。
- 2、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること。
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年(2021年)12月3日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
沖縄基地負担軽減担当大臣、外務省特命全権大使(沖縄担当)、沖縄防衛局長

以上であります。

○議長(名幸利積)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条の第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第12号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(名幸利積)

起立多数です。意見書第12号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書については可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時22分 散会

令和3年第7回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和3年12月3日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和3年12月6日 午前10時00分			議長	名 幸 利 積
	散会	令和3年12月6日 午前11時41分			議長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別
	1番	安里道也	出	8番	喜屋武 すま子	出
	2番	稲福恭秀	出	9番		
	3番	伊集守吉	出	10番	比嘉義弘	出
	4番	大城律也	出	11番	山田晴憲	出
	5番	上間堅治	出	12番	比嘉義彦	出
	6番	金城高治	出	13番	比嘉次雄	出
	7番	比嘉盛一	出	14番	名 幸 利 積	出
会議録署名議員	13番議員		比嘉次雄			
	1番議員		安里道也			
職務のため議場 に出席した者の 職 氏 名	事務局長		比嘉直也			
	議事係長		仲村静香			
地方自治法第121 条により説明の ため出席した者の 職 氏 名	村 長	比嘉孝則	教 育 長	徳村永盛		
	副 村 長	大田 繁	教育総務課長	玉栄 治		
	総務課長	喜納克彦	生涯学習課長	與儀光敏		
	企画振興課長	仲本正一	建設課長	安次嶺正春		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	瀬上恒星		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武 のり子	学校教育指導主事			
	上下水道課長	伊佐秀樹				
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第 2 号

令和 3 年 1 2 月 6 日（月曜日）

1. 開議 午前 1 0 時 0 0 分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第 5 5 号	北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第 5 6 号	北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第 5 7 号	北中城村都市公園条例の全部を改正する条例について	質疑、委員会付託
4	議案第 5 8 号	北中城村附属機関設置条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
5	議案第 5 9 号	北中城村公営墓地条例の制定について	質疑、委員会付託
6	議案第 6 0 号	令和 3 年度北中城村一般会計補正予算（第 5 号）について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
7	議案第 6 1 号	令和 3 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	〃
8	議案第 6 2 号	令和 3 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	〃
9	議案第 6 3 号	令和 3 年度北中城村下水道事業会計補正予算（第 3 号）に ついて	〃
1 0	議案第 6 4 号	南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合格約 の変更について	〃
1 1	議案第 6 5 号	南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分 について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第55号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第55号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第55号 北中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2．議案第56号 北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第56号 北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第56号 北中城村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第57号 北中城村都市公園条例の全部を改正する条例について

○議長(名幸利積)

日程第3. 議案第57号 北中城村都市公園条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第57号 北中城村都市公園条例の全部を改正する条例については建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第4. 議案第58号 北中城村附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長(名幸利積)

日程第4. 議案第58号 北中城村附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 北中城村附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第58号 北中城村附属機関設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第59号 北中城村公営墓地条例の制定について

○議長(名幸利積)

日程第5. 議案第59号 北中城村公営墓地条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これは委員会付託ということなんですけれども、私の所属する委員会じゃありませんので質問したいと思います。

2ページですね、主要資格というのがあります。（１）、（２）、（３）があって、全ての要件に満たしている者とされていますので、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

まず、お年寄りが自分の死ぬ前に墓だけは準備しておきたいというのを、よく聞くわけですよ。最近はあまり聞かないですけれども、以前からよく聞いておりました。こういう人たちはこれからすると、どこにも該当しないんですよ、1にも2にも3にも。全て2つは該当するけれども、全てには該当しないんです。そういうものはどうなるのかどうか。それが資格で、これ1番目ですね。

2番目は、今、都合で他域に住んでいて、いずれ北中城村に戻ってくるという方はどうなるのか、これが2番目。

3番目に、戸籍が北中城村にある場合、今は別にて、戸籍が北中城村にある場合、この人はどうなるのか。

それから、次に申込みについて、申込受付はいつから始まるのか。それから、申込みは該当するのは申込み順になるのか、それとも状況バランスの問題もありますから、需要が上限を超えたら抽せんになるのか。

それから、前の一般質問でも言ったんですけれども、優先順位としてアワセゴルフ場の開発するときに、墓を転居させられている人が、この人は今寺に預けているんですけれども、こういう人たちは優先されるかどうかというのは今分からんわけですよ。だから、この優先順位、こういうものにあるのかどうか。

以上、お願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

ただいま比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初の質問なんですけれども、多分生前予約という感じのことかと思えますけれども、今回、条例の中に生前予約については含めておりません。いろいろ検討したんですけれども、那覇、浦添のほうは条文として入っています。

浦添の場合は、特に年齢制限があって満65歳以上という条文があるんですけれども、例えばこの方、65歳で生前予約して、長寿で95歳とかで亡くなった場合、この30年間、その辺の管理が今の状況ではちょっと厳しいのかなという状況です。亡くなったことに関しても多分担当課のほうでは分からないのかなと思います。亡くなった場合、本籍地ですね、それから病院の現所在地、それから申請者の住所地の3か所で一応死亡届とかは出すんですけれども、例えば住所地ではないんで、そのこちらに住んでいる方が生前予約しても多分すぐには担当課としては多分亡くなったとか、そういったことはもう確認できないんじゃないかなというのもあるんで、ちょっと事務的に混雑というか厳しいのかなという状況で今回含めておりません。

もし、そういう希望が多ければ最初に入れておけばいいということもあるかもしれないんですけれども、状況によってはまた条例改正をするなり、そういったことをやったほうがいいのかということ、今回、生前予約については含めておりません。

それから、村外に在住している方、以前住んでいたけれども、村外に在住している方、それから本籍がある方ということですが、これはこの中では一応もう該当しないということ、御了承いただきたいなと思います。

それから、申込みに関しましては、今、当初墓地のほう、今、村長等とも協議したんです

けれども、364基分の区画があります。まずは、一応50基程度の募集をしようかなと、していく予定で今準備を進めているんですけども、多分すぐ埋まるような状況ではないのかなという気がします。

あと、納骨堂に関しても、浦添が去年から施設を開放しているんですけども、電話等の問合せはかなり件数があったそうです。でも、実際蓋を開けてみて、運営を始めたときの申込数がたしか7件ですかね。本当は2,000体ぐらい入るような納骨堂になっているんですけども、7件だったということで、その都度都度少しずつは申請者が出てきてはいるということなんですけれども、現状としてはすぐ満杯になるような状況ではないのではないかなということになります。

申込みの優先順位とかはあるのかという部分があるんですけども、それもこの状況を考えて予定はしておりません。

あと、公共事業等の立ち退き等そういったものがあつた場合は、優先的というよりはできるだけ公営墓地のほうに案内できるようにやっていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

課長、申込みの時期。

○住民生活課長（名幸芳徳）

すみません、申込みの期間は条例のほうで、附則のほうで準備行為というのが、行為、2番で使用許可の申請に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるという条文を入れています。基本的にはこの条例は4月1日からなんですけれども、施設が2月末、3月最初頃に今完成予定ということ聞いておりますけれども、それを受けて3月ぐらいから申込みできる可能性もあります。

ただ、今、補正予算にも入れてありますけれ

ども、それよりもパンフレットとかを予算でつくって、その辺も周知しないといけないんで、早ければ3月から可能かなと。

ただ、その辺の申込みの状況にもよるんですけども、基本的にはもう条例ができて4月以降1か月ないし2か月ぐらい募集して、決定していければなと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今の回答に多分なかったかと思うんですけども、じゃ、申込みしたら、この人はもう受付だよ、今のあれからすると。それだけでもないだろうという考えだから、多分申込み順ということでこれは間違いないだろうということを思っているわけですよ。

それでは、先ほどの生前予約なんですけれども、さっき課長は住所のない人と言ったんですけども、北中城村に住んでいるの生前予約はどうですか。北中城村に住んでいる人が生前予約をする。今住んでいるから、身内もみんないるし、結構フォローはできますよ。浦添・那覇が入れているんだしたら、私、入れるべきだと思うんですよ。都会じゃない、田舎のほうかこういう方が多いじゃないですか、こう考えるのは。自分の考えなんですけれども。

何で入れなかったかと。住所があれば入れるとかそういうふうに考えませんか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

住所があればということで、これも可能ではあるんですけども、今言ったように、さっき特にこの生前予約に関しては、あと見る人がいないとか、そういった方も多いのかなと、逆に思います。確かに、生前予約も必要かと思うんですけども、本人が申込みして、中にはほか

の家族に言わないで分からない、親戚もそういうのが、手続しているというのが分からないという人も出てくると思います。こういう人たちが別の施設とかに、何ていうんですかね、行った場合、その辺をどうするかというのは、多分今の現状ではできないのかなと。

村内に住んでいても、今言ったように、本籍に住所があれば大体分かると思うんですけども、亡くなったとかですね。住所だけで、本籍が村外のほうに本籍があって、亡くなったところも村外で亡くなった場合、そういったとき、あとは死亡届を出した人の住所にもよるんですけども、これが全部分からないところで死亡届が出される場合があります。こういったのを本当に把握できるのかどうかという懸念があつての事務局の体制として経緯があつて、今回は生前予約に関しては厳しいだろうということで、村長も含めて相談して、今回は条例のほうには一応入れていない。

先ほどもお話ししたように、ぜひやりたいというような意見が多ければ、その辺も視野に入れて条例改正もできるだろうということで、今は様子見という形の対応ですので、その辺は御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

多ければ、また条例づくり直しと。今つくっておけばいいんじゃないかと私は思うんですよ。

それから、住所があれば本籍なかったら亡くなっても分からんというのがないんじゃないですか。住所があれば分かるじゃないですか。

それと、今の独り者、おじい独りが私の墓を作っておきたいということじゃなくて、その相続人の誰かを保証人を入れてもいいじゃないですか。結局、亡くなったらわかりませんから。だから、そういう人も私は条例に入れるべきだ

と思いますね。今度検討してほしいんですけども、いかがですか。早めに条例に入れる。今回もう間に合わなければ、次回、もうその条例に追加するとか、そういう考えはいかがですか。村長に聞いたほうがいいですか、これは。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

これは条例に盛り込むというよりも、むしろ村長が認めるというものが、条文がございますので、そこでその基準、指針等をつくって、別途定めたほうが適切かなと思います。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第59号北中城村公営墓地条例の制定については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第6．議案第60号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（名幸利積）

日程第6．議案第60号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、質問いたします。

まず、10ページですね、歳出の10ページ。

2款1項4目10節の施設修繕費、これの詳

しい内容をお聞かせください。

続いて、11ページ、2款2項2目12節の委託料ですね。申告予約受付業務委託料となっていますけれども、多分これ今後の確定申告のこの委託料かなと思うんですけれども、この内容をどういったふうに委託するのか、またそれらの必要性ですか、相当予約の人数が多くなって必要なのかとか、そういった必要性も交えてお願いします。

続いて、14ページ、3款2項1目19節扶助費、子育て世帯臨時特別給付金ということで5万円、取りあえず給付しますということでありますけれども、現金とクーポン合わせての支給が基本になるだろうと思うんですけれども、昨今のこの報道機関では、このクーポン券のほうは自治体の裁量でどういった形でもいいよというのでなっていると思っっているんですよ。

今後、村としては残りの5万円、どういうふうな形でやるのか、今後の見通しをお聞かせください。

続いて、16ページ、4款1項10目の14節ですね、工事請負費の新型コロナ接種会場等工事費、これもちょっとよくよく意味が分からないんで詳しい内容をお聞かせください。

あと、最後に19ページ、5款3項1目、これは財源組替えで軽石除去の費用を財源組替えということなんですけれども、ちょっと2点問題があるのかなというふうに思っています。

予備費を使ったということなんですけれども、予備費というのは足りなくなった分、また新規の事業、もちろん使えると思うんですけれども、ちょっと予算書には見えてこないんで、これというのは専決処分とか必要じゃなかったのか、やるべきじゃないかというふうなのが1点ですね。

また、予備費を組替えということなんで、この予備費というか、この費用はどこに組み戻しするのか。自治法では予備費は組み戻しできな

いというふうになっているんですけれども、これも見えないので、この辺も説明お願いします。以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

それでは、ページ、10ページの需用費について御説明申し上げます。

現在、ここ第一庁舎の電気のシステムの改修工事、これ一般的にデマンド監視システムというものなんですけど、電気料金というのは過去のピーク時の電気使用量をもって基本料金に換算するようになっています。このピーク時の電気使用量を抑える監視システムの導入として計上してございます。工事費が140万8,000円なんですけど、これをデマンドシステムを入れて電気料金を抑制していくと年間で38万7,000円の削減になります。ただし、年間維持管理費がまた出ますので、これが13万2,000円、差引き25万5,000円の減額を見込んでいます。これで行くと5.5年では回収できるのかなと思っっています。以上です。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

続きまして、委託料の申告予約受付業務委託料ですね、135万360円の件でお話をいたします。

こちらは住民税の申告予約受付業務といたしまして派遣職員を2名委託をしようと思っっています。

こちらはこういった内容かといいますと、住民税申告なんですけれども、中央公民館のほうで今現在、毎年、去年ですかね、行っているんですけれども、今年度も中央公民館のほうで行いますが、待ち受け時間の解消と、あと来場者の平準化、また新型コロナウイルス感染症の防止を目的として今年度、申告予約受付システム

を導入しようと考えております。

その際に、まず北中城村の場合は約1,700人ぐらい住民税申告をしにいらっしゃる方がいらっしゃるんですけれども、そのうちの大体50%以上が60歳以上の申告者となっております、今回、予約受付システムを入れるんですけれども、ウェブ予約のほうと電話予約のほうを導入いたします。この電話予約をする際に、この委託の方たちに予約を取っていただいて、こういった書類が必要ですよという説明までしていただくことで、当日の申告の書類を忘れてきたりとか、また帰らずということを防ぐために、この予約受付を導入しようとしています。そのための委託料でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

続きまして、14ページですね、歳出。3款2項1目児童福祉総務費の19節扶助費、子育て世帯臨時特別給付金についてでございますけれども、今回補正で計上してございますのは、議員御指摘のように先行給付の5万円の分でございます。

御質問のクーポンについては、国のほうから資料が先週金曜日に示されてはいるんですけれども、来年春の卒業、入学、新学期に向けて、子育てに係るサービスや商品に利用できるクーポン券を発行するよということとクーポン方式とか、あとは専用サイトで商品を購入できるIDを交付する方式という2つが示されています。

通常我々がこれまでやってきたクーポンとは若干趣旨が異なるクーポンとなっておりますので、現時点で村でどういう方針で行くかというのはまだ決めてはいないんですけれども、国から示されているのは、ある意味、市町村単独ではこの事業所を確保するのは厳しい場合には県

単位でそういった取りまとめもやっていいですよということが国も示されていますので、この辺については県の動きも見ながら村の動向を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

上間議員の御質問にお答えいたします。

ページ、16ページの4款1項10目新型コロナウイルス感染対策費のうちの14節工事請負費、新型コロナウイルス接種会場等工事費の詳細につきましては、これは中央公民館の後ろのほうにある駐車場を今回また1月から高齢者等の接種3回目が始まりますが、ここ後ろのほうに入り口のほうから車椅子の方たちとか高齢者の方たちが出入りしやすいように考えて、後ろのほうに駐車場を設けようと考えているんですが、雨の後のわだちの跡がひどくて、この駐車場が使いづらいということで、今回、基面整正締め固めというんですかね、この何か砂利みたいなものを入れて締め固めして、転圧して、使いやすいようにしようとして考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間議員の御質問にお答えします。

19ページの一般財源の組替えなんですけど、まず予備費から緊急性があるということで軽石駆除に対する予備費からの流用で、これは甲決済を取った流用で、何回かそういう流用はしておりますので専決処分には当たらないと思っております。

それと、今回予備費流用した後に、県のほうから軽石についての補助金、負担金の依頼が受けまして、現在使ったもの、または予算として計上するものについて今回補助がもらえるとい

うことがあったものですから、300万の予備費流用したものですから9割補助を受けて、今回270万円をここに載せてあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

10ページ、11ページ、あと16ページですか、ごめんなさい、14ページは大体説明、詳しいので納得しました。

16ページの新型コロナ接種会場等の工事なんですけれども、そこは結構我々というか、昔ではないんですけれども、子ども育成会とかで結構そこをレクリエーションの場という形で使わせていただいている経緯もあります。

そこを今からまた砂利を引いてやるというのはどうなのかなというふうに、予算もつけて。先ほど、車椅子等の方々という話でもありましたけれども、車椅子が止められる、役場の後ろにも2台、3台ほど車が止められる駐車場、コンクリートの駐車場、しっかりしたものがあるのに、なぜなのかなというのがちょっと疑問があります。この辺、少し、もう少し整合性を持たすために、ちゃんとした予算を使うものですので、もう一度もっと詳しい説明できるならお願いします。

あと、最後の19ページの軽石除去なんですけれども、私言ったのは、1番目の質問は別にそれで構いません、専決必要ないというんだったらないで。

2番目のほう、こう書いてあるんですよ。予備費は戻されないということで。予備費から充用して。

本来は、農林水産費からどこかから充用してやっているんだったら戻せるはずだけれども、結局予備費から出たのは戻せないというふうに自治法の中の、これ私見たのが、一応書いてあるので読みたいと思います。

一旦予備費から充用した金額を、後日関係科目に予算を補正し、これを予備費に繰り戻すことはできないというふうに書いてあるんですよ、しっかり。そこを聞きたい。予備費には戻せないのに、じゃ、どこに戻すのかというのを聞きたい。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

上間議員の御質問にお答えいたします。

今回3回目が始まるに当たりまして、今までの高齢者接種をやりました、5月から。その後、若い人たちの接種になって、また高齢者の接種が始まるということで、これまでの経験上、二、三台では足りなかったんですよ。雨の日とかもありますし、この高齢者の方たちを何ていうんですか、送り迎えする人たちもいて、この二、三台では足りず結局前のほうから濡れながら車椅子をやったりとかという方たちが多々おりましたので、やっぱり後ろのほうに導いて濡れないようにとかというのを考えて、今回工事することにいたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

予備費流用をまず出して、今回、補正でもそうなんですけれども、予備費に戻していないんですね。歳入歳出で相殺して、そのまま残として残っている形で、予備費に戻すということじゃなくて、歳入歳出で今回、歳入が足りなかったものですから、それも含めて一般財源の中で処理しているということです。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

1 番目のコロナ接種会場というのは、これまでのこの経験から需要があって、これだけでは足りないということで造りたいということですね。分かりました。それは理解しました。

この軽石なんですけれども、だから言うように予算の流れが見えない、ここで。どういうふうに使って、どういうふうに使ったというのが合わなくて、本来はだから使う前にしっかり議会に出していただいて、どういうふうにするのかという話にもなってくるかなと思っはいます。

だから、結局は予備費から使っていないくて、予算書にないだけであって、予備費から使ったということにはなっているじゃないですか、副村長の説明では、ですよ。予備費から使ったということになっているんですよ。

ただ、予算書にないだけ。そういったことをやると我々は見えない。議会でどういうふうに追究する、確認するかというのが見えないというのを私は指摘したい。

こういったのに使うのは別に問題ないですよ。しっかり事務的な段階をしっかりとやらしてもらわないと、我々はこういったのを見ないといけないという立場があるんで、そういうふうに強く申し上げています。

それも前回、何だったかな、シルバー人材センターの立ち上げの補助金の部分も、私は本来は別の条例をつくってから、規定でもつくってから出すべきじゃないかという話もしましたけれども、結局それもなく出ている。そういったやり方というのもしっかりとやらしてもらわないと、我々はどういうふうに見るかというのはできないんで、またしっかり。自分は正しいことを言っていると思います。そういうことをしっかりとやらしてもらわないと、議会で議論する、この意味がない、その辺を少し考えてもらって予算組みをやっていただきたいなというふうにと思っていますのでよろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間議員の質問にお答えいたします。

確かにおっしゃるとおりで、予備費からの流用、予備費だけでなく様々な充用等については不透明なところが出てくると思います。

それは、ただ決算書のほうで予算書のほうでしっかりと表れますけれども、現行の段階では流用あるいは充用等については、おっしゃるとおりの不透明感がございます。

それについては、また今御指摘あった議会への説明、これからのずっと当初予算、補正予算と続きますので、その間にまた充用等も出てきますので、そういった面が不透明になると御指摘だと思いますので、そういった面ができるだけ充用等については控えると。そしてまた大きな充用については、議会のほうに御説明するというので理解しておりますので、そのようにしたいと考えております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

まず、ページ、10ページをお願いします。

2款1項1目の委託料262万円組まれておりますけれども、これは賠償責任のものなんです、弁護士費用のもの、分かるんですけども。

議会としましては、今後またこういう事件がやはり災害の要素が非常に高いので、今後も起こり得るジャンルと考えております。二度とこのような事件を起こさないためにも議会としては、附帯意見をつけておりまして、近隣市町村

との協議とか、あるいは沖縄県とも管理協定を締結して、責任を明確にすることをしてほしいという附帯意見はつけておりますけれども、現在、このことについて当局のほうは協議をされているのか、これからなのか伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

質問にお答えします。

沖縄県と協議を重ねていくということで準備をしていますけれども、その後、この沖縄県が軽石対策のほうがありまして、ちゃんとした協議の場には着いていない状況です。これがある程度落ち着けば、協議を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

災害はいつやってくるか分かりませんので、ふだんからパトロールもしっかりしていただいて、こういうことが二度とないように当局としてもできるだけ早めに締結してほしいと考えております。

次に、20ページなんですけれども、6款1項3目ですけれども、トラベルマートきたポ原状回復工事についてなんですけれども、112万1,000円組まれておりますけれども、この内訳ですね、内訳について御説明をお願いしたいと思います。

それから、どんな工事をなさるのかをお聞きします。

それから、3点目ですね、契約に原状回復という条文が入っていたのかどうかお尋ねします。

次に、このトラベルマートには、従業員がいたと思うんですけれども、何名雇用されていたのか、あるいは今後継続雇用になるのか、ある

いはあつせんをしてもらえるのか、そこら辺の状況もお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

20ページですね、トラベルマートきたポの件ですけれども、まず工事の内訳ですけれども撤去もこちらから出ていきますんで、原状回復を含めた工事となっています。

それと、契約の中で原状回復をやるということはどうなっております。

それと、今3名の雇用をやっていますけれども、このきたポは、今店舗が観光協会向かいにあるんですけれども、観光協会の中でこの3名も雇いながら続けていく予定であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

この工事請負費についてなんですけれども、やはり内訳というのがあると思うんですね。もしできたらそれをもっと明確にしてほしいんですけれども、どういった内容の工事なのかということですね。店舗はやはり、何ていうかな、原状回復というんですけれども、やはりこれまでにカウンターとかいろいろ棚とか作られていたんですけれども、そこら辺の具体的な費用が分かれば御説明をお願いしたいと思います。雇用の面では雇用継続ということですので安心をしておりますけれども、ぜひまた頑張ってもらいたいと思いますので説明をお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

まず、工事は、防御ネットを張って、中を全

て更地というんですか、もう何もない状態に持っていくという工事です。その中にあるカウンターとか柵とか使えるものは、一部取って、観光協会のほうに移して、残りは全部撤去予定であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

歳出の10ページで、2款1項12節の委託料なんですけれども、先ほどもすま子議員からも質問あったんですけれども、浸水被害損害請求弁護士費用ということなんですけれども、これ265万円出ていますが、県との我々も付託意見をつけて早めにするようにということと言ったんですけれども、このカルバートに砂が詰まった場合にどこがやるのかを明確にするようにということで担当課とも話ししながらやったと思うんですけれども、その後話合いとかそういったものまだやっていないのか、その確認をしたいと思います。

それと、この委託料なんですけど、265万円は県とのたしか800万と1,200万の分でやったものなんですけれども、この委託料に対してはその割合で払っているのか、その辺、お聞かせください。

あと、10ページの委託料12節ですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業対応業務とありますが、これどういった業務なのか、お聞かせください。

あと、この12節で子育て世帯の臨時特別給付金システム改修と、14ページの1億7,730円、19節ですね、子育て世帯臨時給付金、これ一緒だと思うんですけれども、そこは子どもたちに3,500人の子育て世帯のほうに5万円の給付金をするというお聞きしたんですが、この一人一人漏れがないようにどういった対応で

5万円の給付をするのか、詳しくお聞かせください。

以上です。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

金城議員の質問にお答えします。

まず、砂の除去についてどうするかということなんですけれども、これについてまだ協議ちゃんとやっていないところでありまして、県のほうとは早急に協議を行いたいということを確認を取っていることだったんですが、先ほども申し上げたとおり、県のほうでも軽石対策に相当追われておりまして、そこで少し様子を見ながら進めていきたいということで、県のほうからは連絡を受けております。

あと、弁護士の委託料についてなんですけど、まず内訳としまして着手金114万円、報奨金148万円となっております。着手金の算定根拠なんですけれども、損害賠償額請求額、相手方ですね、2,104万円、端数分1万円分、端数を切り捨てまして、そのうち300万円に基準率8%を乗じた額と、2,104万円から300万円を差し引いた額1,804万円に基準率5%を乗じた額の合計額となっております。

報奨金については、経済的利益、これが成功報酬なんですけれども、損害賠償請求額2,104万円から当村が賠償支払いする額800万円を差し引いた額1,304万円のうち、300万円に基準率16%を乗じた額と1,304万円から300万円を差し引いた額1,004万円に基準率10%を乗じた額の合計額となっております。

この着手金と報酬金の算定については、依頼しました弁護士事務所ですね、弁護士報酬規定によるものであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

金城議員の御質問にお答えいたします。

ページ10ページの2款1項8目電算費の中の12節委託料、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業対応業務でございますが、これは大きく2つに分かれておまして、1つは今回の3回目接種、3回目接種に対しましてシステム改修となります。これはなぜかといいますと、まず1回目、2回目受けた方たちを抽出して予診票を作成するとか、予診票のレイアウトも大幅にちょっと変わらして新しく作るなど、あとVRSという接種記録を記録するためのシステムに抽出するデータの改修とか、これが一応92万4,000円となっております。

あと1つが、69万3,000円となりますが、健康管理システムといいまして、私たちが今まで使っているものに対するものの、この新型コロナウイルスワクチン接種情報を記録して、このマイナンバー制度の情報連携とかに活用するためのシステム改修となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、ページ、10ページの子育て臨時給付金に関連システムの改修と、14ページの子育て世帯臨時給付金の扶助費の件でお答えいたします。

まず、今回対象となるのが高校生、高校3年生までの対象の方となります。先行して、児童手当を受けている方に関しましては、予定といたしましては、今月中にまずこの給付金を受け取りますかという確認期間を2週間ほど設ける必要がございますので、その方々に早々に通知を送りまして、拒否される、辞退される方を除いた方に関して早急にまず至急したいと考えています。

その後、児童手当を受けていない高校3年生

までの方に関しましては、所得状況等をこちらでシステムから出しまして、その方への申請の案内を受け、郵送でお送りした後に随時申請いただいで支給していくというような作業手順を考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

そうですね、12節の委託料なんですけど、今、軽石のことで県も手がいっぱいいっぱいということ課長は言っているんですけど、先ほども言っていたんですけど、やっぱり災害というのはいつ起こるか分からないということで、誰が詰まったときの対処をするかということで、村も2週間ぐらい放置した結果、そういった浸水被害が出たということなんで、これどこが責任を持ってやるというぐらいなめんどというんですかね、すぐこれを決めることはできないのかなと思っていますんで、これ早急にやる必要があるんじゃないのかなと思います。ぜひ、県のほうにも申し入れて、早急にしてもらいたいなと思っています。

弁護士に対しては、我々というのは800万円に対しての弁護士料を払ったのかなと、単純にですね。1,200万円に関しては、残り部分は県の細分のあれで払ったのかなということで、私は理解をしたいなと思ったんですけども、いろいろと細かく説明してもらったんですけど、なかなか素人にはどういうふうな形でというのは見えないものですから、後でもいいですから資料があればもらいたいなと思っています。

それはそれで、二度とこれがもうないように対策は取るべきじゃないのかなと思いますんで、早急によろしくお願いいたします。

次の12節の委託料なんですけれども、新型コロナウイルスワクチン接種体制の業務なんですけれども、これ3回目に向けての接種で、対応業務だ

と思うんですけれども、これ北中城村ではもうファイザーの一本でやるということで理解しているんですけれども、これモデルナも一緒にやるということ、要望があるんですかね。要望すればどのワクチンでも対応できるという、こういった業務の、何ていうんですかね、委託料でもそういったことができるのか、要望したりですね、を聞きたいと思います。

この3,500、19節の子育て臨時特別給付金ですが、3,500人の18歳以下の子供たちにこの給付を受けるのか受けないのかということで2週間程度枠を設けて、応募したいということですが、これ例えば漏れがあったと、ないとは限りませんので、ぜひその辺、漏れがないように送っても返答がないという場合には、またどういった対策でちゃんとした要らない・要るというものでしたら、その辺まできちっと漏れがないようにするために、またどのようなやり方があるのかなと思うんですけれども、連絡も何も無い場合はどういう方向で、また再度これを送り直すのか、それともそれなりの連絡の取り方があるのか、その辺までお聞かせください。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

今回、3回目のワクチンのファイザーとモデルナに関しましては、国のほうからワクチンの配分とかもあり、今はまだちゃんと決まっていないんですが、どちらを打つかというのはまた選択する機会があります。この電算システム改修につきましては、ファイザーとかモデルナとかというこのワクチンに対してというのは関係ございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、子育て世帯の臨時特別給付金でございますけれども、議員御指摘のように一部申請をしっかりと出していただかないともらえない世帯がございますので、その世帯に関しましては、国のほうでもプッシュ型というふうな表現をして積極的にアプローチするようというふうな指示がございますので、村としても直接電話番号等があれば連絡はできるかと思うんですけれども、ないことも想定されますので、その場合には再度通知を送るなどして、積極的に受け取っていただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

1つ質問をさせていただきます。

上間議員と、それから金城議員の質問と重複する部分がありますが、よろしくお願ひいたします。

ページ、14ページで、3款2項1目19節の子育て世帯臨時特別給付金1億7,730万円についてをいたします。

保護者の年収制限などの条件を満たす18歳以下の子どもに10万円相当を配る給付金、扶助費1億7,730万円の予算が本定例議会に提案されています。可決された場合の取組ですね、伺います。

1番目に、臨時特別給付金5万円とクーポン券の最も早い給付開始予定についてお聞きします。

2番目に、臨時特別給付金は、令和4年3月31日までに出生した新生児も該当するのかお

聞きをいたします。

3番目に、5万円分のクーポン券給付について。自治体が現金給付を選択できるとの見込みもあるようであります。現金給付の選択肢もあるのか、お聞きいたします。

歳出、ページ、16ページ、4款1項10目12節新型コロナウイルス感染症対策費予防接種業務の取組について質問いたします。

国から新型コロナウイルスの追加接種、3回目接種の実施が示されております。接種対象者は18歳以上で、2回目接種を終了した日から原則8か月以上経過した日となっております。現時点での本村の3回目の接種実施計画について伺います。

1番目に、接種券の発送時期について伺います。

集団接種、個別接種開始予定はいつ頃になるか。

それから、3番目に、先ほども金城議員からありましたワクチンにはファイザー社製、モデルナ社製、アストラゼネカ社製のいずれかのワクチン接種を受けた人で、3回目を接種するわけではありますが、その1回目、2回目で3回目の接種がこの異なるワクチン接種もあるのか、お聞きをしたいと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

ページ、14ページですね。3款2項1目児童福祉総務費の扶助費、子育て世帯臨時特別給付金でございますけれども、まず事務のスケジュールに関しましては、今議会でシステム改修等済みしましたら、速やかに対象となる児童手当を受けていらっしゃる方への通知をお送りさせていただきます。

先ほども議員の御質問ございましたけれども、

2週間程度の意思確認期間を経まして、それで辞退する方がなければ児童手当の受けていらっしゃる口座に速やかに5万円を先行して振り込む予定でございます。

ただ、日程的にこの2週間の猶予期間を設けますと国が求めている年内での支給というのが若干厳しいスケジュールとなっておりますので、もしかしたら支給自体が年明けになる可能性が今、本村の状況でございます。

クーポン券につきましては、まだ詳細は先週金曜日に示されたところではありますけれども、スケジュールとかその辺を含めて、また持ち帰り検討しているところです。

あと、新生児、令和4年3月31日までの出生されたお子様は今回の給付対象になりますので、出生届を受けた方に対しては、またこのような給付金の案内を引き続きやっていくことになるかと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

ページ、16ページ、4款1項10目の新型コロナウイルス感染症対策費の中でのワクチン接種についてでございますが、まず3回目は一応18歳以上の方で2回目接種完了した者のうち原則8か月以上の方を対象に1回やるということで、対象者の数は現在のところ約1万1,000人です。そのうち住民の中の医療従事者の方が約500人となっております。その他が村民、一般住民ですね。

接種券の発送につきましては、この2回目から7か月後に順次発送することになっておりまして、現在の段階で医療従事者の方たちには既に発送が終わっております。12月1日から医療従事者は各病院等で接種をするということになっております。一般村民の方に関しましては、

12月の中旬以降に接種券を郵送いたしましたして、予約を前同様ネット予約とかと電話予約のほうを受け付けて、一番最初の集団予防接種に関しましては、5月に2回目接種した方たちの8か月後で1月31日が一番早い集団予防接種の日となっております。

今、個別接種に関しましては、先週、村内医療機関と会議を持ちまして、接種できる日等を1回目、2回目のように週に何回できるのかということは今検討していただいておりますので、これは分かり次第、また皆様にお知らせすることになっております。

今回、ファイザー、モデルナという形の追加接種ですけれども、追加接種が今承認されているのがファイザーです。モデルナももうすぐ追加接種の承認になるということ聞いております。アストラゼネカに関しましては、まだちゃんとしたものは国からは来ておりません。

今回のこの11月中旬に、国のほうの説明会がありまして、このファイザーとモデルナの国に入ってくる割合がファイザーが約55%、モデルナが約45%ということになっていて、交差接種というんですかね、1回目受けたワクチンと違うワクチンも承認されることになっておりますので、今の段階ではまだ決まっていないので、基本的には集団予防接種と個別予防接種でワクチンの種類を変えるのか、なるべく事故が起きないようにやるのか日を変えて、何曜日はファイザー、何曜日はモデルナをやるかというのはこれから検討していくところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ありがとうございました。

この臨時特別給付金5万円については、できるだけ年内に給付という形が一番理想的かなと

いうふうに思います。今、これはどっちかといったら子ども・子育ての給付でありますから、できるだけ年明けで頂くのと年内に正月前に頂くの、そのありがたさというのが全然重みが違うんじゃないかなというふうに思っています。大変だと思いますが、努力して年内に5万円給付と。

それから、クーポン券、これも現金に給付できるような選択肢も出てきているようでもありますから、これもできるだけ現金がいいかなというふうに思っております。その辺でぜひ取組をお願いしたいと思っております。

それから、3番目のページ、16ページのファイザーとか村内でこのワクチン接種を受けたのはファイザー社製が主だろうというふうに思っていますので、できるだけ我々は副反応というのが一般的には一番心配されている部分がありますので、ファイザー社製のワクチン接種をして、特に異常がなかったとか、同じものを打ってほしいなという気持ち、ここに安心感というものが出てくるんですね。できましたら、この1回目、2回目と同じワクチン接種ができればと思っております。これは提案であります。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

答弁はいいですか。

○4番（大城律也議員）

はい。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

16ページ、お願いします。

16ページの4款1項10目の14節工事請負費ですね、129万8,000円が計上されておりました、先ほど上間議員のほうからも質問がございました。

答弁によりますと、その接種を受ける場合の

高齢者の雨の日対策ということでございますが、例えば上間議員のほうからもありまして、その場所はこれまで村子連だったり地域の子ども会がいろいろと宿泊研修をやってそこを利用するなり、そして村子連もそこでいろいろなレクリエーションをやったりということがあります。それを駐車場にした場合には、なかなかまた元に戻すということはないものと考えますが、その本村には中央公民館に入るそのスロープ、車椅子も利用できるスロープが整備されております。それは雨の対策であれば、そこを何かテントみたいな形でスロープの上をしっかりと雨に濡れないような対策、そういうことを考えなかったのかお聞きします。

そして2点目に、22ページをお願いします。

7款3項3目、そしてこれは10節ですね、149万9,000円の予算が計上されておまして、その説明内容を見ますと、ほとんど公園のブランコの撤去だったり、遊具の撤去、滑り台の撤去ということでございます。おそらく老朽化して、危険が伴うということで撤去と私は認識しておりますが、その撤去した後に新しい遊具だったり、そういうブランコだったり、それを設置するのかどうか確認をします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

比嘉義彦議員の御質問にお答えいたします。

ページ、16ページ、4款1項10目新型コロナウイルス感染対策費の中の14節の工事請負費、会場等の工事費についてですが、確かに雨の場合の対応で、そのスロープのところも考えられはしますが、スロープのところまでにまた車を寄せるとかいろいろ駐車場がすごい混雑もしますし、思っていた以上に足腰に悪い方たちが多かったんですね。車椅子が足りないぐらいという状況もありましたので、やっぱり入り口のほうまで横づけにして、降ろして駐車すると

かというほうが効率がいいのかなと思い、今回この工事を計画しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

引き続きお答えいたします。

私のほうからは22ページ、7款3項3目公園費の10節需用費につきましてお答えいたします。

今回は危険遊具、老朽化した遊具がございまして、その撤去を行います。

今後につきましては、今、村内の中でももう少子高齢化の現象がございまして、本当に今後とも遊具が必要なのかどうかということで自治会の御意見も踏まえて、本当に必要な有効な公園施設の整備を図っていきたいということを考えております。

一部の自治会からは、遊具ではなく別な使い方という提案もいただいているというところがございます。

ということで、今後については、また改めて整備、どのような内容にするのかというのが検討していきたいという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

再質問いたします。

16ページの工事についてなんですけど、それは今答弁の中で車椅子等々が足りないという答弁でもございますが、それを増やすというお考えはなかったんですか。私が懸念するのは、やはりそういう今いろんな研修等で使われている場所、それを駐車場に切り替えていくということは、もうそのままずっとその形になるだろうということになります、そうなりますとやはりこれまで利用していた皆さんの研修等に支障が

出てくるというのはこれは確実にあります。

ですから、これ全部国の補助金だと思うんですが、それを利用した対策ということで、車椅子が足りなければ車椅子を購入しますと。そして、このスロープを雨の対策であればその対策のためにテントを張って、その通路を造りますという形で、そういうことが検討できないものか、その辺についてもう一度お聞きしたいんですが。

そして、22ページの公園の遊具の件について。

私、昨今心配されるのが、過去に島袋のバスケットリングでしたかね。その地域の苦情が出ているというお話もあったと思うんですが、今、本村に若松公園に以前は長い滑り台がありました、この公園を整備したとき。そして、各地区の公民館にもいろいろな遊具があって、家族連れで遊びに来たんですね。そして、だんだんと本土のほうでそういう事故があったりして、撤去する形になってきたわけですよ。

しかし、そういうことで子育てができるのかなど。

これまで本村は子育てといえ、例えば待機児童があっても保育所を増やして解消してきた。そして、児童・生徒については塾も開きいろいろと支援をしてきた。本当にそういう面から見たときには、ちゃんとしっかりした対策、事業がなされていると思うんですね。

しかしながら、担当課長の答弁の中では少子高齢化ということで、本当に今これが必要なのかなという答弁であります。少子、子どもが少ない、ということはやはり少なければ、この改善した子育てができる北中城村をつくる必要があるんじゃないですか。私は、今公園とか見ても、本当にこの小さなお子さんたちが遊ぶ場所が本当にあるのかなど。

だから、それは危険だから撤去するんじゃなくて、危険でもけがをしても子どもたちはいろ

いろなことを学びますよ。

だから、行政は事故が起これば責任を負わされるそういう考えを持っているようだったら子育てはできないと思いますよ。

今、地域の子どもたちは、じゃ、どこに行きますか。今、イームイ公園でもその小さなお子さん、家族連れが遊んでいるんですが、やはりまたそこよりは中城公園のそこに整備されているから向こうを利用する。そして、近くには沖縄市の公園、マンタ公園、そして宜野湾市、そこを利用しているんですね。だから、子育ての少子高齢化を考えたときには、もっと本村は力を入れて子育てをやる必要があると思うんですね。ぜひ新しい遊具を検討してほしいと思うんですが、これはまた答弁の中で自治会からいろんなそれに代わるものの要望ということでありますが、しっかり外で遊ぶ、みんなが遊ぶような居場所づくり、これを私はぜひ必要だと思いますよ。そういうのがなければ、家にこもって、ゲームやったりパソコンを利用して遊び、いろんなSNSを通した犯罪に巻き込まれることも懸念されるわけですよ。

だから、ぜひ村長、これ代わりにものを造ってほしいと思うんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉義彦議員の御質問にお答えいたします。

まず、駐車場の件につきましては、現行の駐車場でもコロナのワクチン接種の場合は足りない状況がございましたので、課長からも説明がありましたように、身障者等の対応で裏のほうに回したいと思います。

これについては、既存の、これまでいろんな各種団体等がそこを使用しているんな研修とかそういったことを事業展開していることと思いますが、できるだけそれに支障を来さないような工事を考えていきたいと思っております。

ただ、提案のありましたスロープ等についての雨よけとかそういったあたりについては、屋根をつけるということにつきましては、また多額の経費を要しますので、後ろのほうからということで、今、見積もりを取って工事を始めようとしているわけでございます。

それから、2番目の後段の公園の遊具についてですけれども、これまで何度も遊具の撤去についてはいろんな団体から、あるいは自治会から撤去の要請がございました。そのため、結構公園の遊具で事故等が多発した時代がございますので、またその遊具を使うということについて、危険性の指摘とかそういったのがございました。

今回は、撤去ということですので、今おっしゃったようなことについては担当課としても、自治会、住民等の意見等を聞いて、新しい遊具の設置については考えたい。まずは、危険性の除去ということでその遊具の撤去に入りたいと思います。

新しい遊具の設置については、これから自治会の意見等をしんしゃくして考えたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

駐車場の件については、理解しました。

そして、私も駐車場の件につきましては、やはり身障者の皆さんが建物の近くまでこの車を近くに寄せられるということだと思っております。ただ、そういう今の国の事業で、例えば国から予算を下りてくるのであれば、そういう形の整備をしっかり進めることも大事かなということ

で質問しております。

そして、公園について、公園の遊具について、やはり村長、今本村のそういう小さなお子さんの家庭、家族連れは、私、先ほど申し上げましたが近くの公園、近隣市町村の公園を利用しているのが現状です。

それを考えたときに、じゃ、我々今日までいろいろな公園を整備しております。初期の目的は何だったのか。この公園を整備したときに、いろんな遊具も設置されていて、その小さなお子さんの遊び場づくりということで恐らく目的があったはずですよ。それからそれが時代とともにそういう事故があるからということですね。恐らく自治会としてもそういう声が出るということは、やはり責任の問題があるからこうなのかなと思うんですが、やはり私はこれは村民挙げて子育てのそういうものをしっかり話し合いたいと思います。

例えば、バスケットのときも触れたんですが、そういうバスケットコートを整備することによって、中学生や高校生が集まって、こうした学校終えた時間帯をすごい遊んでいるんですね。それを居場所として、そこで地域の人が見えるところで遊ぶ。そして、これがなくなれば全く見えないところに移動している。そういう居場所をつくったほうが健全化につながるわけですよ。だけれども、それが本村では少なくなってきた。

うちの地域にもバスケットコートがあるんですが、リングがまだ直されていなくて、話を聞くと、周りの人からボールの音がうるさいからということもあるんですが、やはりそういう子育てであったり、この健全育成の考え方は私はちゃんとやるべきだと思います。

何か今見てももうほとんどが撤去撤去ということで遊ぶ場所がない。もう一度本村のその現状を踏まえて言ってもらいたいと思います。

私、夏休みのラジオ体操のときに、その地域

の子ども会を見ている場合、朝の放送、例えば6時ぐらいから6時半からラジオ体操やりましょうということで、子どもたちが放送するわけですね。それがうるさいからやめなさいという苦情の電話も何度も受けたんですよ。しかし、それは一部の人間であって、全てその人の苦情を聞いていたら何もできない。青年会のエイサーもそうなんです、うるさいからやめなさいと。それをしっかりと地域からもそういう声があるんでしたら自治会とも、自治会会長会の中でもしっかりと話し合いしようと思うんですよ。

子育て、少子化、そして子育て環境をつくるのは、これは行政の務めじゃないですか。ぜひお願いします。

以上です。

答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私の年代からすると、大変そういう遊具はありがたいもの、どんな遊具でもありがたいなと思っておりましたけれども、価値感の多様性というんでしょうか、それに価値を見出さない、共通の価値観というのはなかなか難しいものがございますので、ただ、建設課長も申し上げておりましたように地域住民の意見をしんしゃくして、できたら共通認識でもって公園を造ったり遊具を設置したりというものがございますので、まずは自治会等との話合いで、遊具等の設置等については考えていきたいと思えます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

質問させていただきます。

ページ、14ページ、歳出のほうの3款2項2目の18節のこれは補助金、負担金になりますかね。360万ということで県外の保育士の誘

致支援事業となっておりますけれども、この件について認可外もお考えになっているのか、それと具体的なもし計画、取組等々がありましたら、お聞かせいただきましたら。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

ページ14ページですね。3款2項2目保育所日の18節、県外保育士誘致支援事業でございますけれども、今回の事業につきましては、県の補助を受けまして実施する事業でございます、御質問にあります認可外保育所は対象外となっております。

事業といたしましては、村内の認可園に対しまして県外から誘致した方を想定して14名程度ですかね、予算を確保して、保育士確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

御苦労が多いかと思えますけれども、私が知る中ではかなり課長のほうも掌握されていると思えますけれども、保育士の資格を持っている方、いわゆる潜在的にかなり県内にいらっしゃる私は承知をしているんですけれども、その辺の件でどのような、県外が駄目だとは言いませんけれども、どのようなちょっと努力されて、どのような無理があったのか、課題か問題点がありましたらお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、潜在的保育士の確保につきましては、県のほうでも保育士、保育所総合支援センターというところを通じて潜在保育士の確保、掘り

起こしという部分をやってまいりました。村といたしましても、処遇改善という形で5,000円程度の給与の上乗せ分を補助したり、そういった取組をしてございましたけれども、なかなか村内の認可園につきましても保育士が確保できないために児童を預かれない定員割れを起こしているところもございますので、その辺を踏まえてどういった対応ができるか、引き続き検討していきたいと思っておりますので、議員御指摘のような県内の潜在保育士の対策についても検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

これも何度かちょっと質問させてもらっていますけれども、村内に幸い専門学校、ソーシャルワークさん、専門学校ですね、こちらとの協定書をやっておられると思いますので、ぜひともないものねだりしてもしようがないと思えますので。

私が承知をしている中では、こちらでも十分その資格をお持ちの学生さんがいらっしゃるということで聞いておられますので、ちょっとこの辺との情報交換というか、お考え等々がもしありましたらお聞かせください。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

議員御指摘の村内のソーシャルワーク専門学校、母体となりますのが学校法人大庭学園との福祉人材の育成に関する連携協定という形を取らせていただいております。

具体的に保育士確保のためにこういった協定を結んでいるものではなくて、お互いによりよい地域づくりのために、あるいは学生を育成するための支援として村ができることを提供しているというような事業でございますので、議員

御指摘のような保育士の確保については、具体的なものはまだ検討されておりませんが、いい案がありましたら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

11ページ、2款2項2目11節の銀行口座振替コンビニ収納手数料が32万補正されていますけれども、その計算根拠と銀行口座振替は1件当たり手数料幾ら出ると、それからコンビニ収納は1件当たり幾ら出ると、これも併せて教えていただきたいと思えます。

それから、21ページ、7款2項2目16節の用地購入費ですけれども578万、これは購入交渉不調だという説明でしたけれども、あと4か月ありますよね。早くももう諦めたのか、もう交渉しないという意味なのか、その経過をお願いします。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

2款2項2目11節銀行口座振替コンビニ収納手数料の32万円の件なんですけれども、今回、滞納処分のため、預金状況金融口座へ照会をしております、その預金状況の詳細を求めるための手数料を計上しております。

また、口座振替の振替手数料なんですけれども、コンビニ収納からいきたく思います。コンビニ収納のほうは、1件55円にプラス消費税になっております。銀行の窓口手数料にしましては、1件10円の消費税がかかっております。口座につきましては、すみません、今すぐにはちょっと出てきません、後ほど資料を提供したいと思います。

今回に関しましては、口座振替のところでは計上はしているんですけども、口座振替の手数料というよりは滞納処分のための預金口座の確認ですね。滞納処分ができるかというところの調査をするための手数料として計上しています。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは、私のほうから21ページ、7款2項2目道路新設改良費の用地購入に当たって御説明いたします。

こちら全体の用地買収予定地なんですけれども、13人、24筆ございます。そのうち取得済みが6人、7筆、残り7人、17筆が未買収となっている状況でございます。

これについて今問題となっているのが、相続問題、あと境界が未確定がある。一部には事業と申しますか、その買収に対して不満をお持ちの方もいらっしゃるという状況でございます。

これにつきまして、我々村といたしましては、できるだけ進捗を進めたいということで、今年度、県の交付金について要望をさせていただいていたところではあったんですけども、このようなちょっと用地問題があって、実施が厳しいのではないかとということで、県のほうから結果的に配分が得られなかったと、交付金がつけていただけなかったということで、今年度の実施を取りやめたという状況でございます。

今、用地につきましては、引き続き今年度も継続して協議をしているという状況でございます。来年度以降に向けても進めたいということで、今、予算のほうは交付金要望はさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

先ほどの銀行口座振替、コンビニ収納手数料ですけれども、これ表現が本当まずかったんですね。意味がちょっと違いますよね。銀行口座振替手数料とコンビニ収納手数料と云ったら、さっき言った10円と55円ですか、こういうものに見えるんですけども、実際はそうじゃない別の意味の手数料でしょう。だから、これちょっと表現を変えるべきだったんじゃないかなと思うんですけども、もう一度お願いします。

先ほどのこの土地、もうひとつの土地購入についてはこれ相当長引きそうですね。内容からしますとね。ぜひこれ頑張っていたきたいと思います。

銀行口座振替手数料の件でもう一回お願いします。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

比嘉盛一議員の質問にお答えいたします。

こちら説明の表現なんですけれども、銀行口座振替、コンビニ収納等というところで等とございますので、またこの預金口座の調査に関しましては、口座のほうの調査になりますので、この等のところに含めて計上しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和3年度北中城村一般会計補正予算(第5号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第60号 令和3年度北中城村一般会計補正予算(第5号)については原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第61号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

○議長(名幸利積)

日程第7. 日程第61号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略す

ることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第61号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第62号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○議長(名幸利積)

日程第8. 議案第62号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第62号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第63号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算(第3号)について

○議長(名幸利積)

日程第9. 議案第63号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算(第3号)について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第63号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算(第3号)については原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第64号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合格約の変更について

○議長(名幸利積)

日程第10. 議案第64号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合格約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第64号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第65号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について

○議長（名幸利積）

日程第11. 議案第65号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第65号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時41分 散会

令和3年第7回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年12月7日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和3年12月7日 午後3時06分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		比 嘉 次 雄			
	1 番 議 員		安 里 道 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和3年12月7日（火曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	稲 福 恭 秀	1. ヤングケアラーの実態と支援について 2. 非常事態宣言解除後の学校現場の現状
2	比 嘉 盛 一	1. ライカム交差点交流整備事業 2. 自治会内公園の管理・整備 3. ツルヒヨドリ対策
3	大 城 律 也	1. 子どもの貧困コロナ感染症で深刻、実態と支援について 2. 選挙投票率向上について 3. 衆議院総選挙結果と連携について
4	喜 屋 武 す ま 子	1. 「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の設置時期を問 います 2. 村民シルバー人材センターの設立に当たり村の財政支援について 見解を求めます 3. 管理職に女性職員を登用することについて見解を求めます 4. 学校給食費の無償化（私立を含む）について伺う 5. しまぶく学童クラブの待機児童解消対策について問う

		6. 宇ライカム自治会の組織づくりとライカム公民館建設について伺 う
--	--	---------------------------------------

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

皆さん、おはようございます。

ただいまより通告により2点ほど一般質問をしたいと思えます。

まず初めに、ヤングケアラーの実態と支援について。

子どもの貧困やヤングケアラーの問題は深刻な状況で早急な支援が求められています。県は、障害や病気のある親、兄弟の世話などする18歳未満の子ども、ヤングケアラーについては、新たな問題として年内にも実態調査をするとの報道があった。ヤングケアラーは家庭内の問題として表面化しにくく、実態調査や支援が難しく調査が進まないことが指摘されており、年齢や成長に見合わない家庭の介助や世話は児童にとって重いケアで、学校生活や進学、就職にも影響を受けていると考えられていますが、本村の取組状況について質問いたします。

①ヤングケアラーの相談窓口はあるか。

②実態を把握しているか。

③他の部局との連携はあるのか。福祉、生活保護、介護、医療、教育などですね。

④支援策はどのように行っているか。

⑤学校生活や進路決定について影響はないのか。

2点目、非常事態宣言後の学校の現場の状況。新型コロナウイルス感染拡大による非常事態

宣言が11月に解除され、ようやく日常に戻る傾向にありますが、なお、第6波の新型コロナ感染拡大が懸念されております。臨時休校等に伴う影響と第6波の新型コロナに向けた学校現場の状況を伺います。

①令和2年度の臨時休校や分散登校した実施時期と期間は。

②これまでの臨時休校等による学習計画の遅れはないのか、また課題はないのか。

③学校現場の今の現状とコロナ対策。

④児童生徒のワクチン接種状況と教職員の接種状況。

⑤不登校児童生徒に対する学習環境は。

⑥タブレット端末機の管理方法など今後の状況は。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、稲福議員の御質問にお答えいたします。まず最初に、ヤングケアラーの実態と支援についてでございます。

1番目に、ヤングケアラーの相談窓口について。

ヤングケアラーに特化した相談窓口については、現在設置はしておりません。従来の福祉、教育等の各種相談業務では対応しております。

2番目の、また実態把握についてですけれども、個別の事例として把握しておりますが、村独自の実態調査等は行っておりません。

3番目に、他の部局との連携についてですけれども、要保護児童対策連絡協議会として、各関係機関との連携しております。

4番目の支援策についてですけれども、各事例ごとに各種相談員等が対応している状況でございます。

5番目と次の質問については、教育委員会でお答えいたします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、稲福議員より御質問のありますヤングケアラーの実態と支援についての⑤点目の学校生活・進路への影響についてお答えいたします。

現在、各小中学校から障害や病気のある保護者、兄弟の世話などで学習の遅れや学校生活、進路決定に影響を及ぼすヤングケアラーに該当する児童生徒が在籍しているという報告はございません。

そして、続きまして、2点目、非常事態宣言解除後の学校現場の状況についてお答えいたします。

1点目、臨時休校や分散登校をした実施時期と期間についてお答えいたします。

令和2年度は、年度当初の4月7日火曜日に始業式等を行い、その後、4月8日水曜日から5月20日水曜日まで、授業日数で換算しますと27日間の休校措置を取っております。

今年度は、6月8日火曜日から6月20日日曜日まで、それから8月25日水曜日から9月5日の日曜日までの授業日数17日間を休校措置といたしました。また、本村においては、令和2年度、そして今年度ともに小中学校においての分散登校は実施しておりません。

②点目、これまで臨時休校等による学習計画の遅れや課題についてでございますが、臨時休校によって授業時数が少なくなった分、特別日課や単元の見直し等を行って補ってきた結果、学習の遅れはございません。また、臨時休校を原因とする課題の報告もございません。

③点目、学校現場の今の現状とコロナ対策につきましては、現在もこれまでと同様に感染レベルに応じた沖縄県の感染対策に準じて、毎日の健康観察、検温、3密回避、手洗いと手指消毒等を徹底しており、マスク着用も奨励しており、非常事態宣言解除後は、新型コロナウイルス

スに感染したという報告は1件もございません。

次に、4点目の児童生徒のワクチン接種状況と教職員の接種状況についてでございますが、12歳から15歳の児童生徒のワクチン接種状況は、11月26日現在、1回目接種を終えた人数が356名で接種率44.28%、2回目接種を終えた人数が336名で41.79%となっております。

教職員につきましては、これまでの調査で村立幼稚園が90.5%、小中学校合わせて91.3%の職員が接種済みとなっております。

5点目の不登校児童生徒に対する学習環境についてでございますが、不登校児童生徒の学級担任等が、定期的に家庭を訪問し、学習課題等を手渡し、学習に取り組んでいるところです。

また、村の教育相談室においても相談員が相談を受けたり、学習支援を行っております。

6点目のタブレット端末機の管理方法と今後の活用についてでございますが、児童生徒一人一人に配布しておりますタブレット端末は、各学級に充電器も搭載した保管庫を設置しており、使用後は各自、元の場所に戻して保管しております。また、管理につきましては、現在作成中の管理規程にのっとり管理していくこととなります。

今後の活用につきましては、普段の各教科の授業における活用を推進し、いずれは家庭での学習時の活用なども視野に入れての活用を想定しております。

以上で答弁を終わります。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

再質問いたします。

福祉、生活保護、介護、医療と教育委員会と連携を密にする相互連携体制は構築はできないのか、お尋ねします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまのヤングケアラーの件ということでお答えさせていただきます。

ヤングケアラーにつきましては、18歳未満のお子さんが対象ということになりますので、要保護児童対策連絡協議会という児童虐待を主にメインとして扱う協議会がございますので、そこでは守秘義務と課した上で、こういった要保護の児童に対する情報共有とか対策について話し合う協議会が既にごございますので、そこを活用していくものだと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

分かりました。

次に、学校現場での相談窓口に専門員が配置されているかどうかお尋ねします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの御質問にお答えいたします。

村独自で派遣という形も含めて、実は中央公民館内に相談室を設置しておりまして、相談員を常駐させております。

それから、県からの派遣員という形を要請しまして、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが教育委員会に配置されております。3校に派遣しています。それから、村のほうでは子どもと親の相談員という形での採用もありまして、小学校に配置されているということになります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

この相談員については、常時常駐しているということで考えていいのでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

村の相談室の場合は常駐という形ですが、各学校回っている方に関しましては、それぞれの曜日で回ったりという形を取っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

今日までにヤングケアラーの相談はあったのか。あったとすれば、どのような支援を行ったのかお尋ねします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

冒頭村長のほうからも個別の事例として把握しているというふうな回答をさせていただいておりますけれども、具体的な例というのはちょっと説明難しい部分ありますけれども、同居している祖父母の介護をされている方であったり、障害のある親に代わって幼い子どもたち、弟、妹たちの世話をしているとかそういった事例ございまして、そういうものに対しましては、各事例ごとに対応がそれぞれ異なりますので、福祉の相談員を中心に介護とか障害の相談員も含めて連携しながらその家庭の課題解決に向けて取り組んでいるという状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

ヤングケアラーの実態がいるということで確認できました。

これについて学校側との連携というんですか、そういうのはありますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

実際、ヤングケアラーというキーワードを持って連携するというよりは要保護児童というような形でより支援が必要だと。それで、見守り等を学校現場にお願いしたり、何かその子に変わった様子があれば、福祉の相談員に連絡をくださいというような個別の連携はこれまでもやっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

確かに、今日まで要支援とか要保護という児童はいるんですけども、これは、じゃ、今相談ではなくて調査に基づいてというか、どういった調査、今さっき言った協議会ですか、それに基づいて把握されているんですけども、じゃ、具体的に調査してヤングケアラーを見つけるということは、何ていうんですか、相談、自らやっぱり相談を伺わない限りは把握しにくいということでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ヤングケアラーの問題に関しましては、議員の質問の中にもございましたけれども、県のほうがまず実態調査、全校の教職員に対する調査を行った後に、次年度に児童生徒を対象とした大規模な実態調査を行うというふうな、我々も新聞報道のレベルでございますけれども、そういった報道がございます。

その中で把握された子どもたちの個別の情報なんかを共有できるのか、県との協議も含めましてそういった調査の必要があるのかというのを、村独自のですね、調査が必要あるのかというのを見定めていきたいと思っています。それ

までについては、個別のそういった事案が上がってきた際には、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

これについての調査が国ですかね、4月に公表した全国調査の結果によると、確かに世話をしている家族がいると答えた中学生が17名に1人、高校生が24名に1人ですね。1学年当たり1人か2人はいる可能性があるということが指摘されております。

ヤングケアラーは、家庭内の問題として確かに表面化しにくいと言われてはいますが、これについてはやはりちゃんとした実態調査というのをやらんと出てこないと思うんですけども、やはりヤングケアラーに特化した相談口を設けるとか、必要が検討されていますが、今の体制で検討されているのか、今後。やっぱり県の調査を踏まえて検討するのか。今の体制で課題はないのかお願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

全体の実態把握という形では、議員御指摘のように、大体全国調査で4%から5%程度のヤングケアラーがいるということは把握しております。またさらに県の調査を踏まえて全体数としてのどれぐらいの数のお子さんがいるのかというものをまず把握した上で対応していきたいとは考えておりますけれども、そうですね、基本的に個別に把握した事例に関しましては、それぞれ課題が介護なのか、障害の支援なのか、あるいは貧困対策なのか、あるいはネグレクト、親の育児放棄によるものなのか、いろんな課題が考えられますので、その課題に応じた対応方

法というものがございいますので、そういったものも個別の対応という形になるかと思っております。

ですので、相談窓口としては、まず把握する方法を学校現場との少しどういったものができるかというものについては、村独自で検討していく必要があるかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

はっきり言えばヤングケアラーということというのは、やっぱり18歳以下が親兄弟を介護しているということですので、個別に当たるということでではなく、全て共通の課題があると思うんですよね。あるいは食料支援とか、水道料とか未納とかいろいろなケースがあるんで、いろいろな支援が求められると思うんで、それを聞いています。

学校現場で担当教師と親を交えての三者面談というのが実施されていると思うんですが、そのときに児童生徒の異常に気づくとか、そういった相談とかはないんでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

御質問にお答えいたします。

三者面談の場というのは設けております。これは各学校ですね。その中でヤングケアラーに特化してとかということは、非常に何ていいますか、デリケートな問題といたしますか、そういうことなので、担任から突っ込んで聞くという

ことはほばないと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

確かに、担任教師に自然と目が向けられるようなことではあってはいけないと思うんですけども、そこに専門員が配置されているわけですから、いわゆるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーですか、あと学級支援員とかあるんですが、この辺、担当教師との連携というんだか、そういうのはありますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

相談を受けた後とか、定期的にあつたり時間をつくりながらですけれども、相談を受けた内容について担任にフィードバックをして、学校でどういう支援があるよねという相談をするような形は取っているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

担当教員は、昼間は子どもと接しているわけですから、やはり気になる学生とかいると思うんですが、その辺、声をかけるとか、あるいは専門員の方にこういうケースはとか何うとか、何かこの子どものSOSというんですかね、そういうのを見出す、何ていうかな、観察することは、そういうのはないんでしょうかね、せっかく専門員もいるんで。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

各学校組織体制といたしまして、生徒指導主

事がいて、それから教育相談担当の教員がしっかりいまして、その先生方とこのスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーが情報交換をしながら担任が気になる子がいれば相談をしながら予約を入れて相談をしていくというふうにできるだけ個に応じた対応をしっかりとやっているところです。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

周りにそういう相談とか、大人がやっぱり子どもを観察して、やはりケアラー、SOSをしっかりと見出すというのは、これ大人の責任だと思っています。

ヤングケアラーの早期発見や相談体制について学校現場における全国事例がありますので紹介したいと思います。スクールワーカーに相談するまでに時間がかかり、問題がこじれてしまっている場合があります。対応が難しい状況にあるとか、ヤングケアラー担当職員の声として、ある養護教員の女性は担当教員の協力を得て、保健室での休息を提供し、宿題の量も配慮はしていますが、前にも言ったように家庭内の事情に介入する怖さや不安を感じてしまう、どうしていいか分からなく、手詰まり感があると支援の難しさを指摘されております。

あとソーシャルワーカーは、教員の知識・認識不足もあり、ヤングケアラーを早期発見、支援をしたいが難しいとか、現場の声があります。

本校といたしてもそういったケースが課題があるのか、その辺は御存じでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

先ほど、福祉課長からもありましたが、今ようやく調査が始まっておりまして、実は義務教

育課から文書も来ましたが、それは県の子ども福祉課から義務教育課に依頼があって、今ようやく全県の小学校5、6年の担任と中学校の先生方へのこのアンケート調査が始まっているところでございます。内容についても我々が集約するのではなくて、先生方が各自でアンケート、インターネットを使って入力していく形になっておりますので、その回答を見てみないと分からないところではあるんですが、スクールソーシャルワーカーさんとの話の中によると、ヤングケアラーに類するようなものというよりは、先ほどあったようにいろいろ複合的な相談を受けているケースが非常に多いということ報告を受けているところでございます。

それから学級担任においても、そのアンケート調査の項目で、最初に来ているのがヤングケアラーというのは御存じですかというアンケート内容でございましたので、ようやく今、その認知と数値を計ろうという動きが出てきたのかなというふうに私は感じているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

そうですね、やはりヤングケアラー問題というのは、もちろん学校だけの責任ではないんですよ。地域、そして行政がやっぱり先頭に立ってやらないというのは重々分かるんですが、今早く動かんと、本当に子どもたちが貧困とかいじめとかいろいろあるんで、そんなにゆっくりすることはないと思います。これは国の責任であるんですけども。

確かに、県は11月から県内小中高の学級担任のほか、おおよそ5,000人を対象に実態調査を始めていると。今回のスクールワーカーやスクールカウンセラー、学級支援員など支援する側向けの調査、そして地域包括支援センターにも

アンケート調査を実施するというので、ヤングケアラーの実態を探る計画となっていますが、この件については調査が始まっているということでよろしいですか。行政にも来ていますかね、その辺は福祉課にも。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

学校現場のほうにアンケート調査が既に行っているという情報は、こちらの福祉部門では把握しておりませんが、村では地域包括支援センターを抱えておりますので、そこへのアンケート調査が実施されていることは承知しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

これについては国のほうですかね、厚生労働省も動いているようでありますが、ヤングケアラー、早期発見につなげようと、令和4年4月の診療報酬改定が検討されているようで、内容は病院が福祉、教育と連携して、ヤングケアラーの支援につなげた場合、診療報酬を加算するとの検討に入ったとの情報があります。介護を必要とする親などが入院した際に、実態把握する中でヤングケアラーを見つけ出し、退院した後に地域での生活を支援する内容となっていますが、この件については国・県から実施に向けた情報がありますけれども、この辺についてやっぱり診療報酬の改定等々、そういう国の動きについてどう思いますか。この受入れというんですか、通告、まだそこまでは出ないんでしょうかね。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

医療機関からのそういった情報提供というのは、これまで私の記憶ではまだございませんけれども、ただ、治療に当たる上で既にヤングケアラーが疑われる世帯がございましたら、例えばオンラインを使ったドクターとのネット会議とか、そういった退院前の会議とかというのはこれまでも実施しておりますので、そういった形でのまた情報連携が進んでいくものと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

国も病院にも協力を求めています。診療報酬を上げることによって行政とのつながり、教育機関とのつながりが出てくるんで、その辺は役場の窓口というんですかね、分散するのではなくて、その辺は介護支援センター、包括支援センターですか、そういうのが担当福祉にあるんで、その辺のホットラインというんですかね、そういうふうな特化した窓口というんですかね、その辺は検討すべきじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、ヤングケアラーはお子さんを中心になりますので、担当としては児童の福祉の相談窓口のほうが優先的になるかと考えております。

国のほうでもヤングケアラーの周知に関しましては、まず児童相談所の連絡先等を示している部分もございますので、まず相談窓口としては福祉の相談窓口、既存のものを活用して、さらにヤングケアラーにも対応しますよというような周知を今後図っていく必要があると考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

村長、これは国全体、県全体の問題ではあるんですが、それでいろいろヤングケアラーについては、子どもたちのSOSが、何らかの声が上がらんという深刻な状況で、そういう医療機関を通した情報提供とかお互いの連携に基づいて、やはり子どもたちの支援ですね、早く見つけて支援はすべきだと思うんで、この辺、また新年度に向けて、機構改革はあるかと思うんですが、その辺、やはりこういう施策というんですか、そういうまた機構改革があれば、そういうふうな福祉の向上に基づいてそういうことを視野に入れてほしいんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの所管課のほうでは大変村内の各病院等との連携は、非常に密に取っていると考えております。そしてまた所管課のほうからも相談に乗ってくる心理士等の配置等についても検討がされておりますので、そこについては所管課ともっと詰めて、定数等の問題もございますので、今、子どもの相談等にしっかり寄り添える心理士等も含めて検討したいと考えております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

定数とか専門員の嘱託を置くという方法もあると思うんですけれども、独自調査でやっている市町村もありますよね。これ糸満市教育委員会ですかね、小学校5、6年と中学生全校3,500人を対象に10月をめどに実施するとか、これは県内初で福祉、介護、医療、教育と部署が連携し、適切な支援のために取り組むという

ことですね。これはタブレットでの回答ということですから、そういう方法があります。

あと、那覇市のほうでは、5月に市内の中学校17校を対象にヤングケアラーの実態調査を実施。実施した結果、40人が家族の面倒を見てるとの調査結果があります。これは先ほどの実態調査で該当する生徒が46%ですか、これ教育委員会とか校長、生徒指導連絡協議会ですか、これヤングケアラーに関する情報や資料を提供するという事で関係機関に連携を求めて、啓発活動に取り組むという趣旨でありました。

じゃ、次に移ります。

⑤の再質問いたします。

先ほども答弁していただきましたが、学校生活や進路決定について影響ないのかということですけども、ヤングケアラーに該当する児童が在籍している報告はないということですが、これ繰り返しになっていると思うんですけれども、先ほどの回答では個別調査で実態を調べ上げているということなんですが、この辺については実態は把握していますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

先ほど少しお話しさせていただきました県義務教育課から来ているアンケート結果ですが、これも先生方が各自で直接アンケートの回答入力をしているという現状で、昨日、私のほうで県のほうに確認をいたしまして、この回答、特にこの本村だけでいいから回答はいただけますかということで問合せをしたところ、これは今の現時点では、提供することはできませんという回答を県のほうがおっしゃっていました。1月の県の全県の公表後、この希望があるというか要望がある村にはデータとして提供しますが、現時点ではできませんという回答を得ましたので、我々も今、教育委員会として独自の調

査を行っていない状況ですので、把握はしていないということになります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

ヤングケアラーの児童生徒ですね、やはりさっきもこの学校で生活状況等見抜けないのかということも話したと思うんですけども、ヤングケアラーというのは、家庭、学校生活においては、出席状況ですね、あとは偏見、いじめはないのか、部活状況、あと成績、宿題の忘れ、遅刻、学力低下、よく欠席するとか、栄養面はどうなっているのかとか、友人関係、衛生面、進学に影響を及ぼさないのかなど気になる生徒がいると思うんですが、この辺もさっきの繰り返しの話になるんですけども、やっぱり頻繫に声をかけたりして寄り添えば、子どもたちのSOSから見えている部分でどういった支援ができるかというのを引き出せると思うんですが。

それと、進学率も気になりますけれども。これについて、ヤングケアラーの家庭事情についてなんですけれども、離婚家庭や小学校2年生のときに母親が鬱病を発症し、働けなくなった。周辺の心ない言葉に情緒不安定となり、自殺をほのめかすとか、母親を十数年もそばに支えているとか、生活保護パッシングにおびえて受給世帯である事実を隠し通すとか、幼い心と体を抱えての重すぎる過去ですね。

年齢や成長に見合わない家庭の介護の世話のために学校生活や進学ですか。そして、就職に影響するとか、実際子どもたちがこの世の中で追い込まれている人たちがいます。

今後、やっぱり子どもたちの貧困問題とかが密接に関わっていると思いますので、国の調査、県の調査もあるんですが、早めの実態調査と支援を子どもたちが求めていますので、これを早急の対応でぜひお願いいたします。

次の質問に移ります。

次は、非常事態宣言解除後の学校現場の現状です。実施期間が、休校した日数が述べられています。これについての影響というんですかね、この期間中は、臨時休校中は全児童一斉にオンライン授業ができたのか、その辺をお尋ねします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

今年度に入ってから休校期間中、特に9月前あたりによく整備というか、一人一人ずつに配るタブレットの設定が終わりまして、配布はいたしました。その後の休校期間中で、例えば朝の会を顔を見ながらやったりとかということ。活用をスタートしたばかりでしたので、オンライン授業まではなかなか行くことができず、ただスキルの高い教師は、まずちょっとやってみようかということで数学で1時間やったという報告はございましたが、しっかりとした授業ではないというふうに私は見ておりますので、今後、研修等を重ねながら、もう第6波に備えてそういうこともできるように今学校のほうで頑張ってもらっていますので、恐らく今後休校措置が出た場合には、いろいろ活用方法は今よりも少し進んでいるのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

後でこのタブレット端末の管理をお尋ねするんですけども、今、そういうふうにネット環境のない家庭についてこれからの課題ですがその辺はどう対応されますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの御質問にお答えいたします。

結論から申しますと、今、それをどうするかというところで検討しながら、先ほどありました規則でしたよね、活用、規定ですね、それを整備しているところがございます。

ただ、過去2年前の調査によりますと、昨年度で9割ぐらいの世帯でインターネットがつながっているというアンケート結果もございましたので、今残りの引いていないネット環境がない世帯については、今ずっと検討を重ねているところになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

大変申し訳ございません。

各学校ネット環境が整っていない世帯等は学校に来て、学校の空き教室での対応をしております。ただ、学校のほうに確認を取りますと、ほぼいなかったという報告がございましたので、やはりみんなしっかりとおうちのほうで勉強を進んでいたのかなと認識しているところがございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

学ぶのは公平・公正にしないといけないと思いますが、③学校現場の今の現状とコロナ対策をお尋ねしました。

今までの期間中も給食時間はどういうふうな対応をしているのか、黙食なのか。そして、休

み時間の過ごし方については、静かに過ごしているのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

まず、給食ですが、今議員がおっしゃるとおり、黙食を推進して、ほぼ身につけてきているのかなと。みんなが黒板に向かって、会話もなく食べているという状況を報告を受けております。

それから、休み時間に関しては、低学年になればなるほどやはりマスク外して遊んだりということがありますが、校舎内に戻ってくれば手洗いをしっかりやるとか、そういうふうに対策はしながら今現状は特に陽性者が出たという報告はございません。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

あと、いわゆるスポーツ大会とか、主な学校行事、修学旅行ですか、そういう学校行事は再開されているのでしょうか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

スポーツ大会と運動会はこの間開催して、無事終わることができました。それから、中学校の部活動に関しても感染レベルに応じて人数を制限した練習、それから大会も少しずつ始まりしているところがございます。

それから、修学旅行もしっかり実施して、感染状況に応じて実施して終わっているところもあれば、日帰りに変わったりというふうに中止というところではなくて、実施の方向で工夫しながらやってきております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

これまで休校を1月以上ということでありま
す。その間は家庭内にいたり親と過ごす時間と
か、学校においては学校が楽しくないという児
童も何かの調査であるんですけれども、それ
について本村も子どもたちのストレスというん
で、そういう形で悩みというんですか、そう
いうふうなストレスのあるお子さんとか影響
している児童がいないかどうか、お尋ねしま
す。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

11月の休校措置後、学校再開後は少しちょ
っと休みがちかなという子どもの報告があり
ましたが、それが原因で不登校になったとか
、欠席がずっと続いているとかという報告
は今のところございません。やっぱり学校
が楽しいという声がよく聞こえてきてい
るところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

④の再質問をいたします。生徒児童のワ
クシン状況、教職員の接種状況ですね。

答弁では、教職員の接種率が90%以上
ですか、子どもたちが50人に満たない
という報告ですけれども、これからオミ
クロン株の感染拡大が懸念されていま
す。県では、感染率は未接種者よりは
2回ほど接種している人と比べると
10倍感染するというので積極的に接
種するよ

うという呼びかけがあります。
教職員の未接種者が約1割ですか、
いるんですけれども、そういう先生
方について接種をするような奨励
とかはやっていますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

県から通知がある中でも、ワクチン
接種を推奨しようということで動き
がございしますが、接種して
いない先生方の事情もありま
して、こちらから強制的に打ち
なさいということは、今の
ところ考えていないところで
ございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

確かに、強制というか欧米並みの
あれはないんですけれども、
やはり子どもたちを預かる場
所ですので、ましては子ども
たちですね、50%満たない
接種率ですよ。これからは
オミクロン株も感染拡大とい
うのを懸念されているんで、
やっぱり大人たちが学校現場
で子どもたちが感染したら大
変な問題になるんじゃないか
なと思いますので、この辺は
やっぱり強制はできないん
ですけれども、現場が現場
だけにやっぱりこういった携
わる方は先行接種とか優先
接種があるんで、そういうの
があるものですから、この
辺はもっともっと奨励、子
どもたちを守るために奨励
するのは当然だと思います。

それから、子どもたちの
接種率が42%、2回目が
41%ということですが、
この接種率が低いんです
けれども、これ何かの要因
があるんでしょうか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

この子どもたちの接種率ですが、これまず保護者の意向もあるかと思えます。あと、副反応とか子どもたち、児童生徒に対して親の不安です、そういったものがあるかと思えますが、はっきりしたこの接種率の低さというものはこちらでは把握しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

もうこれは親が決めることですので、致し方ないと思うんですけども、これ今、12歳から18歳でしたか、そういうことがあります。やがては11歳以下5歳までですかね、接種もまた国のほうでは検討されていますが、これ半分以上が未接種ということで、今後の第6波に対応するためには、やっぱり親に接種するように促すべきであるんですが、これは健康保険課ですかね、こういう12歳から18歳の優先接種というんでしょうか、そういうのは検討があるのか。本部町では優先接種を既に実施をされていると思うんですが、そういう子どもに対して優先接種という、今後あるのか、優先しての接種があるのかお尋ねします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

稲福議員の御質問にお答えします。

12歳から15歳の方たちに対する優先接種という言葉は、一応この法律上はありません。本部町とかがなさっているのは、受験を控えた子たちに対する場を提供するとかという形でやっていると思いますが、私たちもこの12歳から15歳が始まった当初に保護者向けにはがきを用いてアンケートを行いまして、場の提供です、徳洲会病院さんの御協力を得まして集団接種に近い形で学校の中で接種するという事は推奨さ

れていませんので、病院でこの土日とかの保護者が付き添いやすい時間を設けてという形で接種をしております。その後も12歳になる方たちが毎月毎月いらっしゃいますので、この子たちに対しても接種の場を提供するという形で個別接種でこの子どもたちを引き受けてくれる病院への案内とか、また集団接種で受入れをしますので、受けたい方たちに対しては十分場所の提供をしていると考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

先ほどの繰り返しになるかと思いますが、不登校児童に対する学習環境というんですが、最初回答をもらっていますけれども、次、6番目のタブレット端末機の管理方法の今後の活用をということで回答を得られております。

今、不登校児童に対してこの休校中ですか、やはりタブレット端末機ですか、それは配布していたのか、その辺の活用をそれをお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

不登校の子どもたちに対しても配布を行ってまいりました。しっかり活用して、授業に参加というか、顔を見られたというケースもございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

9月に山田議員からも質問があったんですが、不登校児童の定義というのは30日までは自粛とかいろいろあったようなんですけれども、確かにこの不登校児童というのも半年とか長期に及ぶん

でそういうこういう端末機ですか、活用もいいんじゃないかなと思います。

やっぱりその子どもたちというのは、これを活用したわけですよね。それで大変気持ちも落ち着くとか、学べたという喜びが出てくるんで、その辺は考えられます。これ何件というんかな、対象者何名というのはわかりますか、そういう児童、配布したと。把握していればお願いしたいんですが。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

ちょっと当時の資料がございませんが、大体毎月の報告を見ていると、各校四、五人ですね、そういう子どもたちに対してしっかりと対応したと。ただ、不登校がきつい子は取りに来れなかったというケースもございましたが、その後は、いい報告があったのは、不登校の子が学校に来て、別室で授業をタブレットを見ながら受けたというケースも出てきておりますので、今後も活用いろいろ考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

今後の端末の活用についてなんですが、いろいろと規定等をつくって、しっかり管理をするという返事でありましたけれども、先ほどの答弁でタブレット端末機の管理については、今後、家庭内での学習に生かすということを視野に入れていくということですが、具体的にどういうことですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

現在、学校ではこの授業内容と家庭学習を連動させるという動きで学習指導を行っております。なので、学校で例えば自分の書いたノートを写して発表したりとか、それを持って帰って家庭学習に生かすであったりとか、各教科のこの特性を生かしながら、それからデジタル教科書ということでデジタルの教科書もございますので、その中で出てくる発展問題であったりとか、あるいは調べ学習等々、それから美術関係においてもそういうふうに自分でデザインできるとか、そういういろんなソフトを活用しながら家庭で自分の学習、自主学習ですね、それに力を行けたらなというふうに今計画を立てているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

先ほど不登校児童にも活用していただいたりということは、大変いい傾向だと思います。

今、逆にネット上での誹謗中傷というんですかね、そういう子どもたちのいじめとかというのもよく全国で聞かれるんですけれども、この辺、IDパスワードについての設定というのはどういった具合でされていますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

児童一人一人パスワードを全然違う設定をしております。管理規定の中でもそれをうたっておりますが、それにアクセスできないとか、勝手にインターネットにアクセスしたら使用させませんという細かい規定を今整備しているところでございますので、子どもたちがこのSNS、インターネット等で不正に被害を受けるようなことがないようにしっかり規定をつくっていきなと、それにのっとって子どもたちも

しっかり活用してもらえたらなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

パスワードの設定ですね、どういうパスワードというんですか、みんなあると思うんですが、ある学校では管理出席番号をパスワードに入れてたとか、それをしていじめにあったとか、その辺で今聞いているんですけれども、こういう設定というのはどういうふうにやっていますかと聞いたわけなんですよ。この辺は答えられますか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

児童生徒一人一人にパスワードを与えていますが、児童生徒に対してはほかの生徒に教えちゃいけないよとかそういった指導をしながらこのパスワード管理を今している状況だと聞いています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

教えなくても教えるケースはあろうかなと思うんですけれども。

じゃ、最後にもう時間ないんで、不登校児童が今後あると思うんですが、不登校児童がなかなか学校に行けない子がいると思うんですけれども、リモート授業を受けた場合の出席扱いというんですか、出欠扱い、今後これどうなるんですか、出席扱いになるのかお尋ねします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

この出席扱いに関しましては、文科省の通知

等も含めながらどこまでが出席にするかというのは、学校長ともそのケースに応じて検討しながらじゃないと、逆に助長してしまう可能性もございますので、不登校の子が、じゃ、ここまでやればとか、そういう基準を、また村としても今後、整備していく必要があるということで、今整備している段階でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

換気のために10分間休憩、11時10分再開します。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

それでは、通告に従い質問をいたします。

ライカム交差点交流整備事業について。

ライカム交差点は、泡瀬ゴルフ場跡地開発と並行して行われた交差点の整備事業で、本村によるライカム交差点交流整備事業として実施されました。

この事業に関連して効果の確認と将来の展望について質問いたします。

1、整備事業の目的は何か。そして、目的どおりの効果が出ているのか。

2、総事業費を問います。総工費、オブジェ、観光案内板など内容別にお願います。

また、補助金、一般財源別の予算も問います。

3、今後の管理経費は、年間幾らを想定しているか。

4、車で通る限り、北中城村の文字は全く見えず、村のPRになっていない。従前の沖縄市のように大きな看板の設置計画はあるか。

5、本村が活用するのはいつまでか。国道事務所との覚書があれば提示してください。

続きまして、自治会内の公園の管理・整備。

次に、島袋自治会内にある公園管理・整備について質問いたします。

島袋地域では他の地域同様ゲートボール人口が著しく減少しております。

ロカイ公園にあるゲートボール場はここ数年使用しておりません。

質問1、ゲートボール場を撤去し、付近住民や子どもたちに開放してはどうかと思うが見解をお願いいたします。

島袋115番地に小さな公園があります。村有地で自治会が草刈りなどを行っております。しかし、近くには島袋中央公園があり、ほとんど利用されておりません。つきましては、この公園を閉鎖していただきたく質問をいたします。

2、ここが公園となった経緯を問います。

3、遊具や塀が破損し、危険な状態にある。早急に改善する必要がある。清掃は自治会が行っているが、管理責任は所有者である村にあるものと考えていますが、見解をお願いいたします。

3番目に、ツルヒヨドリ対策についてお伺いします。

特別外来生物のツルヒヨドリは本村全域に蔓延しています。これまでの対策実施は広報掲載やチラシ配布がされました。その効果はあったのか。また、今後、どの様な対策計画があるかを問います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

まず、ライカム交差点交流整備事業についてでございます。

①の整備事業の目的は何か、そして目的どおりの効果は出ているのかということですが、ライカム交差点の道路残地を活用した交流

スペースの整備を行うことで観光客と村民との交流・憩いの場創出により地域活性化につなげることを目的としております。

効果については、沿道沿いに人々が集まる機会がないこともあり、中々浸透できていない状況がございます。

2番目に総事業費、それから総工費、オブジェ、観光案内板などの財源措置についてでございます。事業費等も含めて申し上げます。

総事業費は4,503万7,000円で、一括交付金を活用した事業であります。補助金3,602万8,000円、一般財源として900万9,000円であります。

内訳として、基本計画302万4,000円、実施設計で623万2,000円、オブジェのほうで776万4,000円、観光案内板で309万9,000円、植栽で255万4,000円、設計監理費で434万2,000円、そして現場技術業務217万2,000円、それに伴う工事費等で1,585万円となっております。

3番目に管理費についてですけれども、管理費については除草業務があり、年間3回として約30万円を予定しております。

④の回答ですが、その場所に訪れてもらうことをイメージして作成しているものでありますが、村のアピールに看板等設置が必要ということになれば、財源確保を含め今後検討してまいります。

5番目の本村の活用するのはいつまでかという、そして国道事務所等の覚書等があれば提示していただきたいということですので、占用許可は令和6年3月末までであります。オブジェ等変更がない限り、3か年更新で続くと思っております。また、この場所については、県有地でありまして県との管理協定書を締結しております。

2番目の自治会内の公園の管理についてですけれども、まず1番目のロカイ公園にあるゲートボール場についてですけれども、ゲートボール場を撤去し、付近住民や子どもたちに開放してはどうかと思うがどうかということですが

ども、その答えといたしましては、ロカイ公園内のゲートボール場の存続の是非については、自治会と調整の上、判断したいと考えております。

それから、島袋115番地に小さい公園があり、村有地であり自治会が草刈りなどを行っておりますということで、その字島袋115番地にある公園についてでございますが、2番、公園の経緯、それから3番、遊具や塀が破損して村にその処遇について検討いただきたいということですけれども、まず、2番、3番まとめて回答いたします。

字島袋115番地付近の公園は、村の都市公園として位置づけされたものではなく、周辺一帯が開発地域であることから、開發行爲に伴う公共施設として整備され、その後、村に帰属されたものであると理解しており、都市計画法に基づき一定の公共空間を確保する観点から閉鎖することはできないと考えております。

なお、遊具等につきましては、危険な施設を存置することは望ましくないため、自治会と調整の上、早期に改善したいと考えております。

それから、3番目のツルヒヨドリの対策についてでございます。

これにつきましては、広報周知、あるいはその対策等について質問されておりますので、お答えいたします。

広報誌やチラシを見ましたという住民からの問合せが数件寄せられ、質問等にお答えする対応を取ってまいりました。効果としては、まだまだ住民への周知徹底が図られてないように思えるので、今後も引続き広報等での周知を図りツルヒヨドリがどういうものかを村民に認識させていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

それでは、再質問します。

まず、このライカム交差点ですけれども、この改良前は沖縄市の南側の玄関口として活用しておりました。それが改良した後に、今度、北中城村に移ったんですけれども、この場所は非常にいいところで、場所的には交通の拠点になっていますよね。また、北中城村の北の入り口にもなるわけです。南に行けば、屋宜原があるし瑞慶覧があるし、石平があるし、それから東に行けば島袋があるし、それから島袋を過ぎますと泡瀬があるし、それから勝連半島にもつながります。それから、北に沖縄市があります。西に行けば、北谷町があります。普通の交通の拠点で、非常に目立つところですから、これを北中城村が管理運用を任されたということは、これを活用する必要があるわけです。

今の時点では何のPRもされていないし、活用としては全然なっていないんじゃないかなど。だから、私が今回この一般質問を取り上げたのは、ぜひ活用していただきたいという意味を込めて取り上げてあります。これが駄目じゃなくて、今後活用していただきたいということで取り上げてあります。

それで、これ写真ですけれども、これが北中城村のオアシス事業と言っていましたよね、オアシス事業ですけれども、この真ん中で丸でやっている部分、これがその場所です。十字路のど真ん中です。そして、結局この左側は全部基地です、基地内です。そういうところが何か交流の場になるのかどうか。たったこの小さいところ、駐車場も何もありませんよね。人も通らないですよ。町の連続性もありません。

しかし、今答弁のほうに、目的としては観光客と村民との交流、憩いの場として造ったということなんですけれども、これが交流の場、憩いの場になると思いますか。もう一度答弁をお願いできますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

国の一括交付金を使った事業でありまして、その中の一括交付金の目的として交流とか観光とかというイメージを持った補助金として整備するということでそういう目的となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、この場所でも交流になると考えているわけではない、交流の場所になる、観光客と村民が交流できる場所と考えているんですかと言います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

後々、ロウワー・プラザも返ってきます。ロウワー・プラザが返ってくると、その商業地とライカムを含めて、ここに人が通るということも想定され交流をしていただきたいというイメージを込めてここを整備しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ロウワー・プラザの開発があと何年後か分からないんですよ。それまでずっと放っておくのは非常にもったいないというから思うんで、今後はもっと生かしてほしいということで交流の場ということで、後々交流の場になるだろうということかもしれませんけれども、私は今の時点で考えると交流の場にならないと私は思います。

それから、予算についてですけれども、総事

業費を4,500万、一般財源が900万。だけれども、よく誤解があるのが、総事業費4,500万のうち3,600万が一括交付金ですよ。だから、この一括交付金というのはただのお金かといったらそうじゃないんです。やっぱりこれ税金ですよ。国税。だから、我々は4,500万の税金をそこに投入しているわけです。

そういうことがあって、じゃ、この4,500万をそこに投入して、今の時点で費用対効果があるのかどうか、それについてお答えください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

答弁でもありましたけれども、なかなか沿道沿いに今、人が集まらない。沖縄マラソン等この造った後に開かれていないということも含めますと、費用対効果が今あまりないということで考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

マラソンがあろうが何だろうが、この費用対効果はロウワー・プラザ地区が開発されるまではないと私は言えるんじゃないかなと思います。

それから、管理費についてですけれども、除草業務があり、年回3回として30万円を予定しているということなんですけれども、これは除草だけじゃなくて看板とかオブジェが壊れたときも修理しないといけませんよ。それは考えていませんか、考えていますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、ここに書いてある30万というのは、あくまで除草作業ということでの予算であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私が言いたいのは、この30万以外にもっとかかりますよということを言いたいだけの話です。それためにこういう質問をしてあります。金かかりますよ、費用対効果がありませんよということを知りたいがためにその質問をしてあります。

それから、私の質問のほうにこっちに看板作ってくれと言ったら、そこに看板等設置が必要ということになれば検討したい。今、必要でないという考えですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

一括交付金を使って造ったこの整備事業でありますので、ここに新たなまた看板を作ることが、一度終わったことに対してのまた修正ということになって、いろいろな面で補助金の返還とか出てくるんじゃないかなということもあったものですから、そういう答弁の仕方になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これはぜひ交渉して、今のままじゃどうしようもないので、村のためになっていないと。これ皆さんは通ったことありますよね。これ北中城村がやっているというのは、ここにいる皆さんは分かるかもしれませんが、予算組んでいますから。一般の人たち分からないですよ、これ北中城村の事業ですよというのがなかなか浸透しないと思うんですよ。だから、放っておくわけにいかないし。

これ当時に、最初から看板つければ、大きな看板作れば一括交付金の対象になったと思うんですよ。だから、今後、じゃ、追加の場合になるかといったら、この大きな看板も観光と関係しますので、北中城村の観光と。これ1回交渉してもらえませんか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

すみません、今、これ事業自体がもう一度終わっている事業をまた追加で一括交付金を含めてやるというのが非常に問題があると思いますので、まずはその場所をホームページ等でPRしています。その後、何か年かたって、もし本当に盛一議員が言うみたいに交流の場になっていないということであれば、別事業ということになりますけれども、考えていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私がそのままだったら、何か年か分からんですけれども、もう放棄したらどうかとも考えたんですよ。でも、放棄したらもったいないですよ、場所的に。だから、活用したほうがいいと。でも今まだ活用していない、今は宝の持ち腐れということになると思います。

このライカム交差点に関する管理協定書、今日頂いたんですけれども、この中には期限も何も書いていない。だから、どうしなきゃいけないというのが書いていないんですけれども、多分もう1回作ってしまったんで、多分更新更新になるだろうということで、これだけを見たいためにこの協定書を出してくださいということにいたしました。

じゃ、ちょっと続き行きます。

これさっき見せたライカム交差点の写真ですけども、今これ見て、これ北中城村ですねというのわかりますか、わかりませんよね、まず。誰もわかりませんよね。

それで、これを少し大きくしてみました。大きくしたらこうなります。今2つ赤丸がありますけれども、右奥のほうにもう一つあります。これが看板です。

この看板のうち、この右側の看板を大きくします。そうすると、こうなります。これですね、上のほうが村内案内マップ、中ほどにこのオブジェの説明がされています。皆さんはオブジェが何かわかりますか。もう村に関係あるオブジェがありますけれども、この説明がこの中ほどにされています。

オブジェについてホームページ、これは県立芸大の協力の下、設置されたオブジェです。まず、地域活性化を育む資源として期待されている北中城村はバスケットが強いので、バスケットボールがあると。それと、終戦後初のゴルフ場があるので、そのケースとして印象深いアワセゴルフ場、なのでゴルフのオブジェ。道ジュネー北中城村青年エイサーなど、エイサーが盛んだということでエイサーのオブジェ、それから平成21年に復活した集団演技と武術的な伝統文化、棒総巻が表現されていると。棒総巻というより棒術が表現されていますね。そういうのがありました。

それでは、オブジェについてですけれども、どういう説明がされているかというと、そのほかに北中城村の魅力や歴史をシンボライズ、心地よさ、ホスピタリティーの演出、分かりやすさをコンセプトにエイサー、棒総巻、バスケットボール、ゴルフを表現したモニュメントを設置してあります。これ、今のホームページにあるものです。このシンボライズとホスピタリティー、ちょっと説明してもらえますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この交差点につきましては、北中城村のランドマークとなっています。そこで、今おっしゃったオブジェとか、そういったあたりで公園に、いわゆる一角、昔、隅の公園としましょう。そこにランドマークとしてそのように造りました。ある意味でそれを変えるということについては、総合的に考えてはこれは景観とかそういったのが配慮してこのようなオブジェ等を造ったと思います。それが、北中城村のシンボライズについてはそのような北中城村の伝統・文化をそこにオブジェとして表現したのが、オブジェでのシンボライズ。そしてホスピタリティー、北中城村のおもてなしとかそういったあたりのものだと考えておりますので、そういったもので北の玄関口としてそういうおもてなしができる、そういう北中城村を発信しようということがあったかもしれませんが、しかし、啓発については非常に弱いところがあるということは認めます。これからまた啓発等についてもしっかり努めていけるかなと思います。

ただ、形状を変えるとかそういうものではなくて、啓発に努めている看板等の設置等は十分検討されると思いますので、そこは努めてまいります。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今、村長がシンボライズもホスピタリティーもすぐ簡単に答えられたんですけども、私の知識のなさかもしれませんが、私は意味が分かりませんでした。だから、意味が分かりやすい書き方をしたほうがいいんじゃないかなと思ったんです、ホームページね。そういうことで今、質問しましたけれども、このオブジェが悪いとは言っていないよ。

オブジェいいんだけども、県の芸大の学生

さんが作ったオブジェ、告知を見たら非常にもったいない気がするんですよ。先ほどから言っているように、ここが交流の場にならない限りもったいない。もっと人が通るところに置きたい。作った学生さんもそう思っているかもしれませんがよ。何で私たちの作品がこんな人來ないところにあるのかなど。最初からもうライカム交差点って分かっているはずなんですけれども。

それで、今後、看板も難しいのかもしれませんがけれども、沖縄市はどういう看板を置いているかといったら、インターネットから勝手に取りましたけれども、こんな看板がありましたよね。相当でっかいやつ。これすぐ沖縄市と分かりますよ。「エイサーのまち沖縄市」と書いてありますから。そして上にはシンボルであるエイサーの人形、エイ坊が書かれています。あっ、こっちから沖縄市なんだというのが分かります。

だから、こういう宣伝をぜひ北中城村にもやってほしいと思うんですよ。ぜひ考えてほしいんですけれども。

先日、用事があってやんばる行ってきました。そのやんばるに行くときに、大宜味村の手前で入る前にこういう看板がありました。この人形はぶながやとってよく宣伝されているキジムナーですね。「ぶながやの里」、その上の「長寿の里、芭蕉布の里、シークワサーの里、大宜味村によろこそ。Welcome to Ogimi Village」、発音が当たっているかどうか分からないですけれども、こういうことが書かれています。そして、下のほうには「祝 やんばるの森 世界遺産登録」こんな宣伝しているんですよ、入り口に、国道沿いに。そうするとライカム交差点だってやりたいと思いませんか。

それから、これから過ぎると、次に皆さんがよく知っている喜如嘉、芭蕉布の里の喜如嘉があります。喜如嘉を過ぎると田嘉里、田嘉里酒造がある。そしてその次から国頭なんですけれ

ども、その田嘉里入り口にこれがあります。

「めんそーれ 森と水とやすらぎの里 国頭村へ」、皆さん、見たことあるんじゃないですか。印象に残るからこれ見たことあると思うんです。なぜかといったら、上にヤンバルクイナがあるから。こういうのがあります。ぜひこういうことができないかなということまでこれを考えました。

ぜひ今後、1事業終わっているんで、看板設置ができるかということなんですけれども、ぜひこれをちょっと交渉してみて、今のままじゃ宝の持ち腐れですよ、何もない、何も分からない、誰も分かりませんよね、これね、北中城村と。そこに大きな看板でもあれば、すぐ分かりますけれども。車から通って、北中城村、何も見えませんよ。

それから、もしこれが今の状態で交流の場になった。PRして人が集まった、人を集めました。そこに人が集まったら危険ですよ。十字路口、交通事故、車が突っ込んでくるかもしれない。ガードレールはない、パイプガードもない。それから、これだけじゃなくて、そこに人が集まると、車を運転しながら、あっ、この人たち何だろうと見るから、追突事故がどんどん起きる可能性もありますから、だから、今の状態では絶対交流の場にはなり得ないということで、じゃ、なり得なかったらどうするかといったら、やっぱりPRするしかないです。

ぜひ看板を考えて、検討していただきたいんですけれども、検討できるかどうかもう一度答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御提言ありがとうございます。

ただ、北中城は、全村植物公苑づくり条例とか景観条例とかがございます。果たして、景観というのは基本的には主観ではなくて客観だと

私は思っておりますので、今、盛一議員の意見を述べていらっしゃるかもしれませんが、多様な考え方もありますので、盛一議員の考え方もある、またほかの人の考え方もあります。そういったことをいろいろ意見を集約して、しんしゃくしてつくり上げていく、こういうプラザというのは、ある意味ではヨーロッパでも結構何かプラザ、何か広場、結構あるわけです。そこにモニュメントがあって、先ほどの沖縄のエイ坊のモニュメントとかかもしませんが、そのようなモニュメントが中心にあって、そこに若者が集まるとか、例えばフランスのサクレ・クール寺院とかその階段の広場とか、あそこだけでも若者がいっぱい、階段だけでもいっぱい集まる。

けれども、我々のこれから景観を形成していくときに、例えば屋宜原の高速を上る階段とか、ああいう階段でもヨーロッパでは一つの景観が観光地になっていると、こういうところがある意味工夫すればできると思っておりますので、プラザあるいは広場、そういった位置づけでいろんな活用ができると思いますので、まだまだ今活用がされていない状況があるので、もし様々な活用として、ここをどういうふうに整備したらいいか、その後のまた考えると思います。

ただ、今後、看板設置とかそういったのは、十分可能だと思いますけれども、まずは現行の今、しっかり活用すること、啓発すること、そういったあたりを心がけたほうが僕はいいかないと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

考え方を啓発しても、そこに人が集まらなければ交流地点になりませんよと。これ、この景観上いいですよ、やっぱりね。ただ車が通る道だけじゃなくて、こういうちょっと残地を

整備した、非常にきれいです。だから、これ景観上、非常にいいですよ。

だから、これを北中城村がやっていますよというPRをしようじゃないかと私は言っているわけです。景観上、私は文句を言っていないよ。景観上はいいですよ。ただ、北中城村のPRが足りないということですから、ぜひ今後、検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

じゃ、次の質問に行きます。

公園管理ですけれども、ロカイ公園内のゲートボール場については、自治会長と相談したいと。

私も質問出した時点でもう自治会長と相談していますけれども、最終的にはやっぱり、じゃ、議会で言われたから、すぐ、じゃ、閉鎖しようと、そういうわけにはいきませんので、ぜひ細かいところは自治会長と相談して、あのゲートボール場を取っ払って、柵を取っ払ってしまえば非常に大きな公園になりますから、もしかしたらこの辺の小学生の野球ぐらいできるかもしれません。ぜひこれは検討していただければなと思います。

問題は、その次のものなんですけれども、先日、自治会長が遊具が壊れている、柵が壊れているということで役場に行きました。相談しました。そうすると役場では、これ自治会のものだから、自治会で勝手にやりなさいというような答弁した、聞いたらしいんですけど、そうですか、お答え願いますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今のお話とは逆に違う話で私は聞いておまして、自治会のほうで撤去してもいいよというようなこととお話を聞いているものですから、今議員の理解と私の理解とではちょっと異なる

状況になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

すみません、じゃ、これはお互いにもう自治会長との交渉ミス、交渉ミスというよりちょっと誤解ということがあったかと思えます。

それで、自治会長は撤去しなければいけないので予算組もうとしたんです。私、予算組む前に調べてからということで調べてみたらこれ村有地じゃないかと。

じゃ、村有地をなぜ自治会がこれを管理しているのかというのが分からなかったわけです。うわさで聞いていましたよ、そうじゃないかねと。なぜかというとその周辺は区画整理されていますから、小さな範囲ですけれども。

だけれども、この公園がもう全然使われていないと。使われていないから撤去してほしいんですけれども、これからすると開発行為に伴う公共施設として整備されているので撤去は難しいとありますけれども、じゃ、撤去が難しければどうすればいいのかなと。公園として存続させなければいけないのか、それとも別の公共施設だったらいいのか、ちょっと教えてもらいますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、この公園、広場ですね、位置づけといいますのが、都市公園法に基づいて一定の開発面積に対して一定の面積を公共のスペースとして確保するという意図がございます。そういった意味ではできるだけ広場というような形で存置するというのが望ましいというふうに考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

それと、通告に書いてあるんですけども、管理責任は所有者である村であるものと考えているが、見解を問うと言ったんですけども、これ答弁来ていませんよね。それもちよっとお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず今、その土地について村に帰属されているということがございます。通常、こういう開発行為に伴う場合、整備が終わった後は、その自治体のほうに帰属されるということになっております。

しかし、こういう開発行為に伴っての広場という場合に、その利用者は誰かということ、その開発区域の中の住民に資する者というのがまず前提の位置づけとなっております。

そういう意味では、村の管理というよりは日常的なものについては、その地域の方でその開発区域の方でお願いしたいと、それが望まれるところであるんですけども、そういった状況から今自治会のほうで日常管理をされているという経緯に至るには、何らかの調整があったんではないかなというふうに考えております。

その辺も含めて、自治会のほうと今後調整をさせていただきたいというふうに思っております。

基本的な施設の管理者という意味合いでは、村にあるという理解となります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これも私が提案して簡単に済むというんじゃないで、自治会長がおりますので、ぜひ自治会

長と相談して、あと今後どうするのか話し合っていたきたいと思います。

ただ、自治会長が話していたのは、ほかの公園4つありますけれども、これ除草作業したら面積に応じて補助がありますよね。だけれども、こっちの公園はそれもないと。なぜかというと、建設課が公園として把握していないと。だからこれもないですよね。だから、その部分をつけ加えてほしいんですけれども、これについてどう思いますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

そもそもが一般的な公園、都市公園というものは別な扱いになると。要は地域、その区域に限定された公共の空間というところでは、日常はその地域の方で行っていただきたいというのがまず村としては望むところ。

ただ、今後についてなかなかそれが手が回らないとか、そういったお話もあるかと思しますので、その辺も含めて今後、自治会のほうと相談させていただきたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今の件ですね、ぜひ自治会長と相談して、いように取り扱っていただきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

じゃ、最後にツルヒヨドリですけれども、ツルヒヨドリ、今、花が満開していますよね。村内を通ったら、上に白くふわっとなっていてところがあります。あれがツルヒヨドリです。

最近、皆さん、高速道路通ったことありますか。高速道路通ったら、沖縄北インターから石川までの間、両側に薄っすらと白くなっているところがたくさんあるんですよ。これが全部ツ

ルヒヨドリです。沖縄インターから石川インターまでの間はもうほとんどツルヒヨドリ、ほとんどが沖縄市じゃないかなと思います。

それから、ついでに言うと、石川から金武インターまでの間は、全部もう松が枯れている、松枯れがたくさんあるということで、最近高速道路を通るとき意識されるんですけども。

このツルヒヨドリについては特定外来生物。特定外来生物というのは何かと云ったら、当然、植えてもいけない、移動させてもいけない、とにかく何も触っちゃいけない、すぐ除去しかないわけですよ、特定外来生物。マングースと一緒にです。よく釣りによく使われるあのブラック何だったっけ、ありますよね、引きが強いということで、あれもそうです。ああいうものを釣ると家に持ち帰っちゃいけないです。殺して、持ち帰ってはいいい。その場でリリースするか、あるいは殺して持ち帰るか、こういう非常に厳しくやっているのが特定外来生物法です。

だから、このツルヒヨドリも特定外来生物法、本当は生やすだけで、本当はもうある意味で法律に抵触する可能性もあります。だから、ぜひやっていただきたいんですけれども。

この答弁ですね、まだ住民への周知徹底が図られていないように思えると。もうこれ問題にして3か年になりますよね。何で周知徹底図れないかその理由は分かりますか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

これまで盛一議員の質問等を受けて、広報紙、それからチラシ等も配ったわけなんですけれども、実際、それを何名がそれを見たかという統計とかそういうのを取っていないんですけれども、恐らく全員が見ているわけではないと思います。

国がこういった指針に中で、統計というか、大体こういうものだろうというのがあるんです

けれども、ほぼそういった特定外来生物に関して興味を持っているのはもうごくわずかだという指針の中にそれがあります。

その中で今、本村もそういった広報活動はしているんですけども、見ていない住民の方も結構いらっしゃいますので、今後ともこういったのがツルヒヨドリだということを村民の方にシェアしていく必要があるのかなと思っています。

先ほど、盛一議員がおっしゃったように、特定外来種に関しては、飼育の飼の字と栽培するという養育の飼養というんですかね、栽培・保管または運搬等が原則禁止されていると先ほどおっしゃっていましたが、栽培も禁止なんです。そうであれば、今言ったツルヒヨドリが生えている土地の管理者は、それを本来撤去すべきかなとは思っていますけれども、こういったことに関しても今後、周知していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今の話で、村はこういう広報をしていた、住民が見ているか見ていないか分からない。住民が見ていなかったら広報の意味がないですよ。だから、いかに住民に見せるか、周知徹底するかというのは、これ考えるのは役場の仕事と思うんですよ。今後、これを考えていただけたらなと思います。

それから、今言った個人の土地にツルヒヨドリが生えている。これそこの責任だということで、今、北中城村は道沿いにもたくさんありますよね。この道沿いのどこからどこまでが村の管理か分からないですけども、道沿いのこの林というのは、向こう側の地主なのか、村が責任持つべきなのか、道沿いにたくさんありますよ、ツルヒヨドリ。教育委員会から渡口に降り

ていく道や渡口から島袋に上る道とか、あるいはあれはどうなるのかな、資源化ヤードと墓地公園の間、これもいっぱいですよ、今ね。だから、あんなにいっぱいしていたら何でもないように思ってしまうんですよ、あんなになったら。ぜひどうにかしてほしいと思うんです。

今、よく新聞に載るのが、最近載ったのが、今朝の新聞には、東村が載りました。1週間、2週間ぐらい前は金武町。金武町とか東村、そして名護市、大宜味村、これだけよく新聞に載るんですよ、駆除作業をしましたと。

何でこういう北部だけ駆除作業をしているのかということと言いますと、これは今朝の東村の駆除には、11月に7回したらしいんですけども、やっぱり心配しているのは、この影響が結局、東村の一部が世界遺産に入っていますから、その世界遺産の部分に入っていないかなということを心配しているわけです。世界遺産の中に特定外来生物があったら、これ本当アウトですよ。

前回9月、去年の12月にも私言ったんですけども、ツルヒヨドリはこれから種ができます。種ができたなら、通常は種は落ちるんですよ、下にね、普通の植物は。だけれども、ツルヒヨドリはタンポポと一緒に。綿毛ができます。全部飛んでいきます。さあ、どこに飛んでいきますか、北中城村から。冬1月に飛びますから、北風ですよ。そうすると南へ飛んでいきます。南に何かあるかといったら世界遺産があります。中城城跡があります。

私、今年まだ見ていませんけれども、去年からもう相当飛んでいるはずなんです。それで、去年見に行ったときは、中城城跡のこの観光客入る部分には全くありませんでした。話を聞いてみました。そうすると、逐次掃除しているので、ちゃんとこういうのを抜き取っているという話でした。

だけれども、駐車場の周辺とかには生えてい

たんです。だから、中城城跡のあの石垣の周辺にはなくても、そのほかの緑地帯にもう蔓延して、緑が枯れてしまうと誰の責任ですか、半分は北中城村ですと言われても、これももう言い訳のしようがないですよ。

だから、北中城村も処理はとにかくやらんといけないうことで、今後のこのやり方として村民に認識させていく必要があるというだけじゃなくて、もっとどうすればいいのか、作業ができないのか。

東村も名護市もほとんど作業に出たのは、市町村主導じゃないんですよ。結局。民間が主導になったり自治会が主導だったりしているんですけども、じゃ、北中城村で今、民間主導で動くのありますかといったら、ないですよ。なぜかといったら浸透していないから。

だから、浸透していなくてこの除去作業をしようとしたら、村が主導権を握って、村が集めて1回させてしまえば、あっ、北中城村でそれをやったということを意識すると思うんですよ。ぜひ今後について、ちょっと村長の意見をお願いします、今後についてどうするか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大変深刻な問題だと考えております。

今後につきましては、今おっしゃったような民間の活力を活用したそれが可能であると思うんですけども、まずは周知を徹底いたしまして、それがどんなに危険なものであるのかを認識してもらおう。そして、行政を含めて呼びかけを、まず呼びかけて、行政も一緒に、そして民間にも、あるいは商工会かもしれません。そういったあたりと共同してやっていければと思いますので、そのように組織をつくっていくことを努力していきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ぜひよろしくをお願いします。

ついでに申し上げておきますと、さっき景観の話がありましたよね、景観、イオンの東側の景観、非常に眺めもきれいなんですけども、以前の景観はそこに松がたくさんあって、景観はもっときれいだったんです。だけれども、その東側の健全木はもうゼロになりました。全て枯れました。その間にたくさんの議員が、この松食い虫を止めてくれという意見を出したんですけども、結局何もしなくて、何もしないと云ったらちょっと語弊があるんですけども、全部枯れてしまいました。渡口辺りからはありますよ。渡口辺りもたくさん枯れているけれども、でもこの渡口までの間の松はもうゼロです。だから、景観が著しく落ちました。

今度、ツルヒヨドリが今生えていて、このツルヒヨドリが覆って、今度緑がなくなったらどうするかといったら、もう景観どころじゃないですよ。もう荒れ野になりますから、ぜひそういうことも考えられて、ぜひ今後どうにか考えて、ツルヒヨドリがなくすような努力をしていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

以上、終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後1時30分、再開いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

皆さん、こんにちは。

それでは、通告をさせていただいておりますものについて一般質問をさせていただきます。

3項目について質問をいたします。

まず1点目、子どもの貧困コロナ感染症で深刻、実態と支援について伺います。

2番、選挙投票率向上について伺います。

3番、衆議院総選挙結果と連携についての御質問をさせていただきます。

子どもの貧困コロナ感染症で深刻、実態と支援について伺います。

(1) コロナ禍で、県内でも、ひとり親の家庭の生活困窮が深刻であります。併せて子どもの貧困も深刻と新聞報道がありました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で失業したり収入が減ったりして、生活苦に陥る世帯が急増をしている、深刻な事態となっている。そういう状況の中で村内の実態についてお伺いをいたします。

①子どもの貧困率であります。調査年月日と貧困率について伺います。

②生活保護世帯の状況。生活保護を受給する17歳以下の子どもの数についてお尋ねをいたします。

③ひとり親家庭の状況についてお聞きします。調査年度、母子家庭の世帯数についてお聞きします。父子家庭の世帯数についてお聞きをいたします。

④小中学校の全児童数についてお聞きします。令和3年度現在で子どもの人数です。

⑤就学援助の対象となる要保護及び準要保護児童生徒数についてお聞きします。要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数。

⑥就学援助の対象となる小中学校の全児童に占める割合についてお伺いいたします。

(2) 全国で多くの子どもが依然貧困の中で苦しんでいる。行政は対策を抜本的に強化しなければならない。子どもの貧困率、平成30年調査で13.5%、子どもの7人に1人程度が貧困状態で暮らしていることになる。沖縄では、平成27年調査で子どもの相対的貧困率は29.9%となっており、3人に1人が貧困状態である。特に

深刻なのは、母子家庭などのひとり親世帯の貧困である。

新型コロナウイルスの感染拡大で経済は冷え込み、解雇や雇い止めが増加している。困窮する世帯は急速に増え続けている。相対的貧困は、私たちの身近な問題として捉えて、年末年始、新年度に向けて、早急な支援体制を取っていく必要があります。新型コロナウイルスの影響を受けた村民の生活困窮や事業者の支援のため、今後も財政出動が必要になります。新型コロナウイルスの対策関連費の財源確保に寄与するため、私たち議会も、多くの議員が令和2年度、令和3年度の政務活動費の満額の返上を決断しました。改めて、現状に即した支援を急ぐべきだと考えます。支援体制の取組を伺います。

(3) 新型コロナウイルスの影響を受け、失職・減収による経済的困窮に対する保護者の不安、新型コロナウイルスの影響による厳しい状況に置かれている子どもが増加している恐れがあります。より一層全庁を挙げて子どもの貧困対策に取り組んで、様々な課題を抱える子どもたちを早期に発見し、確実な支援に結びつけていく必要があります。子どもや保護者の支援に関わる相談専従職員の配置及び相談窓口等の設置状況について伺います。

①相談窓口課は。

②相談室の設置。個室状況について伺います。

③通話料無料フリーダイヤルの設置状況についてお伺いいたします。

④カウンセラー資格者証保有者の人数についてお伺いをいたします。

⑤これまでの相談件数について伺います。電話相談だったのか、対面相談だったのかについてお伺いいたします。

2、選挙投票率向上について。

本村の選挙投票率は国政選挙、地方選挙等を含めまして多少の上がり下りはありませんが、長期的に見ますと低下傾向にあります。

公職選挙法の改正により18歳から選挙で投票できることになりました。若い有権者が積極的に投票して、政治に参加することが望めます。選挙は、民主政治の基礎をなすものであります。村民一人一人が、政治や選挙に十分な関心を持ち、自分の一票を進んで投票することをもって初めて達成できるものであります。常日頃からあらゆる機会を通して政治・選挙に対する村民の意識の醸成、向上を図っていくことが重要であります。選挙の大切さ、政治参加の大切さ、自分が主権者であるという意識が重要であります。投票率の向上にいろいろと努力されていると思いますが、啓発の在り方、今後の方策について取組を伺います。

3、衆議院総選挙結果と連携について。

①国政の負担が集中する、この沖縄2区から照屋寛徳前衆議院議員の後継として、新垣邦男前村長が受諾したことを受けて、社民党公認候補として衆議院選挙に臨むことを確認しました。北中城村長職を退いた12月23日出馬会見を行っています。

年明け以降、想定される解散日程をにらみながら、北中城支部も本村から国会議員を「テルヤからクニオへ」をキャッチフレーズに掲げ、約1年の長期に及ぶ選挙運動を展開しました。解散から投開票まで史上最短の17日間の異例の超短期決戦でありました。知名度向上を図る戦略を徹底した。北谷町長、読谷村長、中城村長、西原前町長を先頭に支持労組の支援を受けながら革新地盤の中頭地区で票を積み上げた。村長4期16年の実績を訴えて、無党派層の支持拡大であります。

北中城村でも投票者数の対自民前職議員比で新垣邦男候補への支持拡大で5,323票73.7%の得票結果であります。本村から革新統一運動の象徴的な存在だった喜屋武眞榮元参議院議員に続いて、新垣邦男さんの当選であります。本村から2人目の国会議員の誕生であります。まさ

に、本村の誇りであります。快挙であります。この、選挙結果について比嘉孝則村政の見解を伺います。

②地方行政は、地方自治の理念と住民福祉を基本に、医療・教育が最大任務と考えます。村政を一層高めて豊かにする。あの歴代の大先輩方が堅持してきた行政信条をさらに高めなければなりません。村民全体の融和と前進であります。

豊かな北中城村を創造して、快適なふるさとづくりに精魂を傾けて、立村の歴史の教訓をさらに大きく発展させる比嘉孝則村政の役割があります。本村の子どもたちであります。未来を担う子どもたちに政治への関心と大きな夢を与えなければなりません。北中城村の最大の理解者、支援者として新垣邦男衆議院議員の国政での存分の活躍であります。

今後は、比嘉孝則村政と新垣邦男衆議院議員との信頼関係構築が村民の利益に資するものと確信しています。一体となって心豊かに前進であります。比嘉孝則村政の支援と連絡協調体制の確立、連携が必要不可欠と考えています。比嘉孝則村政を支持する一人として改めて比嘉孝則村政の見解を伺います。

以上、私見を申し述べました。当局の答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時42分 休憩

午後 1時42分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

失礼いたしました。

では、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の子どもの貧困コロナ感染症で

深刻、実態と支援についてということです。

まず、1番目の子どもの貧困コロナ感染症の実態と支援について、まず子どもの貧困率について。

沖縄県における子どもの相対的貧困率は、平成26年度調査の29.9%。村の貧困率は公表されておりません。

②生活保護世帯の状況について。

生活保護受給の17歳以下の児童数が16人、令和3年11月25日現在であります。

③ひとり親世帯の状況について。

ひとり親世帯の全数把握はできません。母子及び父子家庭等医療費助成受給者数を参考として回答いたします。

母子世帯数237世帯、父子世帯数28世帯、これは令和3年11月時点でございます。

それから、11月1日付現在での児童生徒数は1,768人となっております。

それから、村内の小中学校で要保護児童生徒数は10名、準要保護児童生徒は442名となっております。

就学援助の対象となる小中学校の全児童生徒に占める割合は約25.6%となっております。

続きまして、支援体制についてです。

国では、生活困窮者自立支援金の拡充や子育て世帯に対する給付金等の事業を予定しております。

村では、国の子育て世帯への給付金の速やかな支給に向けて取り組んでいるところでございます。子どもの貧困に対しては、従来より取り組んでおります支援員の配置や児童館を活用した居場所づくり事業を実施しております。

3番目に、新型コロナウイルス相談窓口について。

これについては、主に福祉課や村社会福祉協議会等で相談を受けております。

相談室の設置については、村役場では、福祉課窓口や庁舎内の面談室等を活用しております。

フリーダイヤルの設置についてですけれども、村独自のフリーダイヤルによる相談は行っておりません。

カウンセラー資格者数についてですけれども、村では、一般事務職に加え、社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者が相談業務に従事しております。民間資格であるカウンセラー資格所有者数は把握しておりません。

5番目に相談件数について。

令和2年度における相談件数は286件。来所・電話等相談経路別の集計は行ってはおりません。

それから、2番目の選挙投票率向上についてです。

投票率の向上については、日頃よりの啓発活動が重要であると考えております。

日頃の啓発活動としては、村内の小中高校と連携を行い、児童生徒へ明るい選挙啓発ポスターコンクールへの参加の呼びかけや、生徒会選挙等における投票箱や投票記載台等の選挙機材の貸し出し、学校からの要望に応じて選挙出前事業を行うなど、若いうちから選挙をより身近に感じてもらうための取組を行っております。

また、選挙時においては、選挙期日や投票場所の周知のほか、投票所における感染症対策を徹底し、投票人が安心して来場していただけるよう取り組んでおります。

今後についても、引き続き全ての住民が選挙の意義を自覚し、正しい選挙のルールを守り、進んで投票に参加することを目的として、選挙啓発の取組を行ってまいります。

3番目に、衆議院総選挙結果と連携についてです。

新垣氏の政策及びこれまでの実績が評価された結果が、1万票余の大差をつけ圧勝だったと思います。併せて、2区の選挙区が革新地盤としての結束の強さを内外に示したものと思います。長きにわたって掲げた「起こそう平和運動、

守ろう平和憲法」のスローガンの下に、推進してきた平和を守る北中城村民の会の活動や平和行政の推進も新垣衆議院議員の実績として村民の大きな評価を得たものと考えます。

それから、2番目の地方行政は、地方自治の理念と住民福祉を基本に、医療、教育が最大任務を考えますということで、その質問等、2番目の質問ですけれども、回答といたしまして、本村から衆議院議員が誕生したのですから村民の大きな誇りであり、財産であります。私も新垣氏と連携することが村民福祉の向上に貢献するものと思います。米軍基地を抱え、制度改革や土地利用の規制緩和、そして多くの国庫補助事業を抱える中、政府と対峙する機会が多くあり、ぜひ氏の支援が必要であり、氏と連携して北中城村の福祉の向上に尽力したいと思います。議員の誕生によって村政の大きな助けとして議員の支援協力を仰ぎながら信頼関係を構築し連携を図っていききたいと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それでは、関連して質問をさせていただきます。

まず、1番目、1番目の子どもの貧困率についてであります。

県のほうは公表をされておるようでありますが、村としては公表はしておりませんという回答であります。

これは県は発表して、村は公表していませんということですが、これは調査する自体は村のほうは村の行政が調査して県に報告するものなのか、あるいは県が調査するものなのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

ただいまの回答でございました平成26年度の調査の子どもの貧困率に関しましては、この調査に関しましては、県独自の調査を行ったものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

この基になるこの資料は、行政のほうに提出をされるんですか、その県のほうに。その県から調査依頼とかそういうのはないわけですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

この度の平成26年度の調査に関しましては、市町村から対象者名簿を県のほうから依頼を受けまして、市町村が県に提供した形でもって、県が直接調査票を送るというような手法で調査が行われております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

平成26年度ということで、その時点では村では調査していないと。

それ以前の資料はありますか。25年でもいいし、24年でも貧困率、我が村の貧困率の資料はありませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

この貧困率の調査に関しましては、大規模な調査が行われたのがこの平成26年度の調査が初めてだと認識しておりますので、それ以前の貧困率の数字というものはこちらで把握しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

状況としては理解をさせていただきますが、村としてもこれは把握すべきだろうというふうに思っております。

次に行きます。

この②生活保護世帯の状況。生活保護受給者17歳以下の子ども16名いらっしゃる。この生活保護の申請とか、そういう状況の中で減少傾向にあるのか、増加傾向にあるのかお伺いいたします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

生活保護に関しましては、若干コロナの影響もあるかとは思いますが、増加傾向にはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

なかなかこれプライバシーの問題、いろいろありまして、なかなか聞くほうもとても気を遣う。そして、公表されるほうもこれはもう大変なことだろうとは思いますが、しかし、行政と議会はこの状況は把握をしなければならないだろうというふうに思っております。

こういうものは私たちの身近にあるわけです。しかし、知らないんですね、なかなか。自分で私はこの生活保護受けていますとかよく公表しない。それから、民生委員の方でもなかなかこういうお話ししてくれない。ですから、こういうものについては、しっかり行政としては把握をして、支援体制を強化していただきたいというふうに思っております。

それから3番目ですね、ひとり親家庭の状況、これは今年の11月時点ですね。母子家庭の世帯数237世帯、父子家庭の世帯数28世帯、この数字ですね、これは先ほどの2番と似てくるんですが、これもコロナ禍の中で増えてきているのか、その状況をちょっとお聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

この母子世帯、父子世帯、これは母子及び父子家庭の医療費助成を受給されている世帯の状況でございますけれども、大変申し訳ありません、コロナ禍の前後の比較等を行っておりませんので、状況は把握しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

なかなかこのコロナでいろんな状態でありまして、行政も大変だろうと思っております。

しかし、これ状況把握しないといけないんじゃないかと思っています。ひとり親家庭は1人で生計を立てているんです。それから、子どもの育児、それから安定した生活の維持を図るために就学と子育てのバランス、これが大変ですね。例えば父子家庭であろうが母子家庭であろうが、1人二役をしなければなりません。それ以上のこともあるかも分かりませんですね。

ひとり親家庭の親は、なかなかこの悩み、打ち明けていただけないわけです。多忙だったり、自分が頑張らなければと孤軍奮闘をしているわけです。望む望まずにかかわらず社会的に孤立をしやすい、1人で困難を抱えてしまう、そういう状況にあるだろうと。次の質問項目でその辺もまた質問させていただきますけれども、そういう状況をしっかり把握をしていただきたい。

それから、地域で支援に関わる方々、これ社会福祉や行政もそうですが、ひとり親家庭の抱

える子育ての日常生活の大変さを理解しなければならぬだろうと思っています。日々の暮らしの中で周囲からのささやかな気遣い、声かけ、ひとり親同士のつながり、こういう連絡調整体制、これ大事だろうと思っています。遠い親戚よりも近くの他人、向こう三軒両隣、そういうこの地域の絆ですね、しっかり築いていかなければならない状況かなという気がいたします。

安心して地域で暮らすことができるその環境、行政としてもしっかり見守っていただければというふうに思っております。改めて、課長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

議員御指摘のように、まずひとり親家庭というのは経済的にも社会的にも非常に厳しい状況に陥りやすい、そういった世帯でございますので、より丁寧な支援が必要だと思います。今後に関しましてもその傾向分析しながら、対策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

そういう状況、特にコロナ禍の中、大変な状況になっている方もいらっしゃるかも分かりません。しっかり、その状況を確認をしていただければというふうに思っております。

それから、次に行きます。

就学、この要保護10名、準要保護生徒数442名いらっしゃるわけですが、これも1番目の質問と同じになりますが、この状況としてはやっぱり増えているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

昨年度、それから令和元年度の人数を見ますと、令和元年度から割合として28.6%だったものが昨年度は27.5、今年度25.6と減っているということになります。よろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

最後に、少しずつだけれども改善をしていく、これ行政の力だと思いますよ。だから、地域の力、これはしっかり取組をやっていきたい。やっぱりまだまだ高いですよ。

本村の子どもを取り巻くこの社会環境をこれ第一に挙げられるのは、ひとり親家庭、要保護、準要保護の児童生徒に視点を当てなければなりません。

沖縄県内の就学援助については、沖縄県教育庁教育対策課のまとめによると、平成24年度に援助を受けた児童生徒数、全児童に占める就学援助は受給者の割合を示す受給率、これ沖縄県全体で19.3%。5人に1人が支援を受けているという状況なんですね。

本村に目を向けると、受給率、先ほどのでいくと25.6%、これ大変な数字だと思うんです。経済的な困難が普通に得られる人間関係や教育的体験を低下させない、これ教育行政、将来を担う子どもたち、先行投資ですからしっかりやっていただきたい。

家庭の経済的貧困を示す子どもたちの様々なシグナル、これしっかりキャッチをしていただきたい。学校の先生の役割、非常に大きいと思います。仕事もコロナの対策とかいろいろあって大変だと思いますが、子どもたちをどう守っていくかということになると、そのシグナル、しっかりキャッチをしていただきたい。この件について改めてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

ただいまの質問なんですが、この要保護、準要保護の制度ですね、これ広報とかホームページとかで案内して、なるべくこの制度を理解してもらって、そういった子どもたちにちゃんとした援助ができるように、こちらでは心がけて対応しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

取組をしていただけたらなど。将来、この村を担うのはこの子どもたちなんです。

○議長（名幸利積）

マイクを近づけてください。

○4番（大城律也議員）

将来を担う子どもたちね、これやっぱり全力を挙げて育て上げないといけないです。我々に課された今の先行投資なんです。ぜひしっかりお願いしたいなというふうに思っております。

次、（2）について再質問をさせていただきます。

支援員とかいろんな児童館の活用とか、大変な御苦勞をされているというわけではありますが、そういう状況の中で再質問をさせていただきますが、子どもの将来なんですね。その生まれ育った環境に子どもたちは左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することなく、村内の全ての子どもたち、夢と希望を持って成長していく社会の実現に行政も含めて地域の支援が大変重要になってきている。コロナ禍における子どもの貧困対策のための行政や福祉、社会福祉協議会、民間団体、各自治会が連携をして、各種施策を進める必要があります。この状況について再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時03分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

この対策のために行政の役割、社会福祉協議会の役割、民間団体、NPOとかいろんな団体があるようですけれども、この辺、それから各自治会との連携、そういう在り方をお聞きしたいなと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

特に貧困対策とかそういった部分に関しましては、福祉課が全体を取りまとめるような立ち位置でございますので、こちらで答弁させていただきます。

議員御指摘のように子どもたちを取り巻く環境をしっかりと整えていく、そのためには関係機関だけではなくて、特に保護者会とかそういった力も今、地域の力も借りつつ事業を展開している部分もございますので、そういった部分では村の取組というのは県内でも少しといますか、若干注目されている部分もございますので、その辺の取組をしっかりとやっていながら子どもたちを地域全体で育ていけるような北中城村をつくっていければなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それじゃ、（3）に移ります。

相談窓口について御質問させていただきます。

相談窓口、これはどちらの課が該当されるか、いろんなひとり親とかあるいは子どもの貧困とかいろんな相談を受けていると思いますが、その窓口、どういう形になっているかお聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

冒頭村長のほうからも答弁ございましたけれども、経済的困窮とか子どもの貧困に関する相談等に関しましては、福祉課を通して、また福祉課が委託しております社会福祉協議会での事業等での相談窓口が村内でのメインな窓口となります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

これ先ほど回答をいただいておりますが、その中で相談室も個室もあるということですが、この個室の利用等と、それから相談件数、一緒になると思うんですけども、まずその部屋とかというものはどういう形になっているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

例えば、生活保護の受付とかそういった諸給付金の受付に関しましては、通常の窓口でできるものはそういう対応をしております。

個室で対応が必要な方も中にはいらっしゃいますので、その場合には村社協を活用していただく、あるいは村の役場福祉課のあるフロアにも面談室と個室の面談室がございます。あと、この第1庁舎の1階部分にも福祉相談室という個室で相談できる相談室も設けておりますので、

そういった場所を活用しながらの相談対応をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

次に行きます。

フリーダイヤルの件について質問をさせていただきましたけれども、フリーダイヤルについては、フリーダイヤルによる相談は行っておりませんという回答であります。これは回線がないから相談が受けられないということですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

フリーダイヤルの設置につきましては、例えばこの貧困対策、経済対策困窮に関するフリーダイヤルは設けておりません。まずその必要性が我々としてはまず低いだらうと思っております。

もし必要であれば、折り返しこちらから、携帯電話に御連絡させていただきますねというような対応になるかと思えます。

そういったフリーダイヤルが有効なものとしては、例えば自殺対策とかそういった守秘義務を保ちつつ、相談できる子どもの虐待とかそういったものに有効な手段だと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

次に行きます。

カウンセラーの資格者数について質問させていただきましたけれども、その相談役として、相談する担当は一般事務職とかそれから社会福祉士、精神保健福祉士等が対応しておりますということでもあります。

保有者の人数は何人いらっしゃるか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

そうですね、国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士の保有者数につきましては、福祉課においては、まず社会福祉士が、すみません、ざっくりではございますが五、六名程度はおります。精神保健福祉士につきましては2名おります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

これ後でその人数で足りているのかどうかまたお聞きしたいと思います。

これまでの相談件数なんです。電話で相談を受けた件数とか対面で受けた件数とかをお聞きしたいんですが、これについては把握しておりませんということなんですか。そこですね、大まかにその相談経路、電話だったのか、対面で行ったのかというのは、大体で分かりませんか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず回答させていただきました286件のうち、ほとんどが対面による相談という形で、まず電話等での来所予約等をいただいた上で、具体的な相談については対面で行うものがほとんどでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

分かりました。私も電話よりも対面で相談に乗ってもらおうほうがいいと思います。勇気が要

るんです、相談に伺うのも。そういう中で対面のほうが僕は効果があるというふうに思っています。

それから、その相談を受けたときの資料、この保存状況についてお聞きいたします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

この相談事業につきましては、県の補助、国・県の補助を活用した事業でございますので、基本的に5年間の資料の保存は行っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ぜひこの資料は大切にしていきたい。

それから、相談者のその後の支援、相談を受けました、いろいろなアドバイスもしていただいたでしょう。そこで追跡調査に必要不可欠な資料だと思いますので、これしっかり保存して下さい。

その後の追跡調査等々を行った事例はありますか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

その方のその相談の属性と申しますか、高齢者なのか、あるいはひとり親世帯なのか、あるいは障害者なのか、それによって主で動いていただく担当者がある程度振り分けいたしまして、それぞれの担当ごとにそのケースを後追いでいくというような対応をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ぜひ相談に来た後、ぜひフォローもしていただきたいというふうに思っています。直接電話でも結構ですのでお願いします。

それから相談件数、ほとんど対面だということでもありますけれども286件、この5名の方々でこれもうほとんど土日、それから祭日を除いたら毎日だと思いますよね、この件数からいくと。やっぱり専属で対応していただいているのか、これはもう数字からいくと286人と毎日だと思いますよ。状況をお聞きいたします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

特に令和2年度に関しましては、コロナのその生活困窮者向けの貸付け等の相談がございましたので、これにつきましてはほぼ社会福祉協議会で専用窓口といいますか、担当も張りつけるような形で対応している現状がございました。

ただ、令和3年度に入りましてからそこまでの状況はございませんので、相談があるときに対応する程度の頻度となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ありがとうございます。ぜひこれも役場に伺うというのも勇気要るんです。自分の生活環境を打ち明けるんです。とても勇気が要ると思いますよ。そういう相談に来られたら、しっかりと心を豊かに相談乗っていただいて、しっかりしたアドバイスをしていただければというふうに思っています。ありがとうございました。

次に行きます。

選挙投票率向上について伺います。

直近の選挙では、県議選挙、村長選挙、衆議院選挙がありましたですね、去年は村長選、6月頃は県議選挙。かなり投票率が厳しい状況で

す。この取組ですね、伺いたいです。時間がありませんけれども、提案ということでお聞きいただければと。

私は、この行きます、投票所、イオンモール沖縄ライカムの協力を得て、買い物に行くついでに投票ができる生活の動線の中に期日前投票所があれば負担感は解消されると思います。従来のおり有権者の来場を待つ投票所から有権者がいるところに投票所という発想の転換が投票行動に変わっていくものと考えております。見解ということも考えておりますが、時間ありませんので。

それから、そういう中で、あと1分ぐらいありますか。その私の今提案したものについて、参考になるようであればと思っています。お聞きをいたします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

たしか那覇のほうで大型ショッピングセンターで1回投票したのかなというのが記憶にあるんですが、村内でできるのかどうか、選挙管理委員会の中で少しお話ができればなというのを考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ぜひ、やっぱり50%前後では寂しいですよ。やっぱり60%近く、これが県の大体平均投票率ですから、それに持っていけるように。中頭では県議選挙、最低49%台ですよ。これはやっぱり反省しなければならいだろうと思っています。

そこで3番目ですけれども、比嘉孝則村長、行政として村政、しっかりと衆議院になった新垣邦男さんと連携を取って、この村のために役立つ情報交換をして、できればというふうに思っ

ております。

我々もしっかりかくある状況であれば、しっかり孝則村政を支援をしてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく。

終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

2時30分再開します。

午後 2時04分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

通告に従いまして一般質問を6点いたします。

1点目は、「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の設置時期を問います。

私は、2021年9月定例議会の一般質問で「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板についてただしました。看板は、2年前に老朽化のため、前村長との相談の上、廃棄したとの答弁でした。

沖縄県民は、米軍による事件、事故が発生するたびに、不条理な日米地位協定の改定を求めているのです。私が日米地位協定を抜本的に見直せの看板の重要性を説いたところ、当局は、看板を設置すると明言しました。

（1）看板の設置の方法と内容について、どのように検討されましたか。

（2）少なくとも令和4年度中に看板の設置を望むものですが、設置時期を問います。

2点目に、村シルバー人材センターの設立に当たり村の財政支援について見解を求めます。

村シルバー人材センターの設立準備会は、令和4年4月1日の設立に向け、総会の事務作業に着手しています。作業の内容は、定款、会費規則・就業規則、事業計画書・予算書の作成、総会の議案書作成です。準備会は、11月後半よ

り会員100人体制を目標に各々の自治会長等の協力も得ながら募集活動を行っています。シルバー人材センターの収入は、受託事業収入及び会員の会費、寄附金等であります。歳出は、人件費や事務所管理費、運営費、備品費、啓発誌の発行等があります。

シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて、生きがいを得るとともに地域の活性化に貢献できる組織です。既に個人から仕事の依頼の問合せもあと聞いています。村民は、シルバーの設立を待ち望んでおります。

村当局は、これまで準備室の設置に支援されました。設立に当たっては、先ほどの人件費や備品等の初期投資が必要です。センターの財源を確保することが求められます。村の財政支援について見解を求めます。

3点目に、管理職に女性職員を登用することについて見解を求めます。

我が村の役場の管理職数は14人で、そのうち女性の管理職は2人です。私は、これまで幾度となく政策決定の場に女性の視点を反映させるため、女性の管理職の登用の重要性を主張し、一般質問に取り上げてきました。また、女性を管理職に登用するに当たっては、女性が働きやすい職場環境を整備することも大切です。女性の管理職への登用は低調であります。

男女が対等に意思決定の場に関わることは重要です。ぜひ、女性管理職の増強を目に見える形で推進してほしいと願っています。意欲と能力を持った女性を管理職への登用をすることについての見解を求めます。

4点目に、学校給食費の無償化（私立を含む）について伺います。

新型コロナウイルス禍で仕事を失い、経済的に困窮している世帯が増えているニュースが後を絶ちません。学校給食費の無償化は、子育て家庭の経済的負担を軽減する当面の問題です。

村長は、選挙公約で学校給食費の無償化を一

番に掲げています。給食費の無償化について、これまでどのような検討をされましたか。

1、その具体的な経緯並びにいまだ実施できていない理由について伺います。

2、実現に向けてのスケジュールは、どうなっていますか。

5点目に、しまぶく学童クラブの待機児童解消対策について伺います。

しまぶく学童クラブの定員は61名です。令和3年11月時点での待機児童数は3名となっています。また、クラブが9月に未就学児を対象とした令和4年度学童利用意向調査によると、新規1年生の16人が入所を希望していることが分かっています。

現在クラブに在籍している学童で令和4年度利用希望意識調査によれば、クラブの利用を希望しない児童は5名にすぎず、待機児童が生じるのは明かです。

特に、令和4年度の新1年生の入所が必要な児童の受け皿を増やす必要があります。

希望しても、放課後に子どもを預けられない小1の壁の問題が起きると、児童の適切な遊びや生活の場が失われ、保護者に大きな不安を与えかねません。また、共働き家庭の保護者にとって経済的にも深刻な状況が生ずることが考えられます。

受入れができない待機児童分については、当面クラブ隣にプレハブを設置し、対応できないか、あるいは放課後児童支援員を増やすことはできないか、放課後子ども教室の増員で対応はできないかなど、行政と指定管理者、父母会が知恵を出し合い、格段の努力を尽くす必要があります。学童クラブを必要とする全ての児童が利用できる環境を整備することについて、当局の所見を求めます。

6点目について、字ライカム自治会の組織づくりとライカム公民館建設について伺います。

字ライカムの令和3年9月末現在の人口は

775人で、324世帯となっています。新しく大きな集落が誕生しています。アワセ土地区画整理事業組合の御支援、御理解により自治会建設用地が提供されています。当該地域の自治会の組織づくりについて、村長の所見と今後のライカム公民館建設計画のスケジュールについて伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、喜屋武すま子議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目の日米地域協定を抜本的に見直せる看板の設置時期等についてでございます。

看板の設置方法ですが、まず役場第2庁舎に、まずは懸垂幕が設置できる設備があり、それを利用して設置する予定です。また、設置は常設とせず、本土復帰記念日等に設置することで、改めて日米地位協定について考える機会とし、併せて風水害等による劣化や破損を防ぐことができると考えています。

看板については、新年度等について今予算計上の予定でございます。

それから、2番目の看板の設置時期とありますが、前述した方法であれば、令和4年度当初予算に計上し、年度当初の5月15日前には設置が可能と考えます。

設置日についてもどのあたりが適切なのか、5月3日なのか15日なのか、あるいは6月23日なのか、あるいは8月15日なのか、そういったあたりもまた検討していきたいと考えております。

続きまして、2番目のシルバー人材センターの設立に当たり財政支援についてでございます。

シルバー人材センターは、御存じのとおり高齢者が長年培った知識等を働くことを通じて生きがいの充実や健康の維持などとともに地域の活性化に貢献することを目的としております。

村としても住民各位により発起人会が設立されたことにより、要請を受け、支援を行っているところでもあります。

令和4年4月開設に向けて発起人会（現在、設立準備会）と一緒に取り組んでいるところでもあります。

村の財政支援ですが、村シルバー人材センター準備会よりの令和4年度当初予算要求要請額が出てきた時点で精査し、財政支援を行っていきたくて考えております。

それから、管理職に女性職員を登用することについてでございますけれども、議員御指摘のとおり私自身も男女が対等に意思決定の場に関わることは重要なことだと考えております。意欲と能力のある、そして資質を持った女性職員については管理職への登用もしっかり検討してまいりたいと思います。

4番目に、学校給食費の無償化についてでございます。私も含むということでございます。

これまでの経緯といたしましては、令和2年12月に就任し、令和3年度の予算については新規事業がほぼ固まっていたため、取り組めなかった状況がございます。

今後は財政状況を鑑み、必要となる金額や対象人員を調査し実現に向けて取り組みます。

それから、5番目のしまぶく学童クラブの待機児童解消対策についてでございます。

放課後児童クラブ、いわゆる学童につきましては、第2期村子ども・子育て支援事業計画に基づき確保量を決めておりますが、当初の見込み量を超える利用がある状況となっております。現在、次年度の申込状況を確認しつつ対策を検討しております。

最後に、字ライカムの自治会の組織づくりと公民館建設についてでございます。

自治会は、地域に住む人々がよりよい環境の下で生活できるよう協働する組織です。村の下部組織ではありませんので、どのような形で組

織し、運営していくかは地域にお住いの方々によって民主的に決定されることが大切であると考えます。

まずは自治会を設立していただき、その後に公民館等の施設整備計画を進めていくことが一般的な流れかと思えます。行政としてもそのための協力をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、1点目の「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の設置についてなんですけれども、村長の答弁によりますと、取りあえず懸垂幕で対応していきたくて。そして、その後に正式に看板を設置したいということですので、もう村民は非常に喜ぶと思えます。

やはり北中城村は、この米軍基地の中にありまして、常に事件や事故との隣り合わせの不安を抱えながら生活しているわけです。私たちがこの壁となっている日米地位協定の改定を絶えず求めて、そして村民が本当に心豊かに安心して、安全に暮らせるまちづくりをと思っておりますので、ぜひ村長、スケジュールどおり、来年にはまた正式な看板が設置できるよう、よろしくお願ひしたいと思えます。ありがとうございます。

それから、2番目のシルバー人材センターの設立に当たってなんですけれども、当局のほうも非常に協力していただいております。そしてまた財政支援も適切な検討でもって財源を確保していきたいということなんです。

次に、初期投資というのはどうしても多額の金を要します。だから、村当局としても非常に大きな決意が要すると思うんですけれども、今後事務所前のスペースの確保とか、あるいは作業専用の備品置き場とか、それから作業車両がやっぱり何台か確保しないといけませんので、そ

れも必要ですので、それについて御支援もお願いしたいんですけども、当局のお考えをお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

今現在、企画振興課のほうで準備室ということで設けさせていただいています。

シルバー人材センター、4月開設ということで発起人委員会のほうで、もうお尻が決まっていたものですから、今大急ぎで準備会と行政、役割分担しながら進めているところです。

ただ、実際に私も幾つかシルバー人材センター、また県のシルバー、また県の直接の本庁にもいろいろ調べてきましたら、とても予算的に非常に大きな予算になります。だから、当初予算でどのぐらいの補助金を出せるかについて、早めに当局に4年度、本当にどの程度の収入、どの程度の支出ということを早めに予算を挙げてもらって、こちらで精査をしたいと思っていますんで、早めの村に対しての4年度の要求をある程度固めていただいて、こちらのほうに要請なりしていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

事務局のほうで、これをきちんと積算しておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、3点目の管理職についての登用なんですけれども、村長もしっかりと検討していきたいということですので、それについても私も期待をしておりますので、ぜひ実行していただきたいんですけども、村づくりは男女共同というのがとても大事なんです。行政の中で男女共同を進めていくと、子どもたちも女の子たちも希望を持ちますし、そして社会も非常に変

わってくると思うんですね。今変革の時代だし、女性が非常に重要視されていて、政府も女性の活用とか、いろいろ推進していこうということでもあります。

この前、立憲民主党が役員も半々にしようということで、非常にうれしいニュースがありました。村長もぜひ実行してほしいと思いますけれども、もう一度見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいま、今、人事希望調書を取っているところでございまして、それとも整合を図りまして、実際に次年度、どういう人事ができるか、総務課長をはじめ関係課の課長たちと一緒に今考えているところでございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次に、学校給食費の無償化について伺います。

これまで村長は就任、やがて1年を迎えますけれども、やはりこの1年間、これまで前村長が残した、積み残した山積する課題について整理をして、御多忙だったと感じております。

任期2年、3年に向けて子供や保護者が待ち望んでいるこの学校給食費の無償化について、2年目、3年目と早期に実現をしていただければと思っております。

願わくは、次年度、3月の定例議会までに実施のスケジュールなどについて、計画があれば示していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては私の公約でもありましたので、またこれまでの方々からの継承するものでもご

ございますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

なぜ私立なのかということも、ある意味では納税義務者等についても同じようなものがあります。同じような税金を負担して、なぜ私立は別なのかという疑問の声も結構ありましたので、ぜひこれについても取り組んでいきたいと。

ただ、財政の事情上、一挙にということは大変難しいものがあると思っておりますので、これは非常に財政とも相談の上での事業執行だと思っております。3月に執行計画がまとめられれば、また公表したいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

学校給食費の無償化については、ぜひ3月議会までは示してほしいと考えております。

よろしく申し上げます。

5点目なんですけれども、しまぶく学童クラブの待機児童の解消について伺います。

先ほどの御答弁なんですけれども、第2期子育て・子どもプランの事業計画が今、確保量を決めておりましたけれども、見込み量が超えたという状況があるということですので、やはりプランというのはあくまでもプランですし、現実の対応も必要かと思うんです。早めにまた見直しを図るとかしないといけないですし、現在、次年度の申込み状況を確保しつつ、対策を検討しておりますという答弁でしたので、それを具体的に今どういうことをお考えなのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

お答えいたします。

まず、次年度の学童の申込みにつきましては、村内一斉に申込み期間を設けまして、11月26日付で一応締め切っているところでございます。

今、しまぶく学童クラブのほうからは定員超過する申込みが19名ほどあったということでの

報告も受けております。

その方々がほかの学童への重複して申込みされているかという部分の精査は必要にはなりませんので、その数がすぐに待機児童という形になるとは考えてはおりませんが、いずれにしても今現在計画を超えて、利用が増えている状況でございます。

確保策につきましては、すぐ直近で対応できる方法といたしまして、まず教育委員会側と空き教室の活用等については協議をさせていただきました。

残念ながら島袋小に関しましては、今、教室も不足して、建築、増築している状況もございますので、その活用が厳しいということの返事はいただいておりますので、現在、喫緊でこの来年4月の待機を生まない方法といたしまして、既存の村内の学童クラブへのこの受入れができないかというような打診をしております。

北中城小の校区の学童につきましては、まだ空きがある状況もございますので、そこをまず送迎でもってこの対応ができるかどうかというところを現在、そこをまず第一案として準備しているところでございます。

その後のその施設整備等を含めて、計画の見直しについては、県とも協議を始めておりますので、それについても今年度以降になるかと思っておりますけれども、そういった対策も今、視野に検討を進めている状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

しまぶく学童に通っている子どもたちというのは、島袋小学校区域の子どもたちなんです、しまぶく学童に希望している子というのは、ですから、これまで子どもたちが一緒になじんでいるので、いたずらによそに例えば仲順なるとか、別のところをお願いするというのも子ども

同士がもう心が離れるのも本当にきついというのかな、子ども心にね。やっぱり一緒にしまぶく学童に入りたいという子どもの気持ちというのを大事にしながら、できるだけしまぶく学童の近くで対応はできないかということを私は考えておまして、しまぶく学童のそばというんですか、近くのほうに学童の近くにちょっと使えるような施設もあるので、そのほうの検討はできないか。

あるいは、またやはりそのしまぶく学童に通いたいと、入所が必要な子どもというのは、本当だったら学校の余裕教室があれば、それで対応もできて、近所で一緒に学校とクラブで御近所さんの交流でできるんですけれども、子どもが今まで親しんだ子どもたちが誰か、しまぶく学童にいる子どもがどこかにか移動していくというのはつらいですよ、子ども同士が離れていくというのもあるので、できるだけきめ細かい作業をやっていたきたいなと思っております。

そして、必要な子どもたちが希望しているので、ぜひ全員が入所できるようにお願いしたいということと、あとは教育委員会としてもゆとり教室がなければ、島袋の子どもたちですので、学校の子どもたちですので、ぜひ福祉課ともいろいろ連携を図りながら、協力関係であらゆる手を尽くしてこの待機児童を出さないということで対応できないか、御協力を私のほうからもお願いしたいと思っております。

教育委員会としては、この考えに対してどうなのでしょう。お互いに福祉課と教育委員会が連携し合いながら、どうすればこの待機児童の子どもたちがそれぞれ必要な子どもにはぜひその学童クラブに入れるように。第一義は、やっぱり島袋の学区の子どもたちはしまぶくの学童クラブに入りたいというのが一番の願いなんですね。でも、ちょっと高学年になると、もうあっちに行ってもいいかなという人がもしい

れば、それは幸いなんですけれども、そこら辺をどう教育委員会も考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

じゃ、ただいまの質問にお答えします。

そうですね、待機児童を出さない取組ということで、福祉課と連携してという今お話なんですが、福祉課からもいろいろお話聞いて、どういったもので教育委員会が対応できるか。ちょっと今、そのアイデア、今現時点ではないんですが、空き教室の件もありましたけれども、今、空き教室もないということでどういった対応ができるかというのは、これから福祉課とともに話し合っ、進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

学童を必要とする子どもたちが入所を希望しているので、ぜひそのお母さんたちの気持ちも子どもの気持ちも酌み取って、ぜひあらゆる方策で待機児童を出さないという決心の下、取り組んでいただきたいと思います。

福祉課長、もう一度そのことについて、本当に決意を持って待機児童をしまぶくの学童クラブが一番の今問題になっておりますし、お母さん方たちもとても日夜、もう心配しておられて、自分の子どもが今まで学童クラブに入っていたけれども、これだけの要望があるともう子どもはどうなるのかなという非常に不安を抱えた状況にいるわけなんですね。そういう親たちの不安とか、あるいは子どもの不安とかがありますので、そういうものを解消しながらうまくやっていきたいと思っておりますけれども、再度福祉課長の御答弁をお願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

まず、しまぶく学童につきましては、公設民営という形で村が指定管理で現在のちよりさんのほうに受託していただいて、運営していただいております。

その運営について保護者の方々から信頼を得て、多くの利用希望があったということで我々としてはうれしいというふうな思いを持っているのは確かでございます。

ただ、新たな施設整備をした場合、運営主体がまた変わってくる可能性もございます。今、保護者会からの要請がございますのは、あくまでもしまぶく学童さんの今ちよりさんのほうが運営しておりますけれども、そこに通わせたいという希望もございますけれども、行政の手法としては必ずしもそこを特定して増設ということがやはりハードルもございますので、そういったニーズも鑑みながら、じゃ、どういう形でその施設整備をして、まず第一に来年4月に待機児童を出さないということを最優先でまず行政としては取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

福祉課と教育委員会、一緒になって、ぜひこのしまぶくの学童クラブについてこれだけニーズがありますので、ぜひ対応していただきたいと思えます。

次に、6点目の字ライカム自治会の組織づくりとライカム公民館建設についてなんですけれども、建前上はやはり村の下部組織ではありませんので、どのような形で組織し、運営していくか、地域にお住まいの方々によって民主的に

決定されることが大切であると考えますとありますけれども、これはもちろん第一義的な考え方です。

しかしながら、じゃ、本当にそうできるかという、今、ライカム地区というのは、私の親族の方も住んでおりますけれども、彼は大きなマンションに住んでいるんですけども、そこにいる人は日本人は少ないですよ。彼が調査しておりますけれども、ですから、そういう状況で彼のビルにいるのはほとんど外国人、そして県外から来た方が多いですね。だから、非常にたくさんの人たちが混ざり合って、これまでに地域に住んでいた方たちがこのライカム地区に入っているというのを今そんなに島袋からももちろん島袋の子どもや孫たちが入っている方も把握はしておりますが少ないです。

ですから、やはりそれは行政の声かけも必要かと思うんです。お互いに知らない人同士で、皆さんでつくってください、そうすれば自分たちは動きますよということでは、やはり私はこれは地域づくりというのは進んでいかないと思います。

特に、アワセ土地区画整理事業組合が思いを寄せて、自治会づくり、地域づくりにぜひ頑張ってほしいということで、その自治会建設用地も提供されているので、泡瀬地主会の地主会の皆さんの意向も踏まえながら、ぜひこれは早急に地域づくりに取り組んでいってほしいと思うんです。

やはり地域づくりというのは、行政が声かければ、今、点と点と、人がなっておりますので、それを線で結ぶことができるわけです。私の知り合いの方が6人もそこに住んでおりますけれども、この人たちはリーダーになれる方です。ですから、お互いに知りはしませんけれども、行政がこの点と点とあるのをつないでいけば線になって、集合体になって、その地域づくりが早めにできるわけなんです。

ですから、ぜひ重い腰を上げて、そして積極的にやはり声かけして、つくろうじゃないかと
言えば、その人がまたほかの方に、知り合いの方に呼びかけていきますので、そうしないと自治会の建設も遅くなるわけですね。

やはりまずは地域づくり、絆づくりをしていただいて、行政が声かければ、鶴の一言で私はこの地域づくりはできると考えております。

そこら辺を今までの従来の考え方ではなくて、下部組織だからいいと、役所はそこが行かないと動かないんだよとかじゃなくて、やはり村長のほうも協働のまちづくりということでそのまちづくりを進めたいということがありますので、そこら辺をもう一步進んでできないものかと思っております。

村長の考え方をお聞きしたいしたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村としても、当然に字ライカム地区の自治会の結成については、当然必要だと思っております。これからしっかり自治会の結成に向けて精力的に取り組めます。これは村長、総務課、あるいは企画課、あるいは教育委員会、関係課あると思っておりますので、そういったこれまで美崎を造った手法、あるいは団地を造った手法等を勘案しながら、ぜひ我々も積極的に自治会結成に向けて取り組んでいきたいと思っております。

今、地権者組合のほうからの御寄附等もございますけれども、ただ彼らの意図とするのはその一部に使ってくれということがございますので、必ずしも全てを寄附等で公民館を造るとかそういうものでもございませんので、そういったものも活用しながら、そして私たちの人脈、そして行政の人脈、あるいはその地域の方々の人脈を活用いたしまして、一本釣りに近いものがあるかもしれませんけれども、そういう関係

者の方々を集めてぜひ早めに自治会結成に向けて取り組みたいと思いますので、また皆さんの御協力もよろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

新しい地区ですので、知り合いを通して声かけて、行政と一緒に、この地域があまり広がらないうちに、今のうちに結成しておかないと、みんなばらばらになってもいけませんし、今がやはり熟だと思えますね。だから、それは公民館の建設というのは後のことですので、まずは地域づくりをして、地域の組織をつくらせて、固めて、次の展望として公民館造りをする、そして本人たちにも幾らか負担してもらおうというそういうことで行政としても取り組めると思っておりますので、ぜひまたよろしくお願いいたします。

御答弁もうよろしいですので、ありがとうございました。

私の質問はこれで終わります。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時06分 散会

令和3年第7回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 3 年 12 月 8 日 午 前 10 時 00 分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令 和 3 年 12 月 8 日 午 後 2 時 31 分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		比 嘉 次 雄			
	1 番 議 員		安 里 道 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和3年12月8日(水曜日)

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	比 嘉 義 弘	1. シルバー人材センター設立の件 2. パークサイドの崩落の件 3. 村道建設の件
6	比 嘉 次 雄	1. 役場会計窓口ADPシステム導入について
7	上 間 堅 治	1. 村財政について 2. アリーナ建設用地 3. 村長の政治姿勢 4. 令和3年度人事院勧告について
8	金 城 高 治	1. 北中城村まつりオンライン発信、村民の反応は 2. 行政診断調査等支援業務委託について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

通告に従い、一般質問いたします。

12月議会では、大項目別に3点質問を行いたいと思います。

1点目は、シルバー人材の件であります。さきの村長選の公約ということもあり、改めて取り上げてみました。

2点目は、パークサイドの崩落の件であります。以前にも質問を行いました。その時点では、パークサイドは村有地ではなく、個人所有地ということで、村としては関与できないとの答弁でした。年のために県との交渉ができないかとの要望もしました。一応、話し合いをしてみたいとのことでした。その後は話し合いを持たれたかどうか、それを伺います。

3点、あやかりの杜の近辺から喜舎場ハウジングへの道路建設については、以前から喜舎場では個人的にも話がありました。その後、自治会長からも要望が出ました。提案したいと思います。

では、1点目、シルバー人材センター設立の件から入ります。

シルバー人材センターの設立の件については、以前にも何名かの議員が取り上げていたことを記憶しております。

さきの村長選でも村長の公約ではなかったかと思しますので、具体的に質問を行いたいと思

います。

1、念のために、シルバー人材センター設立については、さきの村長選の公約だったでしょうか。伺います。

2、その構想は具体的にまとまってきているのでしょうか。

3、企画、あるいは計画の段階に入っているか。

4、直接、村民から設立の要望があったかどうか。村当局の説明要請はあったかどうか。

5、沖縄市のシルバー人材センターのほうから伺ったのですが、予算が大分必要だとのことですが、どうでしょうか。

6、人材的な面ではどれぐらいが必要か。それをどう見ているか。

7、予算的にはどれぐらいの数字、規模を見込んでいるか。最終的にはいつ頃からシルバー人材は機能するか。

2点目、パークサイド崩落の件。

1、この件については以前にも取り上げましたが、個人的な財産ということもあり、村の立場からは関与はできないとの答弁でしたが、現在でもそのような考えでしょうか。

2、県に相談してみたいとの発言もありましたが、その後の動きはありましたでしょうか。

3、地域住民から村当局もその件については動いたのではないかという話がありました。それはどうでしょうか。

4、パークサイドは終戦直後は碎石場であった。規模的にも大きく、個人的（地主）に安全な壁を維持していくには至難だと考えるが、いかがでしょうか。

3点目、村道建設の件。

あやかりの杜の近辺から喜舎場ハウジングに下りる道路の建設について提案をしたいと考えます。

1、アワセゴルフ場の開発がなかった頃は、喜舎場の集落内の道路はまさに生活道路であっ

たが、しかし、開発が進むにつれて、いつの間にか通勤道路のために変わってしまった。その件について認識はありますか。

2、間もなく81号線も役場前から安谷屋まで4車線全面開通になり、一段と交通が便利になり、喜舎場の集落内の道路は、一層、時間帯によっては流れが激しくなるのではないかと危惧します。そこで、道路の緩和の一環として、見出しの件を提案いたします。いかがでしょうか。

3、関連で、村の道路網が発展とともに入り色と整備が必要と感じますが、いかがでしょうか。

4、もし必要と感ずるのであれば、現在どこの場所がその点で困っているかどうか、認識しているところを教えてくださいたいと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉議員の御質問にお答えいたします。

まず、シルバー人材センター設立の件でございます。

1、のほうで、公約かどうかということですので、公約でありました。

それから、2と3、8についてですけれども、まとめて回答したいと思います。

令和4年4月開設に向けて、現在取り組んでいるところであります。

4についてですけれども、直接、村民から設立の要望があったかということがありまして、令和3年6月に、北中城村シルバー人材センター発起人会、現在、設立準備会に名称を変えておりますが、その発起人会により設置に関する要望がございました。

5、の予算等についてですけれども、シルバー人材センターの予算については、村から補助金として多額の予算を支出することになると思っておりますが、高齢者の生きがいがづくり等の趣旨に従って支援するものであります。

それから、6の人材的な面での必要性、現在、設立準備会が事務局体制、給与面を試算しているところであります。

7、予算的にどれぐらいの数字を見込んでいくかということですが、設立準備会よりの令和4年度当初予算要求要請額が出てきた時点で精査し、財政支援を行っていきたいと考えております。

2番目のパークサイドの崩落の件ですけれども、この件については、個人的な財産ということで、現在も村としては同様な考え、スタンスでございます。

2、県に相談してみたいとの発言もありましたが、その件についてですけれども、沖縄県による住民説明会が10月27日に安谷屋公民館で開催されております。

3の村が独自に動いているということについては、今、動いていることはありません。

4の、パークサイドは終戦直後は碎石場であった。規模的にも大きく、個人的に安全な壁を維持していくには至難だと考えますが、いかがでしょうかということですが、碎石に際し、ダイナマイトを使用されていたと聞いており、硬い岩盤であったと推測され、通常、軟弱地盤で生じる地滑り等とは性質が異なると思われる。

なお、規模の大小にかかわらず、土地の管理者において適切に管理されることが原則でございます。

3番目に、村道建設の件ですけれども、まず、1として、喜舎場集落内の道路について、年々、交通量が増加していることは認識しております。

なお、その要因としては、ライカム地区での人口増加のほかにも、集落内外に1世帯当たり自動車保有台数の増加等が考えられております。

2の県道81号線の全面開通になり、一段と交通が便利になり、喜舎場の集落内の道路は、一層、時間帯によって流れが激しくなるのではな

いかと危惧に対する回答で、県道81号線の整備に伴う集落内の交通量の影響については、県道側の利便性が向上し、通過交通量が分散されることで、逆に緩和されることもあり得るため、一概に集落内に交通量が增大するとは限らないと思われま

す。3と4については、まとめて回答いたします。

村内の道路網の整備については、既存道路の拡幅も含め、新たな道路用地の確保が必要となります。そのため、道路のみならず、集落内の面的な整備も考慮する必要があり、総合的なまちづくりとして検討することが肝要で、長期的な課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

では、再質問をいたします。

さきの村長選の公約ということで、シルバー人材の設立は実現しそうな感じがありますが、当初からそのような見込みはありましたでしょうか。かなり予算がかかるので、そこは気になる場所でしたけれども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

答弁でも先ほど述べましたけれども、設立準備会、最初は発起人会でしたけれども、発起人会のメンバーが独自でつくろうという動きがあったものですから、我々としても一緒にシルバー人材センターをお手伝いするということになりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

当初は、シルバー人材について、私は正直言

ってあんまり関心はなかったんです。

その理由は、以前、例の沖縄市の助役だった方から、シルバー人材については非常に予算がかかるので、あなたたち気をつけてねと。そのときには、私は議員でもなかったのですが、ただ聞き流していましたが、その予算がかかるということで、少し北中では無理なのかなと思っていましたが、この議会へ入る前に、実は地域の方2人から、いわゆるシルバー人材を活用していますけれども、とつても役に立っていますと、ところが、どこからアプローチがあったかというところ、北谷町のシルバー人材センターにお願いしてやっていますと。

そして、もう一点、今度、沖縄市から営業が来られて、そして、やってもらっていると。それについても非常に役立っていますので、ぜひ我が村にもシルバー人材をつくってはどうかという話もありましたので、私もちょっと急遽、この質問をすることになりました。

そして、ちょっと気になるのは、意外と公約があまり実現しない。そういった意味からすると、ひとつ、今回についてはしっかり実現するような形に整えていただければいいのかなと思うんです。

その点については、予算が厳しいと先ほど申し上げましたけれども、予算についても、国・県、あるいは村、自己財源か分かりませんが、その点を含めて考えると、村長はそのような考えではいかがですか。実現については、見通しは。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今、シルバー人材センター、4月供用に向けて準備会、そして、行政とも一緒になって頑張っているところでございます。

私としては、当初の段階から法人格を有する組織というわけではなく、まず、徐々に法人へ

向けて努力すればいいかなと思いますので、まずは任意の組織がしっかり固めて、法人への昇格に向けて尽力したいと思います。

現段階では、今、商工会等のほうとも協議いたしまして、協力をいただけるということがございましたので、事務局、そして、発起人会と一緒に頑張って頑張っているところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今の答弁だと、いわゆる財源についても大きな問題はないというふうに聞こえてきましたけれども、そのことについては予算もしっかり組んでいただいて、そして、4月1日にスタートできるように期待をしたいと思います。

次に、前村長は議会のたびに財政はあんまり苦しくないと言っていましたけれども、そうであれば、計画した事業はとっくにできていると思いますが、ほとんどが正直言って実現していません。島袋地区の無料バス同様、シルバー人材もしっかり実現してもらいたいと思いますが、その辺りの意思はしっかり持っていらっしゃるでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

市町村の財政状況というのは年々変わるものございまして、厳しいことには変わりはありません。大変、今回のシルバー人材センターに対する補助金の捻出等がまた大きな課題となってくると思いますけれども、いきなり多額の予算を確保するというのは非常に難しいものがあると思いますので、予算の精査をしっかりとしながら、シルバー人材センターに係る予算、要求書等についてはしっかりと精査しながら、他の事業等との整合も図りながら精査して、予算の組立てをしていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

もう一度、予算の件で聞きますけれども、いわゆる予算は、国・県、そして、村の一般財源で組む予定ですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、4月開設に向けて考えているのが、任意団体考えておりまして、補助金は県の補助金と村の一般財源を考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

県と、村の財源は一般財源ということですが、村の割合はどれぐらいに見ていますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

県が1割で村が9割ぐらい補助金を出さないと運営は難しいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

そういった意味からすると、やっぱり大変予算的には厳しい数字ではあると思います。

では、その構想は具体的にしっかりとまとまっているのでしょうか。その点把握していますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、設立準備会のメンバーが、行政とは別個に動きが非常に活発でありまして、3月総会に

向けて、着実に構想を含めて、企画も含めて、準備しているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

その点で、4月1日をスタートにしようと考えていらっしゃるけれども、その辺りは今の発言だと大丈夫のような感じがしますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

4月1日に向けて、今、全力で取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

たまたま、いわゆるシルバー人材に関心を持つと、ついつい中城村にも行きたくなりまして、せんだって行ってまいりました。

中城村は約9年経過しているようですが、その体制で、中城は、事務局長と助手職員で2人と、そして、非常勤で理事長も入れてのことで、我が村の体制はいかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

我々も幾つかのシルバー人材センターを、いろいろヒアリングも行いながら、事務局体制に

ついては、行政側ではなくて、シルバー人材センターの準備会のメンバーが何名がいいのか、非常勤になるか、フルの職員なのかも含めて、今検討しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

さっきもお答えがあったような気がしますけれども、もう一度確認しますけれども、その職員体制というのは民間人をお願いするのか、それとも、役場職員で体制をつくるのか、その辺りも教えてください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

役場職員ではございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

確かに、中城村も役場職員では財政的にもたないということも言うておりました。向こうも、いわゆるボランティアじゃないけれども、一般の方をお願いして事務局体制をつくっているとのこと。

分かるかどうか分かりませんが、この会員は何名ぐらいになりそうですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、準備会のメンバーが会員を募っているところで、今100名を目標に人を集めているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ちなみに、中城村は会員約70名だそうです。
ただ、実際機能しているのは約40名だそうです。

ただ、その辺りも一応参考になると思うので、ある意味では、中城村とのやり取りも、相談もしたほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

準備会という名前なんですけれども、発起人会のときに、この発起人会のメンバーが最初のほうで中城とヒアリングして、その聞いたものを私は資料として持っているところなので、よく存じ上げております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

一月前に地域の方が沖縄市のシルバー人材をお願いしている。それで、我が村もシルバー人材をつくってはどうかと、そして、北谷町を利用している方からもその話がありましたけれども、先ほど村長からもちょっとお答えありましたけれども、もう一度確認したいと思います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

我々もシルバー人材センターの設立に向けて尽力していきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

中城村のシルバー人材センターを訪問した際

に、たまたま事務局長が昔からお友達でありまして、ちょっと本音も交えてお話を聞きました。

ちなみに、これは申し上げていいかわかりませんが、本音の一部に、やっぱり首長がシルバー人材の理念を知らないと少しややこしくなるので、その辺りは北中城村は役場出身ということもあってよく知っていると思いますけれども、その辺りは村長どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

シルバー人材センターの設立につきましては、超高齢化社会にこれから突入いたします。そして、60年定年、それからまた65まで延びるということになりますと、それでも人生100年と今言われるような状況がございますので、老後のまた余生が大変な長期にわたりますので、その間の生きがいづくりとかそういったことにならざると思っておりますので、ぜひこれについては実現したいと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

その中で、その事務局長に、将来、中城村と経営を考えることもありますかと、これも聞きました。そうしたら、無理だと思いますと。理由はやっぱり首長同士の意見が合わないんじゃないかなと。

これも本音の中の一つだと思いますけれども、一つは、先ほど申し上げましたけれども、中城の村長がいわゆる企業出身だということが、今、そのような中で困っている点が、中城村が10年になるそうです。その中で出てきた言葉が、補助金をもうカットすると。そうしたら、事務局長がそれに対して抵抗しているようです。さっきの理念を忘れていませんかということで、村長とは交渉するようですが、そういった意味では、北中城村はやりやすいかなと、その意見の

食い違いでお互いの共通理解がないと共同経営はできないんじゃないかなというふうに言っております。

今、突飛な質問で、村長も答え苦しいかと思えますけれども、その辺りはどうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

共同経営については、別に不可能とは言えないと思います。両村が意見が一致とすれば、共同経営、合併ということも、当然考えられるケースでございまして、これまでの市町村合併とはまた違った感覚が出てくると思いますので、必要性があれば共同でやるということについてもやぶさかではないと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今の状況だとそんなに困っているような感じには聞こえませんでしたけれども、また変化しますから、いずれ共同経営が必要になる場合もあると思いますので、その辺りは今はまだ、少し頭に置いていただければよろしいかなと思います。

さて、実は中城村にうかがったときに予算書ももらいました。ただ、財政が厳しい中で実現するのは大変だと僕は言いましたけれども、実際は当初予算、1回目の予算が大変だと、要するに、機械、道具、そういったものも先行として買わなくちゃいけない。それを購入する金額が結構高いのではないかと聞いていますけれども、その辺りもお考えですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

先ほども申したとおり、令和4年度の当初予算の補助金を取るために、今、準備会のメンバ

ーが歳入歳出含めていろいろ予算書をつくっているとところです。それを精査して、補助金等含めて支払いしたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

ちなみに、あとでこれは課長に差し上げます。事務局長と女性職員お二人で約260万、年間です。そういうのを参考にいただければよろしいかなと思います。

ただし、中城の場合には、村長がちょっと強気になっていらして、補助金をカットしたいという。それは事前に向こうの議員ともお話ししました。やっぱりその話があるようです。だから、議員からは絶対それは認められないとおっしゃったら、今度はややこしくなるので、下手すると事務局長もやめたいというようなことも言っておりましたので、そういう意味では、ひとつ頭に入れていただきたいと思います。

さて、次、念のためにお伺いしますけれども、この会員は60以上ですよ。年齢の上限はありますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上限はございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

たまたま私も86歳の年配を紹介しているものですから、それを聞かせてもらいました。

次に、パークサイド崩落の件ですが、個人的な財産となると、やはり村は関与できませんということですが、例外はありませんか。村が関与できるような例外というのはありませんか。聞いたこともないと思うけれども、一応、念の

ために質問。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、補助要件というところでの自然災害というのが基本的なところ。今回の場所は、碎石場跡ということであれば、人為的につくられた崖ということからしますと、そもそもそういったものに対して行政が税金を使ってああやっするというのはいかなものかというふうに考えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

なぜそのことを申し上げておきますと、当初、崩落時のときに見させてもらったときには、ちょっとその崩落が怖いぐらい、恐怖心を感じるぐらいの崩落だったんです。

そこは表現がまずいかなと思うんですけども、いわゆるサンドイッチのような感じがしたんですよ。そうなると、例えば地震があったり、また大雨があったりすると、また崩落が、要するに、もう民家に近くなるような気がしたので、例外はありませんかと言いましたけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それが実質的に住宅側に亀裂が入るとか、そういった事象が発見されると、緊急的な対応ということで、これ県の事業にはなるんですけども、そういった判断が、場合によってはできる可能性はあると。

ただ、通常の場合はその被害程度ということで、人家の10軒程度とかという要件があります

ので、そういったものに見合うかどうかということになってくるかと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

できれば、村でもたまにはその辺りは回ってみたほうがいいのかなど思ったりもします。もちろん我々も時々回ってみたいと思います。

たまたま、その方がイオンに勤めていらして、常で会話ができるものですから、今どうなっていますかという話も聞いたりはしています。

それで、もう一つ、パークサイド一帯の土地は個人一人のための土地なのか、それとも、地主が複数いらっしゃるか、その辺りの情報ありますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

パークサイドの土地に関しては、筆界未定の土地と筆が不確定している土地が混在していると理解してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

それをなぜ伺ったかといいますと、私とよく話をしている住民の方は、家は自分のものだけれども、土地は私の土地ではありませんと言われたので、その質問をしましたけれども、今の答えだと複数の人数ですか、それとも、この辺りは1人の方のものかな。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

一般的に筆界未定というのは筆が確定していないだけで規模にもよるんですけども、所有者は数名いると理解しています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

2の件で、県の主催で説明会を10月27日に安谷屋公民館で開催されたようですが、その内容は御承知ですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

このときの会議の内容ですが、まず、そちらに住んでいる住民の方が参加していただき、その指定された地区がどういった地区なのかということの説明と、お住いの方は、そういった地区であるということをも十分理解していただいて、大雨だったり災害が発生しそうな状況に陥ったときには、速やかに避難できるような心構えをしてくださいという説明がございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

そういった意味では意義がありますよね。また、断るための、いわゆるできないということと心配していましたが、実際、今、先ほど申し上げました大雨とか、あるいは地震だとか、最近、沖縄も地震はないとは言えないということでもありますので、その手の説明で合っていればよかったかなと思います。

ちなみに、参加した皆さんは県の説明に対して納得されたかどうか、この辺りの微妙なこともちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

さすがに、参加された方が納得されたかどうか、私自身は分かりませんが、ただ、質問の中では、事業採択してどうなんだろうということ

が質問されてきました。

県の回答としましては、そういった地域は多数にあり、なかなか事業採択に至らないのが現状ですというお答えがありました。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

また次回の話合いもこういうのあるのか、教育的な面での説明会、話合いはあるのか、その辺りは分かりませんか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

10月の時点での話合いの中では、次回の話合いがあるかどうかという話は決定されておられません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

私が時々お会いしている方についても、当初参加しないで、まだ内容がよく分からないということで、今日も質問するので、もしだったら、悪いけれども参加した人に聞いてもらえませんかということは話しております。

次にいきたいと思います。

村道建設の件、これは、喜舎場の集落内は朝夕非常に混雑します。確かにライカム地区の人口増や集落内の自動車保有台数も多くなったかもしれません。それも一部あると想像します。

しかし、それよりもうるま市や沖縄市の通勤する人たちが仕事に向かうためのショートカット、近道というようなことで利用されているような気がします。

一応、念のため、今日も7時から8時見ましたら、イオンモール東通りというのかな、そこから北中に向かって、もう数珠つなぎで来てい

ます。

今、課長からもお答えでありましたけれども、81号線が開通したら、そこが非常にいい流れが早くなるので、むしろそういった意味では緩和されるんじゃないかとありましたけれども、もう一点は、81号線だけじゃなくて、例の高速道路もフルインターになりますよね。そうすると、非常にこの辺りがざわめく。

そして、今のはどっちかという、我が村へどんどん向かってくるのが、うるま市と沖縄市のほとんどお客さんというか住民です。だし、今、課長がおっしゃるような件もやっぱり考えなくちゃいけませんけれども、そういった意味から考えると、僕が提案しているのは、あやかりの杜のちょっと喜舎場寄りの広場があるんです。そこから喜舎場ハウジングに向けてできないものかと。休憩所なので、一応、念のためにこの関係者というか、いわゆる建設会社の皆様方にも今の技術的にそういったことをやったら可能かどうかと聞いたら、やっぱり今の技術は進んでいるので大丈夫と思いますという返事があって、そういった意味からすると、私は、あやかりの杜からいわゆる喜舎場ハウジングまで、今日あしたじゃなくて少し時間かけても、喜舎場ハウジング、またそこも返還の問題が出てくるので、長い目で見て、一応区長にはその話をしましたけれども、そういった意味から考えられませんか、課長。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、まだ先の話ということにはなるんですけども、その時点で、一帯全体的な交通量、体系がどうなっているのかということから、必要に応じて検討していくということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

一応、私から話があったということは頭の中に入れていただければ助かります。お願いします。

それから、これもよく聞く話だけれども、北中城村の道路整備が以前からあまり芳しくないという話を住民から聞きます。そういった意味から、今、イオンができたために、誰がでも気がつくところ2か所、ここは危険性があるなど、この2か所というのは、イオン東道路から、あっちは吉嶺という割烹がある、そこの変則四差路。もう一つ、今度は、高い壁のある高江洲さんのところの、あっちもEMホテルから来る、あっちもまた全般、高江洲さんの壁が全く高いので、右から来るのは見えないので、その辺りの応急処置というかできないものか、いかがですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

ちょっと個人名は言えないというところで、そのこの交差点、変則的な形になっていて、恐らく、過去にも何度か議会で取り上げられたと思います。墓があつたりということで、なかなか用地の確保が厳しいという場所になっておりますので、部分的な改修というよりも、本当に全体的に考えていく必要があるんだろうと。

先ほど村長の答弁にもありましたけれども、面的整備というものも視野に入れながら、本当に長期的な課題として考えていく必要があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

今、高江洲さんのところの墓が、対面に墓が幾つかありますけれども、これについては喜舎場と関係あるので、僕もそれに関わっていますので、課長にまた相談申し上げたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

10時55分再開します。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

それでは、質問を行います。

この質問は、予告質問であります。

6月定例議会で会計課への質問を次回出しますと申し上げました。会計課は、20年前までは出納室、代表は収入役がおられました。大変重要課であると私は認識しております。

ただ、一般質問がほとんどありませんでした。しかし、今回、たまたまADPシステム導入ということで、これアンサーデータポートというシステムでございますけれども、後で詳しく説明いたします。この件については、多分に、今の担当課長はすぐにも導入できるだろうということで、今回質問に至っております。

役場会計窓口ADPシステム導入について。

本村における指定金融機関は、平成18年以前は、村内における金融機関、琉球銀行、沖縄銀行、JA沖縄北中城支店3行の輪番制によって行われていました。

しかし、リーマンショック以降、琉銀、沖銀が撤退いたしました。理由は、金利のマイナス化が起り、資金運用では利益の追求が厳しく、銀行運営に支障が生じるため、やむなく撤退をいたしました。

役場が、地元金融機関JAに強力な折衝を願

い、平成18年から現在までの契約が締結されてきております。その後、輪番制は取っ払われたと私は理解しております。

については、現行北中城村指定金融の業務委託内容を明らかにし、会計事務の効率化に向けた各種システム導入、村会計課と受託金融機関の業務分掌の明確化、業務委託契約に係る適正な費用負担、働き方改革等社会情勢に即した受託金融機関の勤務時間職員の勤務時間に対する村の方針を伺います。

現行の指定金融機関業務内容を伺います。

①派遣人員、勤務時間、業務内容。

②金融業務に必要不可欠と思われるテラズマシン、これは紙幣・硬貨入出金機です。コインカウンター（硬貨選別機）、出納窓口内の監視カメラ、電話、ファックス等、券売機との関わり。

③現行の振込事務手数料は幾らか。

④年間の委託契約手数料は幾らか。

⑤振込依頼方式（FD対応からデータ伝送サービス、アンサーデータポート方式導入へ）についてを伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、比嘉次雄議員の御質問にお答えいたします。

1番の現行の村指定金融機関業務の内容についてですけれども、まず、派遣人員といたしましては、令和3年5月末までは1.5人。同年6月以降については1人。

勤務時間は、令和3年5月末までは8時半から17時15分のおおむね8時間。同年6月以降については、8時45分から16時45分の7時間。

業務内容につきましては、各種の支払いと税公金等の収納を行う業務でございます。

2番目に、必要アイテムということですが、テラズマシン、紙幣・硬貨入出金機に

については、J Aによる持ち出し。コインカウンターについては、支店にて運用。出納窓口内監視カメラは設置していません。電話、ファックス等については村役場にて用意。券売機については、役場第1庁舎1階フロアへ設置しています。

③現行の振込事務手数料については、現在のところ免除となっています。

④年間の委託契約手数料については、384万2,000円、消費税を含む額となっています。

5番目に、振込依頼の方法については、現行はフロッピーディスクでの対応ですが、令和4年度よりJ Aデータ伝送サービスADPを導入する方針でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

それでは、再質問を行いたいと思います。

今、村長がほとんど答えられましたけれども、①派遣人員、令和3年5月末までは1.5人、同年の6月からは0.5人減って1人というふうになっておりますけれども、その理由について伺います。

○議長（名幸利積）

会計課長。

○会計課長（米須清喜）

比嘉次雄議員、予告質問を随分待ちかかっているように見えます。

理由です。令和3年5月までは午前2人の体制でございまして、少しまた丁寧に補足いたしますと、午後1人ということになって1.5人というカウントをしております。

この体制が減になったという大きな理由は、もともと村が持っている委託料、その金額からすると、かなり契約額がとても厳しい状況で、できるのであれば、ずっと、かつてからこの委託料の見直し、もう再三、私がここに配置され

る以前から要望がございました。

でも、やっぱり予算的なことでかなり財源的に厳しいということもありまして、ある意味、平行線をたどっていたところですけれども、もうこの時点にきて、やっぱりどうしても引き上げざるを得ないというようなJ Aサイドの申出がございまして、この減の体制になってございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

そういう理由というんですか、委託契約の手数料が384万2,000円ということで、これでは2人では、今の指定金融機関、J Aにとっても負担が大きいだらうということで、0.5マイナスの1.5人ということになっているということは、やはりその担当課長がそれ相当の頑張りを見せたんだろうなというふうに理解をしました。

そして、次、勤務時間に対してですけれども、8時半から午後の5時15分、おおむね8時間から、6月以降については8時45分から16時45分までのおおむね7時間になった。そこについても、先ほどと同じ理由をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

会計課長。

○会計課長（米須清喜）

お答えいたします。

これも、先ほどは人員的なものでの減というふうになりまして、これはもともと予算ということをお話しましたが、この時間についても同様に時短にするということで、契約額はそのまま据置きにしつつも時短をしていきたいというふうな申出によって、このような結果になっております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

分かりました。それも事務委託手数料、そう

いうふうな契約に対しての恩恵と言ったらちょっとまずいですが、働き方改革を見直したということで理解いたしました。

業務内容としてはそのとおりで、各種の支払いと税公金等の支払いということで分かりました。

必要アイテム、4番です。テラーズマシンはJAの持ち物であると、コインカウンターについては支店にて運用に間に合っているということは、持ち帰って支店でカウントをしているということなんですね。出勤するときもカウントをして持ってくるということでありますので、これも分かりました。

出納窓口の監視カメラについてということでもありますけれども、普通、銀行等窓口となると、ほとんどよりは必ずといって監視カメラがついているわけです。

ただ、監視カメラ、ここは、北中城村は設置されていないということであるんですけども、私の理解度では、信頼関係とプライバシーの保護ということでそうだと思うんですけども、担当課長、答えられますか。

○議長（名幸利積）

会計課長。

○会計課長（米須清喜）

お答えいたします。

次雄議員おっしゃるとおり、やっぱりこの辺は監視するというこういうシステムを、そこにすぐ導入するというわけではなくて、今、これまでもそうですけれども、不審に思えるということは一切ございません。そこはお互いの信頼関係、そして、ウィン・ウインの関係で成り立つものだと、そういうふうに理解しています。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

確かにそうですよね。信頼関係とプライバシー、ああいう、何ていうんですか、密室というんで

すか。あれだけのところでカメラが入れたら、また大変だなと私も思っております。

いちいち九、十、本当に監視されるということが、全く動き等が、全く監視されてしまうわけですから、JAにとってはありがたい、あるいは信頼関係とプライバシー保護のためにも、これでいいのだろうというふうに理解しております。

そして、あと、電話、ファックス等は役場の備品、持ち物だということです。

次、券売機について、1階フロア設置とのことだとあります。券売機の設置した訳、理由、求めます。

○議長（名幸利積）

会計課長。

○会計課長（米須清喜）

お答えいたします。

この券売機については、役場第1庁舎の1階フロア、これは今年の3月1日から設置をさせていただきます。

もともとのこの導入のいきさつになりますけれども、昨今のこのコロナ禍、これで非接触型を試みていきたいという考え方、それから、やっぱりJAの窓口が時間の短縮になったということ、そういった2点が挙げられます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

大変すばらしいことだと痛感しております。

券売機は、紙ベースでの今までのやり取り、金融窓口等やっていたんですけども、それを触らずに済む。あるいは、他市町村もそうなのかよく分かりませんが、券売機があれば、金券と同じで、自分の指で触って券が出てくると、それを窓口に出すということでもあります。

この評価について、村民ですよ、顧客というんですか、お互い、その感触はいかがなものですか。

○議長（名幸利積）

会計課長。

○会計課長（米須清喜）

お答えいたします。

村民の前に、やっぱり役場職員の業務の負担もかなり軽減されたということもございます。それと、今現在、JAのほうをそのまま引き続きお願いしているところではあるんですけども、券売機の利用というのが、1日当たり50件から約200件を超える数であります。指定金融機関としても業務の負担の大きな軽減になっているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

50件から200件、日によって違うということなんですけれども、次の、質問するに対しても、これも日によって違うと思うんですけれども、金額等お幾らになるか。

それと、その券売機の精査、いつ誰が、時間的なものはどういうふうになっていくのか。答弁求めます。

○議長（名幸利積）

会計課長。

○会計課長（米須清喜）

お答えいたします。

この券売機の取扱いですけれども、朝一番に釣銭をそこにセットします。ですので、早めに出勤をして、それで業務の開始に備えるということなんです。

それと、業務の終了後の回収、そのときには私と係長2人の体制で、現金を扱うものですから、どうしても2人の体制で現金のチェック、業務終了後の収納金額の集計に当たっているところでもあります。

その収納された金額、やっぱり日によって50名から200名の件数があるという話をしました

けれども、おおむね2万円くらいから5万円弱、それぐらいの金額がそのボックスのほうに入っているということになります。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

就業前に入金していくと、そして、当然、終業後、5時15分以降にしか精査できない、回収もできないということになると、やはり担当課長、あるいは係長もそうですけれども、もしかしたら少々時間外になるかもしれない、6時以降になるかもしれませんね。精査するに当たっては。

大変なことなんですけれども、回収した金額は入金はいつ行うのか伺います。

○議長（名幸利積）

会計課長。

○会計課長（米須清喜）

お答えいたします。

例えば今日の利用者の金額があった場合、それは集計して、その翌朝、JAのほうに預けるというような、そういうシステムを組んでいます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

分かりました。

細かい金額、2万円から5万円の範囲内ということは分かりましたけれども、ただ、1円とも合わなければ、これは入出金できないわけですから、それ相当の、毎日のこととなると大変な業務であると思いますので、担当する人たちは頑張っておられるということで認識しました。

振込手数料は、現在は免除となっていることなんですけれども、そこが一番の指定金融機関のネックになるところであるわけです。

多分に、これから聞くんですけれども、この金額についてはどうなんですか。大まかな

把握でよろしいですけれども、件数、金額、年間どんなものになりますか。

○議長（名幸利積）

会計課長。

○会計課長（米須清喜）

お答えいたします。

まず初めに、JAのほうにはとても本当に心から感謝しているところであります。本当にお世話になっております。

JAの資料を拝見いたしますと、振込手数料については、まず、おおむね振込の金額によって、この振込の手数料が推移するというのがありますけれども、当面は振込金額を問わず、JA間、系統金融機関宛てについては、1件当たり55円、これはJA系列です。これは55円。

それと、地銀、他行、他機関に振り込む場合には約275円。これは、ともに消費税を込みとする金額になっています。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

そうですね。JA間では55円、他銀、沖銀だろうが琉銀だろうが信金だろうかに振込する場合には275円。あと、これ金額によっても違うと思うんですよ。例えば3万円以内は275円なのかな。そして、10万円以内はそれなりの570円とか、100万円とか、その辺の振込手数料はまた違ってくると思います。

ですから、多分、年間1,000万は余ると思うんですよ。

課長、どうですか。

○議長（名幸利積）

会計課長。

○会計課長（米須清喜）

お答えいたします。

JAの資産を確認したことがございます。

そうすると、やはり次雄議員がおっしゃるとおり、1,000万超えの振込手数料があるという

ふうなことをおっしゃっていました。なので、本当に頭が上がらないような次第になっていきます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

相互関係というんですか。村内の銀行、村内の行政ということで、それだけの今まではできてきたんですけれども、やはり今まで18年以前の琉球銀行、沖縄銀行さんの輪番制の下にっていたときの資金の運用、あと、基金の活用が利息を生み出していたわけですよ。それで、今、振込手数料が免除になっても、どうにかこうにか運用で収益を得ていたわけなんですけれども、先ほど申し上げたように、リーマンショック以降、マイナス金利、預けてもお金を取られるようなというふうな今の状況、どうしようもいかない状況が昨今の状況となっております。

今回申し上げるアンサーデータポートというのは、物すごい細かな、企業、自治体と金融機関との安全な取引を実現するファームバンキングということなんです。

総合振込、給与振込、賞与振込、口座振替等いろんな業務ができるわけです。それでもって、今回のサービスを提供するということなんですけれども、そこで当然のように振込手数料が発生してまいります。このシステムを導入したら振込手数料が発生してまいります。それを行政側が理解するかどうか。

基本的な考え方として、先ほど村長も申し上げましたけれども、4年度からはシステムを導入して、できたら、順調にこのシステムが運用できたら、補正でもいいからこれで補っていくこと、あるいは、令和5年度には必ずや実施していくという方針がありましたけれども、もう一度その方針を伺いたいと思います。

○議長（名幸利積）

会計課長。

○会計課長（米須清喜）

お答えいたします。

次雄議員が、先ほどJAも含めて、あらゆる銀行は金利がもう本当にとことん下がったおかげで経営がかなり厳しくなっているというお話がございました。

それと併せて、やっぱり金利のみのお話だけではなくて、やっぱり委託料について、先ほどからおっしゃっている平成18年、その辺のボーダーラインのところ、そのときまでは、委託料については510万円という金額で委託契約が成り立っていたことがございます。これは、その時点の行財政改革、これが大きな変化をもたらしました。そのときに360万という金額に落ちました。

これがずっと横ばい、平成30年までこの360万という金額も長きにわたって横ばいで、何度も要望はあったんですけども、据置きできておりましたけれども、私はやっぱり、再三になるこの要望を踏まえて、平成31年度に17万2,000円の委託料の増額を得ました。そして、令和2年度も僅かではありますけれども、委託料7万円の増額、そういうふうに取り組んできて、ある意味、誠意をもってJAの支店長とは交渉してきたつもりではございます。

今年の8月3日にJA北中城支店長とJA本店のほうから御担当を招聘いたしまして、関係する企画振興課、総務課、会計課への説明会を開催いたしました。それを受けまして、もう待ったなしだという気概を持って、導入する方向で前向きに検討しているところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

ありがとうございます。

私もこの細かい数字がまた読めなかったところはおわびいたします。

日々努力して、こういうふうには数字が出てき

ているということは理解しておりますので、あと、このADP方式にとって、他銀行、全国この方向に向かっております。沖縄県では、今、八重瀬町が率先して導入して、今、実施運用を行っております。うまくいっているというふうな話を聞いております。

北中城村、先ほど担当課を集めて、方針としては4年度導入で、振込手数料は後ということ、基本方針の考え方がありますので、それに向けて、村長、やはり最低では、5年度からは振込手数料を申し送るといったことがありますので、もう一度伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

次雄議員の御質問にお答えします。

JAさんの企業努力で大変な恩恵を受けているということは承知いたしました。

ただ、委託料等についての改定については、適正な価格が当然望ましいことではございますので、これについては、財政状況、そして、担当所管課と協議いたしまして検討していきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○13番（比嘉次雄議員）

双方の理解度がないといけないだろうということで、日々、お互いの協議等含めて、指定金融機関、あるいは行政等も含めて、どういうふうに前向きな方向を求めていくかということが基本方針にもうたわれていますので、今、村長がおっしゃられたように、今後その方向性、方針で進めていただければというふうに思っておりますので、またひとつ配慮よろしく願います。

以上です。終わります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後1時再開したいと思います。

午前11時23分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

順次発言を許します。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、私のほうから、本日は4点、質問を準備いたしました。

まず1点目、村財政について。

12月になりました。令和4年予算調整が始まった頃だと思います。村長のこれまでの発言から、経常収支比率の70%台目標と基金積立ての積み上げはどのような形で反映されるのか伺いたいと思います。

2点目、アリーナ建設用地についてであります。

これまで建設をアリーナにするか複合施設にするかについては多くの質問があったと思いますが、しかし、いまだに建物が建つ気配がありません。

根本的な問題として用地が収用できない状況が長く続いているということです。収用できない理由は以前に説明がありましたが、これまでの対応では問題解決ができるのか大きな疑問が残ります。政府と約束した75%の高補助率での補助金での開発ができなくなるのではないかと危惧します。早い解決を望みたいと思います。村としてどのような対応するのか伺いたいと思います。

3番目に、村長の政治姿勢についてお伺いたします。

村長は、自身の村長選挙で辺野古基地反対の政策を打ち出しています。今回の衆議院選挙では、辺野古基地反対の候補者の支援はありませんでした。過去の確執は十分承知していますが、今まで中部の町村では辺野古新基地反対の候補

者を首長を先頭に支援した経緯があり、今回の選挙を見た村民、または辺野古基地反対する県民は違和感を覚えたことだと思います。

平和を愛する北中城村、平和を守る村民の会議の会長として、今回の対応が正しかったのか伺います。

最後に、令和3年度人事院勧告についてであります。

令和3年度の人事院勧告は発表されています。本村は勧告どおり従うのか、政府の動向を見て判断するか決めかねていると聞いています。

そもそも人事院勧告に拘束力はなく、従うか従わないかは首長の判断で決定されるもので、実際、令和2年度は据置きの処置をし、条例改正は行われなかった。今回、人事院勧告に対しての判断の遅れた理由と今後の対応を伺います。よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

上間堅治議員の御質問にお答えします。

まず、1番目の村財政についてでございます。

まず、町村における適正な経常収支比率の数値は70%から75%と言われていることから、この数値を目標としていきたいと考えています。

しかし、近年の社会保障費、いわゆる扶助費の増加、そして人件費が増加となる中で、経常経費を抑え、すぐに75%以下に抑えることは厳しいと考えます。

令和4年度以降、複数年かけて徐々に比率を落とすよう行財政の健全化に努力していきたいと思います。

基金積立てについてですが、当初予算編成においては、旺盛な財政需要に対して歳入増が見込めないため、財政調整基金を取り崩しての予算編成となります。年度途中での収支の状況を見つつ、基金を積み上げていければと思っております。

続きまして、2番目のアリーナ建設用地に関してですけれども、現在、多目的アリーナ建設については、取得済み用地の範囲内に縮小して整備する方向で、庁内検討の会において議論、地権者との調整等を図っているところでございます。

それから、3番目の村長の政治姿勢についてですけれども、今回の総選挙におきまして、私の判断につきましては、今回は大変難しいものがありました、多くの人たちと相談をして判断したことであります。正しいかどうか判断することは難しいと思います。

政治姿勢の方向性は、同じくするところがありますので、新垣氏の力を借りて、今後、平和運動等については、さらに強力に推進したいと考えます。

非核宣言や平和を守る村民の会の設立時のメンバーでもありますし、草の根の平和運動の大切さを承知しているつもりです。その姿勢を大事にしたいと思います。

4番目の令和3年度人事院勧告についてですけれども、本村は、これまでも沖縄県の改定・勧告に沿う形で給与改定を実施してまいりました。令和2年度は、沖縄県人事委員会勧告が月例給、ボーナスともに改定なしとのことで、村条例の改正は行っていません。

今年度は、県人事委員会の勧告が10月にあり、ボーナスの引下げが報告されましたが、実施時期が決定されていなかったもので、その決定を待っていたのが実情です。決して判断が送れたものではございません。

また、今後の対応については、勧告どおりボーナスの支給月数を引き下げる方針で、来年6月に実施を予定しています。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、1番目より順次再質問したいと思います。

まず、村財政についてですけれども、これまでの一般質問、また村長選挙での発言で、経常収支比率が危険水準であるや財政調整基金の低さを相当述べられていて、何か秘策があるのかなというふうに期待して質問をしていましたが、今回の答弁はさらにトーンダウンしたような気がします。

また、9月の補正で計上した行財政診断、それもまだ、9月にやっているのに、まだ結果どういうふうになっているのか、これがまた12月に、私、反映されるのかなというふうに期待もしていたんですけれども、なかなかそういったのもできていない。本気度がどのくらいあるのか。

財政逼迫している状況というなら、もっとしっかりした政策を持って改善に導いてもらいたいのですが、この答弁にあるように、もうこれ以上は手が無い、もうやれることはやっていて、もう普通にやっていけば、後は結果次第という考えでよろしいのか。令和4年度の財政の関係、予算の関係ですけれども、その辺はどういうふうに考えますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの御質問にお答えします。

これ以上、やれることはやり尽くしたというものではございません。まだやれることはいっぱいございます。

ただ、経常収支比率等につきましては、一般財源の拡大、それが図られていないところがございます。

要するに、コロナ禍の時代で、コロナのほうでかなりの財政負担がございます。そして、収入の減がございます。いわゆる経常一般財源と、それに歳出としての、これを充当した歳出のほ

うがより大きくなっているものですから、経常収支比率はむしろ上がっていくんじゃないかなと、今は懸念しているところでございます。

ですから、その分母となる収入のほう、そして、分子となる経常一般財源、支出のほうをしっかりと捉えて、抑えていけるような政策を取りたいと考えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

前回の一般質問で、村長がいなくて、そういったのは話できていないと思うんですけども、予算というのは、もう入ってくるのは決まっているんですよ。決まっています、じゃ、どういふふうにしてこの経常比率を抑えるかといったらば、出るのを抑えるしかないということですよ。

今回の答弁でも、前新垣村長が言っていたように、もう全く一緒と言っていいぐらいな同じ答弁であるけれども、考え方が違う。一方は大丈夫、一方は財政逼迫だというのが、ちょっと私が疑問に思うところでもあります。

まずこの1点です。これは答弁はよろしいとして、私が逆に今考えているのが、心配しているのが、村長が就任して1年、相当、補助金団体いろいろ立ち上げて、どんどん補助金出して行って、これはもちろん一般財源なんですよ。そういったのをやりながら、片一方では、抑えるよう、基金を積み立てるよという話をしてるんですよ。

私が今心配しているのが、この状況から見ると、どんどんよくなるどころか悪くなっていくような、この経常比率も、また、財政調整基金の積立ても、どんどん悪くなっていくような気がしてならない。一番ここを危惧している。その件に関して、村長、在任の期間に、今現状のこの水準を下げるようなことはないのか、その辺をしっかりとできるのか。この辺の答弁をよろ

しくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

その件につきましては、社会経済情勢によるところもでございます。そして、今、コロナ禍のほうで減収が出てくる、そういうところから、ある意味では経常収支比率を高くする要因にもなると思います。

ただ、おっしゃるとおり、今、新しく補助団体、今、一般質問等でのかなりの財源需要の質問等ございました。そこにどう対応するかというのもございますけれども、そういう旺盛な財政需要があります。そこにどう応えていくかというの我々の行政の課題だと思っておりますので、ただやみくもに、補助費等については義務化していきますので、これは経常収支比率を悪化させる要因でもありますので、そこについては財政とも相談して、非常に慎重に扱っていきたいと考えています。

収入の把握については、税収が主なところかもしれないけれども、税収の担当課についてもしっかりと頑張っておりますので、そこについては、全職員一致した考えで取り組みたいと考えます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私が聞きたいのは、もちろんそうです。私もそういうふうを考えています。この状況、社会保障費、どんどん上がっていく、それも当たり前のこと。それを初めの質問からそういうふうに言っているんだけど、そうじゃないよという話だったと思うんですけども、前に戻すと。だから今心配している。村長として、在任期間でそういった現状の水準、もちろん経常収支比率を70%台に持っていくというような目標に持っていく。基金積立ても基本の基準という

のがあると思うんですよ、この財政規模に対して。そういったところに持っていくという目標を持ちながら、どんどん下げていってしまうと、ちょっと話がおかしいんじゃないかということなんですけれども、ここら辺はしっかり考えてやっていただきたいなというふうに思っています。

補正予算でも、私何度か注意したと思うんですけれども、なかなか、本当にこれ今やっているのか。この軽石対策も補助金出るはずなのに前のめりでやってしまっ、結局、この県から来た補助、今どうするかという、多分今悩んでいるかと思うんですけれども、そういった部分もとても簡単に、私から見ると簡単に出している。しっかり考えて出していないような感じがして、そういった質問をしました。

これはもう本当にずっと、また来年度も予算注視していきたいと思えます。

この件に関しては以上です。

アリーナ用地なんですけれども、以前の説明では、金額が折り合わないということで、今中断しているということだったと思うんですけれども、そもそもこの金額が合わないというのは、初め、このアワセゴルフ場開発するときに、ここには賃借であります、自分が使いたい、村に売ってくれる、公共施設にしてもらえろという形でやっていると思うんですけれども、そのときに金額とかそういった提示、村で買う場合にこのぐらいになりますよという金額も提示しながら、そういった交渉をやっていたのか。この金額の提示の時期、どの段階の提示で始められたのか、この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、今回の場所、区画整理事業が行われておりまして、その換地の際に、その時点で組合

のほうから金額は提示されていると。その金額に対して、どうも実勢価格のイメージと違うようなお話があつて、相手方としては不満に思っていたという状況だということです。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私の感じからすると、これから難しいのかなというふうに思うんですけれども、答弁では、今、取得されている土地を使いながらを考えているということなんですけれども、この交渉はできないところというのは、もう諦めるのかどうするのか。交渉を続けながら今ある土地を有効活用するのか。どういった考えでやっているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

相手方には、買収自体をもうこちらとしては断念する方向で、今、土地の配置がちょっとばらけたような状態になっていますので、それをお互いの方で集約しようということで相談をさせていただいております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

そうなる、先ほど、初めのこの質問でやったように、政府賠償と取決めがあると思うんですよ。この土地を買うために補助が出る。これはもちろん村が買わないといけないということになるのか。どの程度、我々村に対して損害というか負担があるのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回、防衛補助を活用させていただいて、そ

の用地買収にもそれを使用させていただいてるところでございます。

防衛さんのほうには、もう縮小する方向で考えていきたいというお話はさせていただいております。相手方のほうからは、初期の目的を逸脱しないのであれば、引き続き事業として実施が可能であろうというお話でしたので、それも踏まえて、今、縮小の方向で考えているというところでございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

初期の目的というのは、こういった交流、いろいろ問題というか、いろいろ反対の方もいると思うんですけども、米軍関係とか、そういった人なんかの交流とか、そういったのも含めての施設だったらオーケーだよ。もちろん防衛省ということで出せるよという話でしたけれども、その初期の目的というのは、そのまま、今言ったようなあのちっちゃい区画に上物が建つのか。それとも、何か公園みたいになるのか。これは今検討中だと思うんですけども、この辺もし分かればお聞かせください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今、縮小整備という意図は、もともと土地面積、計画面積としては8,000平方メートルぐらいあります。そのうちのおよそ3,000平方メートルを買収済みであると。この範囲の中でどのような施設ができるのかということで検討しております。おおむね、現在の中央公民館、あのぐらいの設備が収まるということで、その初期の目的、スポーツイベントを中心として考えてはいたんですけども、スポーツ施設の部分を少し縮小して、あと、文化施設、これについては中央公民館と同程度のものを用意するとい

う形で、今検討を進めているというところでございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、今進めている整備の方向としては分かったんですけども、残された土地というのがありますよね。取用できない土地。これの取扱いはどういうふうになるんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

今、もともとそこはアリーナを建設するという意図で、都市計画の段階でその用途を決定しております。ある意味、アリーナが建設しやすい条件になっていると。

これを外す場合に、何でも、相手方がどのような建物造ってもいいのかとなると、それはまた無秩序な開発になってしまいますので、周辺の宅地並みということで、今考えているところでございます。

ただし、この具体的な話については、まだ相手方と調整をしているところではないので、これはまた先方との調整次第でいろいろ変更もあるかと思えます。

それともう一つが、今の敷地、公園用地、予定区域として入れておりますので、そういった網かけを外すと。それを前提に等価交換を行っていくという考えでございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

大分、何か当初の計画、全体の計画がありますよね。商業地、スポーツ施設、また、あと宅地とかそういったので、相当何か変わるような気もして、この都市計画の中も少しいじらないといけないのかなというふうに、その辺も危惧しているんですけども、その辺は県とももち

ろん相談して、今までこれだけの用地だったけれども縮小になる、そういったのも含めて了解を得て、そういった話に持っていつているのか、その辺はどういうふうですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

都市計画に対して県との調整というのは、具体的な調整は今行っておりません。

その前段の中で、村の中での都市計画審議会とか、そういったものを経て県のほうに提出するという形になってまいります。

そもそも、今まだ相手方との、要は地権者との調整の段階でございますので、まだ我々が今先行してそういった作業をしているという状況ではないというところでございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

分かりました。

それでは、私が一番質問したいのは、聞きたいのは、この用地が買えなくて、どのくらい損か、今まで何億かつぎ込んでいたと思うんですよ。設計費用とかそういったもろもろの費用等あるんですけれども、そういったのがどのくらい村として損害というか、不利益になっているのかというのは、ここで出ますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

損害というよりも出戻りになるのかなと思うんですけれども、先行した実施設計業務といいますと、およそ6,000万円ございます。これをまた改めて縮小する案で設計をし直さないといけないということで、その部分が実質二重になってしまうのかなというふうに思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

これもそうですけれども、今縮小して、もしかしたら、こういった経費とかもろもろ、まだ計画段階、どういうふうに動くか分からないというところでもありますけれども、この土地の場合は、さっき使用できない土地、某病院さんの使用できない土地なんですけれども、これ今、課税として結構大きい規模であると思うんですけれども、不動産の課税として何も村に入ってくるのはないということによろしいですか、税務課長。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 1時24分 休憩

午後 1時31分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

上間議員の御質問にお答えいたします。

御質問のありました地主の課税地目なんですけれども、こちら雑種地になっており、課税されております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

これから開発行為になると雑種地にはならなくて、また別の地目になると思うんですけれども、それに加え、もちろんこの税金も上がってくる、固定資産税の税率も上がってくる。ましてや、簡単に建物造れない。こういったメリットがあるのかというふうに思うんですけれども、それでも反対、金額が合わない。そこは高層建物も建てられないですよね。イオンさんとの関係で、この前は眺めがいいから高層の建物を建てないないでくれということで、アリーナ建設

のときも低めに抑えてやっていた経緯があると思うんですよ。

相当、何か足かせがくるような感じがあるのに、それでも合意に持っていけない理由が、ちょっと私には理解できないところがあるんですけども、できるだけ村に対して損害がないような形に計画を持っていていただければなどというふうに思っています。

この件に関しては以上です。

あと、次ですけれども、村長の政治姿勢ですけれども、私はずっとこれまで村長の公約を見ながら、どういうふうな形で行政をやっているかというふうに見ながら質問をしているつもりなんですけれども、村長は、やっぱり辺野古基地反対で、公約という形でやってきていると思うんですよ。

我々も選挙の応援とか入ったりするんですけども、村内外から結構、うちの村長大丈夫か、北中の村長、もしかしたら政府与党寄り系なのかとか、そういった声も出てくるんですけども、そういったのは明確に否定できるか。もちろん、いろいろなところで調整なり協力なりしないといけないんですけども、この辺野古に関してはどういったスタンスでいるのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

私は従前から辺野古基地建設反対については同調するものでございまして、その運動についてもしっかりと取り組みたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

ありがとうございます。

できれば、言葉だけではなくて行動で示していただきたいなと思っていますけれども、答弁の中で平和運動への取組も推進していくというの

があるんですけども、具体的にどういった形で行動に移すのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

平和運動には様々あると思いますので、まず、私たちが当初やった平和学習とかそういった辺り、あるいは、もしかすると平和交流ということで県外、あるいは国外ということも可能性があると思いますので、そういったところを模索していきたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

分かりました。

北中城村には、平和を守る村民の会、県内唯一、しっかりした平和活動ができる村だと思いますので、しっかりこの辺は先頭に立ってやっていただきたいなと思っています。

続いて、最後になりますけれども、人事院勧告になるんですけども、ちょっと私の聞いた情報と違って、自分は、政府のほうがなかなか決めかねているという情報もあって、それで、この人事院勧告やっていない、まだできないというふうに思っていたんですけども、県の人事院勧告に従ってやっているということですから、実施時期については私はちょっと議論したいんですけども、この実施時期、県から来たのはいつなのか、この辺お聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

県から改定なしというのが来たのは、11月25日時点です。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

すみません。改定なしということですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

スケジュール的には11月24日に、国が閣議の中で今年度に一時金の改定は行わないという決定がされました。それを受けて県のほうも25日に、県自体も令和3年度の改定は見送るということが決まったということを知っています。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

25日に県のほうから来たということなんですけれども、この間、議会開くことはできたいんですよね、もちろん。開くこともできて、我々も開く準備もやっていた。なのに開かなかったというのが、私はちょっと疑問に思うんですけれども、なぜ開かなかったのか、この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

県の動向が決定していないのに議会の開くことはできなかつただけの話です。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

だから、25日に県の動向が来たということなんですよね。議会は30日にも開けるし、29日にも開けたと思うんですよ。その前の週になると、二、三日ぐらいはあったと思うんですよね。準備もできていたと思うんですよ、初めて。だから、それなのに議会開かなかったのかということなんですけれども、もう事情が事情で、村長がいなくなるとか副村長もいないとか、そういう話だったら議会開けないと思うんですけれども、

自分からすれば、できるのに開けなかったというイメージがあるんですけども、どうですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

誤解されていると思うんですけども、準備は一応していたんですよ。12月1日に向けて改定すれば、一時金の増額なり減額の改定ができるんですが、実際、その改定の必要がなくなったために議会を開催する必要がなくなったというのが実情です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

ちょっとこんがらがっているんですけども、改定の必要がなかった、今議会で必要がないということですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○5番（上間堅治議員）

例年ですと、過去10年そうなんですけれども、県の勧告に従って改定してきています。給料改定のみであれば臨時議会を開催する必要はございません。一時金の改定があった場合に、12月の支給分に反映するために、どうしても11月いっぱいには改定していないと、12月1日時点の一時金の支給割合が変わるので、11月いっぱいには改定する必要があるためでございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

もちろん分かります。この基準日というのがあるから、それに合わせて勧告どおりやるのかという話だと思うんですけども、なぜここで遅れたかというので、ちょっと疑問にあるのが、来年の6月のボーナスでこれを引き下げる、今年度のということなんですけれども、来年度、定年退職者とか依願退職者、いるかどうか分か

らないんですけれども、その人にはどういうふうに今年度、令和3年度の改定なのに令和4年度でやるということは、令和4年度いない人にどういふふうに対応するのかというのをお聞きしたい。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

これ実は、村も県のほうも決まっていなくて、国のほうではマイナス遡求をしないというふうな考えでいるらしいです。だから、これに従うしかないのかなというのは考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

マイナス遡求はしない。じゃ、もう退職されている方は、本来返さないといけないものを丸々もらって退職されるという考えでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現時点では、はいとは言えないんですけれども、今後また国の動向が示されたら、その方向でこちらも動きたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

やっぱりちょっとおかしいというか、どうなのかなというふうに、一般の住民からするとその辺は思いますよね。そういった部分はしっかり考えて対応していただきたいな。

だから、本来なら開催して、引上げを12月分でやっていたら、そういった問題がなかった。本来はできるんだったから。だから、そういったのを言いたいんですよね。

それともう一点あるんですけれども、来年の6月に公務員の皆さん、職員の皆さん、減給になります。大体平均で6万という話していましたが、多い方もいるし、少ない方もいるでしょう。

しかし、現在の経済状況、原油高騰、また、円安にもどんどんなっている。また、新型コロナウイルスの新しい株が発見されて、経済状況どういふふうになるか分からない中で、来年度の12月もまた公務員引上げ、ボーナス引上げ、下手したら月給まで影響する可能性もある。そうすると、職員の皆さん、相当な手取りが、年間で相当マイナスになってきますよね。その辺は考えなかったのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

逆に、考えたからこそ、今年度の改定を行わなかったと考えていただければと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私は、だから相当負担があるのかな。3年度で、平均だけでも6万円引いてもらって、来年度は来年度でまた人事院勧告でもしかなかったら下がる。これ予想ですけれども、どうなるか分からないんですけれども、なったほうが、やっぱりお金の使い方として楽じゃないかなというふうに思うのかなと思っていたので、ちょっとこの今回の勧告、やっていただければ職員のためにもなるし、そういった退職される方の不平等というのもなくなるのかなというふうに思っていて質問しました。

取りあえず、考えてやっていたということで、よろしかったらそれでいいと思いますけれども、しっかりこの辺も考えながらやっていただけたらいいなというふうに思っていますので、今後よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

1時55分再開いたします。喚起してください。

午後 1時43分 休憩

午後 1時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ただいまより一般質問いたします。最後になりましたので、ぱぱっと終わりたいんですけども、皆さん、眠くならないようによろしくお願いします。

じゃ、いきたいと思います。

北中城村まつりのオンライン発信、村民の反応はということで、今年度、北中城村まつりは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、残念ながら中止となりましたが、オンライン発信や花火の打ち上げもあり、非常によかったと思います。組踊の子どもたちの舞踊は大変すばらしく、こんな短時間で組踊ができたことも驚きました。指導なさった眞境名先生には感謝しております。

ですが、村民の方から、まつりで組踊の執心鐘入の演舞は大変もったいないという声もあり、今回はコンベンションセンターですばらしい演舞ができたと思います。

ですが、本来、野外で行うとどうだったでしょう。疑問もあり、危惧するところでもあります。北中城村まつりで行うのではなく、村独自の伝統文化をたたえる場所や、予算を確保したほうがよいのではないかという声もありました。

これからの北中城村まつりはどのように考えているのか。また、今後、コロナウイルスが終息したときには、村民に寄り添う北中城村まつりを行ってほしいと思っております。

そこで伺います。

1、北中城村まつりの場所は、今回、若松公園で行う予定でしたが、今後もどのように考えているのか。

2、形式高い組踊、執心鐘入を、なぜ北中城村まつりでおこなうことになったのか、趣旨を伺いたい。また、伝統文化芸能を継続するための予算確保はどう考えているのかお聞きしたいです。

3、オンライン発信して、視聴率はどうだったのか、また、どのような反響があったのか伺いたいと思います。

2点目に、行政診断調査等支援委託料について。

北中城村役場の行政診断調査等支援委託料の予算が9月一般会計補正予算が出ています。業者は決まっていると思いますが、そのことについてお伺いいたします。

1、北中城村行政診断はどの業者に決まったのか。また、何社が応募していたのか伺いたいと思います。

2、行政診断の進捗状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、金城高治議員の御質問にお答えいたします。

まず、北中城村まつりオンライン発信、村民反応はということで、1、場所についてどのように考えるかということでございます。

今回、コロナ禍の中での祭り開催を想定して、入り口で検温等対策を取るため、若松公園開催を行う予定でした。次年度以降の開催場所については、まつり活性化委員会で決めることになります。

2、形式高い組踊、執心鐘入を、なぜまつりであるということですが、まつり活性化委員

会の中で、住民参加の祭りをを行うために目玉的なものが必要ということになり、北中城村にゆかりのある執心鐘入を村民公募型で行うことになりました。

また、伝統文化芸能への予算確保は、教育委員会で北中城村伝統芸能振興基金により支援しております。

組踊につきましては、眞境名先生も祭りでの公演を希望していたものがございました。

3番目に、視聴率についてなんですけれども、オンライン配信について、北中城村ホームページ内の北中城まつりページと北中城村まつり活性化委員会ユーチューブの2か所で8,794回です。

また、視聴した方からは、祭り動画配信において執心鐘入等のプログラム内容や花火ライブ配信でお褒めの言葉を多数いただいております。来年こそは通常開催を楽しみにしていますとの声もあり、期待に沿えるよう尽力したいと思います。短期間で稽古で立派にできたことを、お褒めの言葉もいただいております。

以上でございます。

(「村長、2番」と呼ぶ者あり)

○村長(比嘉孝則)

失礼いたしました。

続きまして、2番目の行政診断調査等支援業務委託についてでございます。

まず、業者につきましては、株式会社ぎょうせいに決定しています。応募者社数は1社のみでございました。

進捗状況はということですので、10月21日契約締結後、11月時点において職員アンケート調査、業務棚卸し調査を実施しております。

以上でございます。

○議長(名幸利積)

金城高治議員。

○6番(金城高治議員)

順次質問していきたいと思っております。

まず最初に、決して私は執心鐘入をどうのこうのとか、これがまずいとかじゃなくて、まず、北中城村で、今、祭り会場を野外でした場合に、この執心鐘入のちょっと長い、1部、2部ありますよね。これを野外でした場合に、こういった見る体制づくりできていたのかなど。結構もったいないという声もありますし、それか、予算組んで別個でやってほしいという話もありまして、これ村長が主体でやったのかなど、私もずっと思っていたんですけれども、ですので、まず村長にお聞きしたいんですけれども、この北中城村まつりは、村民に寄り添う祭りにしたいのか、それとも、行政主体でやりたいのか、その辺、村長、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長(名幸利積)

村長。

○村長(比嘉孝則)

手法としてはいろいろあると思います。

ただ、民間に委託するとか、あるいは公募型で委託先を任せるとか、あるいは村民の各種団体でやるとか、あるいは実行委員会を結成してやるとか、あるいは行政主体でやるとか、そういう手法等があると思いますので、それを今、祭りは活性化委員会というのをつくってありますので、そのほうで内容等については審査して、議論して、決めておりますので、決定等についてもそこが決定しておりますので、今後もそのような手法で踏襲していきたいと思っております。

ただ、どこが主体になるか、実行委員会で今までやっておりますが、実行委員会をどのように構成していくかということがまた問題になるのかな、あるいは、祭りを左右する。多様な祭りがありますので、考え方も多様ですので、それに応えるような祭りにするには、またいろんな手法があると思いますので、そこは活性化委員会の中でも議論していきたいと思っております。

○議長(名幸利積)

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

今、村長、まつり実行委員会で大まかなものを決めるということでしたけれども、やはりまつり実行委員会で何名の方がこの実行委員会に入っているかというのも、私、お聞きしたいんですが、このまつり実行委員会で、今回、執心鐘入をやるに当たって、アンケートとか住民の声も反映したのか、その辺はどういうような形でこの組踊にしたのかなというのがすごい疑問視する声も上がっています。

私も非常に、祭りでこれを野外でやった場合に本当によかったのかなという、今回はたまたまコロナウイルスの影響でコンベンションセンターで撮影しまして、やっぱり向こうの舞台と演出と、画面で見るとは、また全然違う場所で、家でゆっくり見られたり、こういった体制で見られるものですから、全部が見られると思うんですよ。

それを祭りで、例えばアルコールも出た場合に、そこで座って、この祭りは見る体制づくりできるのかなという危惧がありまして、そういうふうで今回質問しているんですけれども、この実行委員会で、こういった祭りの執心、本当に村民の声を聞いたのか。あと、実行委員会のメンバーというのはどういう方たちがやっているのかお聞きしたいです。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

金城議員の御質問にお答えします。

まず、執心鐘入、村民にアンケートを取ったのかということですが、特段取っておりません。

まつり実行委員会のメンバーですが、今16名おまして、村では3役、村長、副村長、教育長で、議会から議長、あとは各種団体の長です。商工会長、青年会長、老人クラブ会長、

漁業組合会長、婦人会長、社協の会長、文化協会会長、生活研究会会長、自治会長の会長、地産地消協議会の会長、観光協会の会長、農協の支店長の16名となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

まず最初に、やっぱりまつり実行委員会で、目玉を持っていきたいという話ですと、私やっぱり村民のアンケートなり声なりを最初に聞くべきじゃないのかなと思うんですけれども、そういう話とかお考えは一切なかったのかお聞きしたいです。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

前年度、コロナで完全に祭りが中止になりました。今年度はどうしても祭りを開きたいということで、検温等入り口が少なくて警備をつけてやろうということで、若松公園という会場を設けたために、ここのメインになるものということにいろいろ話の中で、やっぱり執心鐘入、もともとは若松の由来があったものですから、そういう話の中で執心鐘入ということになりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

じゃ、場所ありきで、若松公園でやるものだから、単純に若松がいいだろうということで、そういった発想でやったというふうな形で理解してよろしいですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

ただ場所ありきで決めたというわけじゃなくて、この執心鐘入という北中城のゆかりのある劇ということもあって、ここの目玉ということも含めながら決めさせていただきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

若松公園で、この検温が、入り口が限られているところだと、前にも課長のほうが言っていたんですけども、逆に、村民が大勢来た場合には3密取れないんじゃないかなど。そういったときに、行政としては、これ以上人が入らないような、今回はもう行わなかったんですけども、そういったことが起きた場合には、人数制限というのも考えて若松公園だったのか。単純に検温が測れるからいいだろうというのでは、私はちょっと理解に苦しむんですよ。

今回、向こうは駐車場もないものですから、車の不便さも感じて、その上、向こうのしおさいのほうで祭りはずっとやっていたのが、なぜいきなり若松公園なのか。ただ3密とかそういった、村民が大勢来た場合の対策というのは考えていたのか、この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

県のコロナ対策方針もあって、人数制限含めて考えていました。

しおさい公苑だと、いろんなどころから来れるということがあって、ある程度管理しないと、本当、安全な祭りができないということがありましたものですから、今回、コロナがどうなるかというと分からなかったんですけども、ある程度の人数制限も含めながら、祭り開催をぜひやりたいという気持ちがあって、今回、若松という会場を選ばせていただきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

若松公園で開催したときには、人数制限とはどのぐらいで人数制限と考えていたのか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

すみません。人数的にはちょっと把握していませんけれども、収容人数の半分、または何百名以下、県の基準があって、その面積の半分ということで考えておりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

そうなると、村民が本当に来た場合には、さほど入れない状態になるのかなと思うんですけども、例年のこの祭り会場に入場した、祭りを行ったときに、入場者数というのはどのぐらいあったのか、把握できているんだったらお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

令和元年度、しおさいまつりを行ったときの、これはあくまでコンサルからの資料中なんですけれども、1日、あのとき開催していますけれども、約1万5,000人と聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

1万5,000人来た場合には、向こうで本当に

入場制限をやらないといけないと思うんですが、やはりその辺まで配慮して考えて祭りをやらないと、今、人口的にも北中城村はどんどん増加傾向にある中、やはり場所的な、入り口だけがということでやるのではなくて、広い場所で呼びかけしながら、入り口はここですよとやれば、私は可能だったのかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

あくまでも安全な祭りということがあったものですから、基本的に演舞者の安全も、もちろん見る方の安全もですけども、このベストというのが、ちょっと場所は狭いんですけども、安全面を考慮したを含めて、若松公園に決めさせていただきました。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

どうしても安全面が一番大切だと思うんですけども、やはり大勢の方が祭り会場に押し寄せた場合の対策もしっかりとやって、今度その辺も踏まえて祭りの会場というのは慎重に実行委員会とも話し合っただけでほしいなと思っております。

今、北中城村まつり活性化委員会の住民参加を伴うための目玉商品がないのかということが出たと思うんですけども、やはり北中城村は伝統芸能もたくさんありますし、その辺をライブで発信することも可能です。

どうしても目玉的なものが必要ということでもありますけれども、毎年、この目玉的なものは出てくると思うんですけども、この執心鐘入が、私は、今、せっかく立ち上げたんですから、本来であれば祭りでするものではなく、目玉と

して、そういった場所で、そういった環境をつくって、私はやったほうがいいというふうに思っているんですけども、その辺、今後の祭りの、また来年のことも書かれているんですけども、その辺お考えはどうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

執心鐘入につきましては、確かに格調高い組踊でございます。

ただ、なかなか組踊劇場とかそういった格式張ったところでやってしまいますと、なかなか一般の人が観覧できない、鑑賞できないという現状があると思います。ある意味で、実行委員会の中では、むしろこれを大衆に見せてあげようと、そういう趣旨もあります。

また、以前、北中城村まつりで執心鐘入やったことが実はあるんですよ、屋外のほうで。これはもう大好評でしたので、それを模したわけじゃないんですけども、ああいう祭りもあるんだな、屋外でやる執心鐘入もあるんだということで、活性化委員会の中でそういう話が出て、公演をすることに至ったわけでございます。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

じゃ、お聞きしますけれども、本題をやるために、ビデオ撮影するために、なぜ北中城村の会場とか検討しなかったのか、なぜコンベンションだったのか、その辺ちょっと矛盾が生じるんじゃないのかなと思うんですけども、また、コンベンションで行った場合に人数制限もあったと思うんですが、でかい会場ですので、何名ぐらいの入場ができたのか、それとも、何名ぐらい来て、この執心鐘入を御覧になったのか、その辺もお聞きしたいんですが。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず、村内で撮影しなかったのは、そういう舞台装置含めて、新たにまたいろんなセッティングしないといけないというのがございまして、村外で借りれる場所というのが、たまたま、もうコンベンションセンターしかなかった経緯があります。

収容人数は、すみません。ちょっと分からないんですけども、今回、3密を避けながら、約100名ぐらいは来ていたんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

収容人数を避けながらというのは、100名で限界だったのか、それとも、後150名も入れることができたのか。

なぜそれを聞くかということ、できれば、そういった催しをするとき、我々も一言も何も、撮影のお呼びがなかったものですから、非常に残念だなという思いもありまして、それ今、課長に確認しているんですけども、やはり、どうしても今回コロナの影響でそんなに人を呼べないということもあったと思うんですけども、100名も入場があったのであれば、もう少し呼べなかったのかなと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

最初は、この劇に出る子どもたちの家族、5名以内ということで、今、進めていました。

ただ、コロナが少し終息したものですから、少し枠を広げて、関係者、議会にしても、すみません、議長のみということで、代表者のみで、

あくまで、ここでもしクラスターなり出てしまうのを心配したものですから、そのような人数になっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

心配もいろいろあったと思うんですが、もう少し配慮してもよかったのかなと、我々も検温なり、やっぱり入るときには、コンベンションですので、できたんじゃないのかなと思いますけれども、今回、北中村民の参加型祭りを行うのであれば、やはり、何ていうんですか、もっと簡単にできるような村民参加のレクリエーションもいっぱいあると思うんですけども、今回、この執心鐘入に当たって、やっぱり子どもたち中心にやったと思うんですけども、何名の村民の方が執心鐘入に関わったのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

応募で10名の村民の方が関わりました。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

大勢の人たちが、村民参加型の祭りということですから、10名ではすごい少なすぎるのかなと思います。

ですから、できればそういった、本当に格式高い組踊をやるのであれば、それはそれで別物で、やっぱり祭りは祭りで、村民が大勢参加できるようなこともまたぜひ考えてもらいたいなと思いますが、本当にその辺、もっと大勢な祭りに、村民が参加できるような催し専門とかそういう話が、今回全然なかったのか、その辺お聞きします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

もともと土日開催、今回2日開催する予定で、執心鐘入を土日含めて1部、2部という形。それ以外は、文化協会はじめ、今までいつも村民の方が出てもらっていると思いますけれども、そういう村民中心の祭りで、この10名だけじゃなくて、実際、開催すれば、多くの村民の方が舞台に立つということになっていました。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

できれば大勢の方が参加して、祭りで盛り上がってもらえれば一番いいのかなと思いますけれども、今、オンライン配信で、会場をコンベンションに借りてやったと思うんですが、それは費用的にはどれぐらいかかったのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

すみません。資料ちょっと持ってなくて、後から渡したいと思います。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

残念ながら、私、コンベンション幾らだったのか疑問に思ったんですけれども、やっぱり今、行政が逼迫している、逼迫していると村長が言っている中、やっぱり費用等も考えながら、中央公民館でもよかったんじゃないかなと思ったんですけれども、そういったことも総じて、コンベンションでやって、ああいった撮影できたというのはすばらしいと思います。

ですが、やはり今、行政が逼迫しているという中で、その辺の値段の把握もぜひやってもらいたいなど。

あと、やはり踊りに関しても、長時間練習をしたと思うんですが、大体こういった費用もぜひどのぐらいかかって、そういったすばらしいのができたというのも、やっぱり村民も知る権利あると思いますので、その辺も踏まえて、踊りに関しての全額的な費用というのは分からないですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

すみません。全て委託業者に委託した中で内訳があって、それは開催するものとしらないものをどんどん引きながらという中であったものですから、部分的な支払いがなかったものですから、後からお調べして、金城議員にお渡ししたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひお願いします。

続いて、オンラインで発信して8,000名の方々が見たということですが、今、北中城村ホームページ内での祭りのページというのはあるんですが、その率を教えてください。

ユーチューブというのは、もうあんまり当てにならないのがあるものですから、それ以外に、村のページで見た率をお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時20分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

合計で8,794のうち、北中城村まつりのホームページの閲覧数は5,111回です。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

これ何回か見て、その数字になったのかなと思うんですけども、5,000名の方が観覧なさったということは、すばらしい、いいことじゃないのかなと思っていますが、今回、やはり最終的に、私の北中城村まつりというのは、やっぱり村民に寄り添う祭りにしてもらいたいなという、だから、先ほど村長にも村民に寄り添う祭り、行政の主体の祭りなのかというのは、最初にお聞きしたんですけども、やはり北中城村まつりという名前がついた以上、やっぱり村民主体で、村民が全員参加の祭りにしてもらいたいなと思いましたので、この質問しましたので、ぜひそういった形を考えてもらいたい。

あと、執心鐘入については、やはり野外でするのは本当にもったいないという声が、私ありますので、ぜひとも、それは北中城村の別な枠をつくってやってもらいたいなと思いましたので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、2番目にいきたいと思います。

行政診断ですが、業者は1社に決定したということがあります、やはり今、10月21日契約しまして、11月の時点においてはアンケート、よろしければ、このアンケートの内容というのは教えることはできるのでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

アンケートの内容なんです、主に仕事量だったりとか職場環境についてというのが主なも

のになっています。それに関して多岐にわたって質問項目が設定されてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

社員、パート全員に、そういったアンケート調査というのは行っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現在のアンケート実施状況は、職員アンケートのみで実施してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

パートさんへのアンケートはやっていないということで、職員だけでアンケートはやるような形で理解してよろしいんですか。パートさんはできないんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

会計年度任用職員も含めてアンケートは実施してございます。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

本当に、アンケートが無事終わって、また、今、棚卸し等しているということなんですけれども、これどの程度の時間がかかる予定なのでしょうか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

職員アンケートにつきましては、本日が提出

期限になってございます。

そして、業務、棚卸し調査に関しましては、12月15日が提出期限となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

12月の忙しい中、棚卸しまでやって、大変多忙だと思うんですけども、本当に、部署によっては厳しい結果が出ると思うんですけども、委託にきなさいとか、そういった向こうからの指導が来た場合には、村長、これはどうする予定なんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

委託については、あくまで報告ですから、報告を受けるというだけです。委託の中、向こうがどうきなさいとかそういうのはないので、我々がその報告書を受けて、しんしゃくして、それを決めると、組織をこれから決めていくということでございます。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

町長、行政診断を委託していますので、それで、それに対しての予算を計上して、お金も組んでいます。その診断を受けて、やはり向こうの診断が出たのに対して、やっぱり行政もそれにのっとってやるのが、私、筋だと思うんですけども、行政診断出たからって、何もしませんよと、そういった結果ですよという考えなのか。それは、やっぱりきちんと出た場合には、それなりの何ていうんですか、診断出たのに対しては、改善するのは改善しないといけないと思うんですけども、出たからって、いや、これはできませんよとはねるんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

もちろん、改善の御指摘で、そういったことについては、当然、改善に向けて行政の作業をするわけで、必ずしもその全てに対して、例えば民間委託業者がそれを報告したからと、それに沿って我々がやる。

しかし、我々も元は現実と、いろいろな業務をやった職員としては、もっとも詳しい方々です。そういう方々も含めて、考え方と乖離した報告書が出てくる可能性もあるわけですから、そういった面では、必ずしもそれに沿うということではございません。

ただ、それについてはしっかり、向こうからの指摘されたことについては、しんしゃくいたします。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

いや、本当に、予算をかけて行政診断やっているわけですから、村民の税金もかかってそれなりの行政の診断をかけているということですから、やはり結果が出たら、それに沿って改善する余地があるので、改善きなさいということが来ると思うんですよ。

それは、ゆくゆく行政診断が出た場合の、我々もそういった結果はぜひ教えてもらいたいなと思うんですけども、やはりそれは沿わないと、それだけの無駄金だったのかと言われかねませんので、我々もしっかりと、どこがどういう形で出ているのか把握して、やっぱりそれに向かって行政はどういった対応したかというのが問われることだと思うんですよ。

そういうふうに私は認識しているんですけども、そののところ、お考えはどうなんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告書、診断というのはどういうふうにしなさいとか、そういう権限は毛頭ないものと考えています。

私としては、出た報告をしっかりと受け止めて、それをどういうふうに改善、これまでどういう改革をしていくか、職場をどういうふうに改革をしていくか。

例えばA課を2つに分けるとか、あるいは、我々からすれば3つに分けてもいいという感覚、そうでないと、2つなのかと、そういうところも出てくると思いますので、一応報告は受けて、それから、それをしっかりと吟味して、我々に即した行政改革ということになると思う。

必ずしもそれに沿って改革しているわけではなくて、ただ、趣旨はそれを尊重いたしますよ。それを、出た報告を尊重いたしまして、しんしゃくして、我々が細々と吟味して、我々を新しい組織に変えていくと、そういうふうに考えていただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

ぜひ診断を入れた以上は、やはりそういった結果は免れないと思うんですよ。間違いなく、診断入れた以上は出ると思いますので、やはり我々もできるだけ把握して、できるだけ行政の、何ていうんですか、この診断に沿ってやってもらいたいなというのはあると思います。やってもらいたいと思っています。

ですので、最後に、この行政診断が最終的に終わるとい結果が出るというのはいつ頃なのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

予定としましては、令和5年度の当初予算編成前には終わらせたいと考えてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

長期にわたっていろいろと行政診断入れたら、仕事の多忙の中、いろいろと都合が出ると思うんですけども、やはりもう入れた以上は、今ここにいる課長たちも頑張ってもらって対応しないといけないのかなと思っていますので、ぜひ行政診断が出たときには、また議員とともにこれを改善していく必要があるのかなと思いますので、そのときにはまたやってもらいたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

私の再質問は以上です。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時31分 散会

令和3年第7回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 3 年 12 月 9 日 午 前 10 時 00 分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令 和 3 年 12 月 9 日 午 前 11 時 49 分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		比 嘉 次 雄			
	1 番 議 員		安 里 道 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和3年12月9日(木曜日)

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
9	比 嘉 義 彦	1. 若松公園内の土嚢袋について 2. 北中城村議会の名称表示について 3. 北中城音頭の普及について
10	山 田 晴 憲	1. 学童保育サービスについて 2. 保育サービスについて 3. 新型コロナウイルスについて

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

おはようございます。

通告に従いまして一般質問3点いたします。

まず最初に、若松公園内の土のう袋について質問いたします。

若松公園に土のう袋が設置されてから長い期間になります。公園の利用者から見苦しいから早く撤去してもらいたいとの声があります。私も以前、土のう袋を覆ったブルーシートが太陽や風雨を受け、破れて見苦しいからどうかしてほしいと担当課へ声をかけたことはあります。現地を確認する限り、擁壁の傾きを保護しているように見えますが、当局の所見を伺います。

1、設置の目的は。

2、設置して長年になると思うが、何年前から設置しているか。

3、撤去の時期はいつになるか。

続きまして、2点目の質問をいたします。

北中城村議会の名称表示について。

この件につきましては、9月定例議会の一般質問でも取り上げましたが、時間が足りなくて納得のいく議論ができませんでした。そこで、再質問をいたしますが、私は村議会の名称表示については必要性を強く感じております。よって、当局の所見を伺います。

3点目に、北中城音頭の普及活動について。

待望の北中城音頭が完成しました。これから

いかに完成したCD、DVDを活用し、所期の目的を達成するか大きな課題と思っています。昨年から今年にかけてコロナに振り回されてなかなか思うように行事もできませんでした。これからその普及活動をどういう形で考えていくのか、当局の所見を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉義彦議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目に若松公園内の土のう袋についてでございます。

①と②をまとめて答えたいと思います。

まず、設置目的と設置して長年になると思うが何年前から設置しているかということですが、若松公園の園路沿いの土のうは擁壁の保護を目的として平成25年度に設置し、その後令和元年度に取替えを実施しております。

3番目に、撤去の時期ということで、土のうを撤去するためには擁壁の改修が必要となりますが、その費用がかなり高額になると思われ、現時点で実施時期は未定でございます。なお、補助事業の適用等、財政的な準備が整い次第実施したいと考えております。

2番目の村議会の名称表示についてでございます。

一般的に役場や役所に設置されている表札表示、北中城役場は、施設の名称を表したものであり、北中城村議会のような組織名称を表札表示する場合は、別施設、別棟に議会があれば必要だと考えています。また、役場に来庁された方が迷うことのないように、第1庁舎、第2庁舎の各フロアには議会や議会事務局、各課等の配置表示をしております。

3番目に、北中城音頭についてですけれども、議員御指摘のとおり、令和2年3月に北中城音頭が完成しましたが、その頃から日本においても新型コロナウイルス感染症が広がりを見せ、

本村においても各種イベントの中止や延期など、村民の皆様にお披露目をする機会がありませんでした。

今後もコロナは続くと思いますが、ウィズコロナ禍で村内の各種団体、機関と協議しながら、北中城村まつりや村文化協会発表会、幼稚園、保育所などの運動会などで発表、普及活動を行っていければと考えます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

失礼いたしました。

2番目の村議会の名称表示ですけれども、一般的に役場や役所に設置されている表札表示は、施設の名称を表したものであり、北中城村議会のような組織名称を表札表示する場合は別施設、別棟に議会があれば必要だと考えています。また、表示板設置による村民の利便性等を考慮して検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

では、まず1点目の若松公園内の土のう袋について再質問をさせていただきます。

まず、今回私がこの擁壁土のう袋の設置について質問したことは、その危険性、多分擁壁、現地を見たときに擁壁が傾いているわけですね。その危険性を危惧して質問をしておりますが、当局の答弁の中にも擁壁の保護を目的に設置しているとのことであります。ということは、当局もその危険性については認識、私と同じとい

う考えでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

議員の御理解の危険性というところがちょっとはつきりは分からないんですけども、恐らく擁壁の傾きというところで共通しているものと考えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

平成25年度に土のうを設置したということがありますから、もう8年が経過しているわけですね。私はそれ以前から擁壁の傾きを確認しているんですね。というのは、以前若松公園の頂上付近に大きな巨石、岩がありました。それがうちの安谷屋のほうに傾いていて、それが地震であつたり何か大雨で落ちてきたら大変な被害を受けるということでありまして、現地の傾きを、その擁壁、当時から傾いておりましたから、これを調査したことがあります。今回調査を行ったときには前回のもう2倍ぐらい傾いているんですよ。ですから、その状況ですが、改修工事が現時点においても未定という答弁であります。このままの状況を放置して大丈夫なのかどうか、もう一度確認いたします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

実際擁壁に傾きがあるというところで、何らかの背後のり面、斜面の異常も考えられます。また、こちら付近全体的に島尻泥岩、沖縄でいうクチャというところで、軟弱な地盤であろうということで、ただ、全体的に安全の確認が必要であるというところで、次年度の予算の中で

盛り込みたいというふうに考えているんですが、その地質調査、設計のほうを進めていきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

じゃ、これまで、今答弁の中では改修費用が高額になると思われるという答弁でありますね。そして、補助事業の適用等、財政的な準備が整い次第、その改修工事に入っていきたいということではありますが、これ8年間経過した中、これから次年度に土質調査やったり、設計業務に取り組むということではありますが、その補助的な事業、例えば防衛の補助だったり、また別の補助だったり、県や国とその調整を行った経緯はありますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

これまで具体的な相談というようなものは行っておりません。防衛補助というものも念頭には置いているんですけれども、今までほかの事業の優先があったりということで、ここの実施に至っていないという状況となっております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

じゃ、次年度は土質であったり設計費用を予算を計上するということではありますが、これから調査計上してその全体的な予算を把握し、それから補助の申請というんですか、そういうものを進めていこうというお考えなのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

ただいま議員の御理解のとおりでございます、また、補助事業についてもほかの補助事業の適用がないのかというところも含めて検討を進めたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

じゃ、これまで8年間経過した中でも全くそういうことができない、これからその事業の申請等々、補助のメニューを探すというのももうこれから始まるというお考えでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

要するに、補助事業の適用に当たってはどのぐらいの規模になるのか、どういう対策をするのかによって適用というものも変わってまいります。そういう意味では、調査設計を踏まえた上で適用できるものがないかというものをそれに当てて考えていきたいというところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

これまで8年間経過しているわけですね。その中で、補助事業のメニューだったり、全体的な費用を調査設計で確認するということではありますが、これまで8年間若松の改修工事に着手というんですかね、そういう調査だったり、やらなかったのは何か理由がありますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

過去にも例えば都市公園の補助事業の適用ができないかというものは考えてはいたところではあったんですけども、前提となる公園整備計画の策定自体が今まで予算手当てがなかなか難しく整備できていないというところで、これまで防衛補助を念頭に考えてはいたところではあったんですけども、ほかの事業との兼ね合いで当該箇所については今実施に至っていないと。そのため、土のうで応急的な対策ではございますけれども、安全、安定性のほうは確保させていただいているという状況でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

私とその周辺を調査する中で、今遊歩道のアスファルトの亀裂があったり、そしてその段差になっている駐車場、企業の方が使っておりますが、その地盤が何か民有地側には大分沈下しているような気がするんですね。当局で調査をやられているのか確認します。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

現地のほうは、我々職員のほうも公園、この場所には月に2回以上は訪れておりまして、その際には状況の確認はしております。ただ、詳細な周辺の調査、それに特化した調査ということではなくて、大きな変動がないかというものを確認させていただいているという状況でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

公園を利用する場合において、公園の利用規定というものがあるかと思うんですね。今若松公園の遊歩道、運動場までの距離ですね、テニスコートの近くを含めて、何か亀裂がアスファ

ルトに入っております、部分的に沈下もしているんですね。先ほど課長のほうからの答弁では軟弱地盤ということもお話しされていたんですが、何か話を聞きますと、ここを利用する皆さんが車の出入り、その車は資材の運搬だけが許可されていて、なかなか利用者の皆さんが入れるようになっていないと思うんですよ。その辺については確認できているのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

若松公園の方には警備会社に警備業務を委託しております、毎日点検は行われているところです。ただし、先ほど議員からもありましたように、用具の出し入れに限って車の出入りも認めているところがございます、何が必要範囲なのかというところがはっきりはしていないということになっていると思います。どれぐらいの車両が本当に通行しているのかというところまでは、台数管理いちいち取っているというようなことまでは行ってはいないという状況です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

もしかしたら、そういう車の乗り入れが遊歩道の沈下になったり、沈下することでそこに雨水が入り込み、また地盤が流れてしまうというそういうことも起こる可能性もあるわけですね。ですから、やはり乗り入れというのは、我々も地域でグラウンドゴルフをやったりいろいろと利用させていただきませんが、資材の運搬をするときには中に許可が必要ですね。入るのに持っていくます。しかし、そこに利用する皆さんが多く入っていきますと、やはり遊歩道も潰れていきますと、それと、運動場の周辺のタイル敷かれていますよね、レンガ。それも沈下

していきます。その辺をもう少し警備の方にもお話ししながらしっかり管理をしていただきたい。これは私が自分で見たことではないんですが、周辺の方々がそういう話をされるわけですね。その辺もまた連絡といたしますか、しっかりやってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

御指摘のとおり、無秩序な状態になっているところがあるのであれば、今現在車両止め、鍵まではつけていないんですけれども、そこをしっかりと施錠するなりセキュリティーをしっかりとしていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

課長、次年度その土質調査と設計を予算計上するということではありましたが、これからどういう形で工程を組んで、改修工事に向けていこうとお考えなのか。大体それは補助メニューもこれから探していくということですから、なかなかはっきり言えないと思うんですが、土質調査、そして設計、そして次は県や国と調整しながら、何年ぐらいの歳月をかけてこれを改修に持っていけるのか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

予算が問題なくつけられるのであれば、来年度設計、再来年度の工事の実施というのが最短になるかなと思うんですけれども、問題は工事費用がどの程度かかるのか。先ほど申しましたように、軟弱地盤というものが原因がございますので、その対策を含めると数千万単位というような工事費になってまいります。そうしますと、それが手当てできるのかによって年次的な

計画にも影響してくるのかなと思っております、場合によっては積立てを行いながら必要な予算を確保していくということもあり得ると思います。そのため、今の中で明確にいつまでにということまでは申し上げにくいという状況でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

村長、お聞きしますが、今担当課のほうからは次年度に土質調査の費用と設計費用を計上していきたいという思いがあるわけですね。ですから、それがまた村で新年度に向けて予算が認められるかどうかであります、やはりお互いが共有してこの危険というのは認識しているわけですから、早めに調査を入れまして、そしてこれから全体的な工事費云々も出てくると思います。それで対策できると思うんですが、次年度急いでこれを計上するというお考えはありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

予算編成方針と財政事情にもよりますけれども、財政事情に鑑みて措置はしていきたいと思っております。ただ、住民の危険等そういったものにつきましては優先順位として高いものがありますので、そこはまたその他の事情等も勘案して、大所高所から考えていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

皆さんも記憶にあると思いますが、何年前でしたっけ、本土のほうで下校中の小学生が大雨の影響を受けたブロック塀が倒壊し、押し潰され死亡する痛ましい事故がありましたよね。それを受けて、文科省は全国の学校にたしか学校周辺の通学路の点検であったり、ブロック塀の

点検指示を出したと思うんですが、こういう形でいつ何時に大雨であったり地震であったり、我々が想定しないことが起きるかもしれない。それを考えたら、危険があるというお互いの認識であれば、私は早速調査をしてこれからの計画を立てるべきだと思うんですね。まずは調査してみないと、予算がどのぐらいかかるか分からない。まずは次年度にお願いしたいと思いません。

そして、これからまたしばらく時間がかかると思いますが、この公園内に設置された土のう袋、ブルーシートで覆われていますが、太陽や雨風で破れ出しているんですね。そこはたくさんの方が利用しているわけですよ。例えば、朝晩は地域の方がジョギングやウォーキングで健康づくり、そして学校が終わった頃には小学生がサッカーだったり少年野球、日曜日はまた家族で参加されたり、これは村内、村外からも訪れます。そういうことを考えたときに、公園という皆さんが利用する場所をこのブルーシートが破れ出してとても見苦しいわけですね。これはしっかりと確認しながら、取り替えるなりそういう策を取ってほしいと思いますが、村長、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

ブルーシート自体、それから土のう袋自体が景観を阻害している、あるいは安全性を阻害しているということであれば、それについては改善をすることは当然のことと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

しっかりと次年度予算のときに調査を入れてほしいと思います。

2点目の質問に移ります。

議会の名称表示について再質問いたしますが、答弁では北中城村議会のような組織名称を表札表示する場合は、別施設、別棟に議会があれば必要であると考えていますとの答弁であります。もちろん棟の違う施設であれば表示をしないとそこを利用する訪れる皆さんは知らないでしょう。

しかし、今私が役場の正面入り口、皆さんに今日写真資料を出しましたが、そこに与那原町役場議会ですね。そして、下のほうは読谷村役場です。右、左、読谷村ですね。そして、2枚目は豊見城市役所、豊見城市議会。私は全部は調査していないですよ。そして、以前は国頭村役場もありましたし、そして先日ですか、テレビで東京都の太田区役所があって議会名称表示、これが全く別の建物であるわけでないんですよ、こちらも。

ですから、このような考え方でありますが、私は9月議会の村長の答弁を聞いて議事録読みまして、何かお互い食い違いしているのかなど。私はこの北中城村役場のこの庁舎の上のほうに北中城村役場という大きく表示されています、役場名が。その建物に村議会を表示させることではなくて、その表玄関ですか、門柱のほうに2枚目の北中城村役場の表示がありますね。その隣のほうに北中城村議会の名称も入れてほしいと、そう考えるんですよ。

それは、本村の皆さんが全てが役場内に議会があるとは知らないですよ。特に、若者皆さん、私はいろいろと三味線を通していろいろな話を聞く機会があるんですが、聞いたら、どこで議会しているのと言うんですよ。だから、それは役場を訪ねたり、村外、県外から来る方が外に表示があれば、そこにあるんだなど。何か一つのサービスじゃないんですが、そういう観点から質問しているわけですから、今検討していきますということではありますが、どういう形で進めていこうと今お考えがありますか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

この辺に関しては、庁舎管理の課と協議いたしまして、当初は私たちも物すごく華美な看板ということを考えておりましたので、今の役場正門の村役場の表示、その隣に表示ということでしたら、それは十分可能だと思いましたが、前向きに検討したいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今表のほうにそういう役場の名称がありますが、ちなみにこれ総務課長、幾らぐらいの費用でできたのか御存じですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

この第1庁舎の物件に関しましては、一括発注させていただいて個別に値段が出ているわけではございませんので、存じ上げません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

そういう形で設置する方向ですすめるのであれば、やはりバランスの取れた北中城村役場の表札と同じような形で私はやってほしいと思います。

特に私はさっきもお話ししましたが、この建物が議会棟であるとか、議会のものという全くそういうことは求めていないし、そういう考えもありません。ただ、村民であったりいろいろな方が利用する場合において、役場に、その辺通ったときに、あそこに議会もあるんだなど。ましてやそれが選挙の投票のときの律也議員が質問しておりましたが、議会があって議会がどういう仕事しているのかなと関心を持つ若者も

いるかと思えますし、投票にもつながっていくと思えます。ぜひ検討を設置する方向でお願いしたいと思います。もう一度確認をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについてはもう所管課ともしっかり話合いをしておりますので、十分設置できると考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

では、3点目の質問に移りたいと思います。

まず、北中城音頭について、たしか北中城音頭が完成するまでに10年余りありましたね。その北中城音頭を制作するきっかけになったのは、ブラジル、アルゼンチンに移民している皆さん、北中城出身の村人会の皆さんの声が大であります。今から13年前、2008年ですか、そのときにブラジルアルゼンチン移民100周年記念式典が両国で盛大に開催されました。そこで、両国から県知事をはじめ県議会議長、市町村長、市町村議長が招待を受けて参加することになったんですね。特に当時沖縄はチャーター便も出しながらしっかりみんなで参加しようということで参加をしています。そして、本村は当時副村長と私が議長の名代で参加したんですが、このブラジル、アルゼンチンに5日間ずつ滞在したんですね。そして、式典終わって村人会の皆さんと色々な意見交換を交わす、そういう交流を深めてきました。それで、両国から要望がありましたのは、ブラジル、アルゼンチンで毎年沖縄祭りという祭りが開催されるんですね。すると、県内の市町村からみんなプラカードを持って参加して、そこでいろんな市町村の芸能であったり、これを披露するというものであります。そして、皆さんの話を聞くと、北中城村

にはそういう村にまつわる歌や民謡というのがないから、ぜひ北中城村でつくってほしいと。我々は今、中城村、中城村には音頭という歌はないはずですが、別の民謡がありまして、その歌に踊りを振りつけて参加しているということでありました。それを聞いて、やはり必要であるかと。そして、世界のウチナンチュ大会、来年そういうコロナが収束になれば、開催できると思うんですが、そういう形で南米から訪れます。そして、本村はまた村として歓迎会、村人会をあたたく迎えるわけですね。そういう場において、すぐ一緒にその踊りができることを日頃からマスターしておきましょうよということで、私は数回にわたって一般質問で取り上げました。そして、新垣邦男前村長が理解を示しました。ぜひつくろうということでありましたが、当初は企業に一括でお願いしようということで、莫大な予算がかかるということで、しばらく止まり、あとはまたいろいろと進める中でいい案が出てきて完成に至ったんですね。私はこの北中城音頭、せっかくできておりますから、ぜひ活用して村のPRにもつなげていきたいと、このように思っております。

それで、我々議員の皆さんもそのCD、DVD、完成して頂いたんですが、やはり担当課のお考えはしっかりマスターしておきなさいということだと思っております。そこは言っていないですよ。僕はそう受け取っているんですよ。だから、そこは議員の皆さんもしっかり覚えていると思うんですよ。

それで、せっかく作ったものをいろいろと村全体に普及しなければならぬと思います。このCD、DVDはどの団体に配布をされたのか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

団体というか、提供先については主なものをお知らせしたいと思います。まず、普久原楽器さん、作曲していただいた津波先生、これラジオ局などにもお配りしていると思います。老人クラブ、教育委員会、あとは携わった方だったりとか、サントメ・プリンシペ、撮影用にまた配っています。議会にも当然配っていますし、あと個人にも十数名配ってございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

当初、私もこれを作曲したのは津波恒英先生、大御所であります、その方が作曲したんですね。それで、いろいろと調整する中、その曲が出来上がりましたらラジオ沖縄だったり琉球放送さんへ提供して、これを民謡番組で流してもらおうと。そうすることによって全県民が、村民が親しみを感じ、これを知ることができるということがあったんですね。これは確認したいんですが、ラジオ沖縄さんとか琉球放送さんは提供しているというのは間違いないのか確認したいのと、そしてもしまだ提供していなければ、やはりそこに足を運んで提供し、いろんな民謡の番組で流してもらおう、その方法もあるんですよ。これは確かに提供されたか、もう一度お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

実際に放送局に流れたかという確認を取ってございません。ただし、資料によりますと、津波先生のほうに、ラジオ局用にとということで10枚お渡ししてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

CDはまだ残っておりますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

はい、在庫がございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

私は例えば各町の自治会だったり文化協会、小中学校、保育所、観光協会等々全てに網羅してそれを提供して、それを流したり覚えてほしいという思いがあります。それは普及活動について、北中城まつりや文化協会の発表会、幼稚園や保育所の運動会などで発表を通して普及活動を行っていききたいという答弁ですね。教育長にお聞きしますが、小学校だったり中学校でもそういう地元の歌を何かの形で指導できるということではできないでしょうか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

義彦議員の御質問にお答えいたします。

今、北中城音頭を学校現場の中でということでしたが、先ほど村長の答弁にもありましたように、特に運動会等での活用、それから給食時間とか、放送委員とかそういうのがありますので、そういうときに定期的に流すとか、そういう活用というんでしょうか、そういう形で子どもたちに日頃からなじんでもらえるということも可能なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

教育長、いい案だと思います。ぜひ給食の時間に学校放送として流せば皆さんの耳に入りまし、覚えてくれると思います。

そして、その北中城音頭の歌詞は8番まであるんですね。歌詞の内容としては、北中城村の歴史、例えば中城村から分村しまして、そのことも記されているし、そして観光名所等々が全て歌の中にある。そして、我が村がどういう形で村づくりをしようと考えているのか、今発展したライカム地域、それも含まれています。ですから、教育として私はいいのかなと思いますので、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

そして、一つ紹介ですが、先日テレビ番組でめずらしい取組をしてるという全国の市町村の事例を紹介されていました。そこで、埼玉県の熊谷市という地域ですね。熊谷市は平家物語に登場する人物との関わりがあるということで、その熊谷市に関わる内容のものを直実節という歌と踊りを作って、全市民誰もが知っている。それはマスコミの皆さんが尋ねていったら全市民、もちろん保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校生、すぐどういうものというのをやるんですね。だから、そういう形で本村の北中城音頭も取り上げていけば、さらに村のPRにつながる。そして、全国からめずらしい取組というその注目もあるのかなと思います。ぜひ学校でもやってほしいと思います。

そして、先ほど総務課長のほうから答弁で個人にもというお話がありましたが、民謡番組は毎日というぐらい本村の方がリクエストする方がいらっしゃるんですね。数名いますよ。この方たちにこのCDを提供してリクエストもお願い、また聞けばやると思うんですね。そういう方法もあって私はいろいろと全県に流れていくなど、そういう方々にも提供というのは可能ですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

はい、全然必要とするのであれば提供は可能です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

民謡の社会でも民謡歌手が例えば私結構歌を作るんですね。作ったら誰も分からないわけですよ、作った本人しか。しかし、それはいろいろと皆さんに聞かれなければ、なじみもなければヒットもしてこないということで、そのようなリクエストする方々に本人のCDをもって提供しながら、そして中には、結構はがきもくれますよね。はがきも自分で持って行って、その歌をリクエストしてくださいと。皆さんからやってくださいという方もいるんですよ。それが毎日流れることによって県民の皆さんの耳に入って、あぁいい歌だなということでヒットにつながっていくと、そういう努力する人もいますから、ぜひ村民のリスナーの皆さんにお願いしたいと思います。

そして、あとは今中学校のほうから給食時の時間帯に流す案もありましたけれども、これはとてもいいことだと思います。例えば、観光協会きたポということでもありますよね。いろんな観光協会が訪れるそういうところでも、そういう中で流す方法もありますよね。そして、葛巻と本村の物産展、そこでも何かいかにそういうもう歌が出来上がっていますから、みんなに知ってもらおうかということが大事なことだと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今提案ございましたいろんな場面での披露する場があると、多くの機会があると感じました。それはできるだけ北中城村をアピールするための一つの手段だと思っておりますので、積極的な活用をしていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

結局予算かけて完成した北中城音頭ですから、昨日は金城高治議員が北中城まつりの在り方について、村民みんなで参加できる祭りという提案もしていましたが、まさに北中城音頭を全村民がマスターすれば、一緒にどの場所に行ってもこれができるわけですね。そういうことがまた一つの気持ちになれるということもあります。私も土曜日、中央公民館のほうで小学生に三味線の指導をしておりますが、もう既に三味線も教えながらその歌も覚えさせております。我々議会も一緒に取組を頑張りますから、ひとつ初期の目的以上に頑張り、本村の活性化につなげていきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

換気のために10分間休憩します。10時55分に再開します。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それでは、どうもお疲れさまです。最後であります。御静聴のほどよろしく申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問いたします。

1、学童保育・保育サービスについて。

1、学童保育。

①令和4年度入所申込についての詳細、問合せ、相談、苦情等についての現状を伺う。

②直近の待機児童数の現状詳細について伺う。

③待機児童数の解消策等について検討しているか。

④今後の学童保育計画の詳細について伺う。

⑤今後早急な計画の見直しは考えているか。

⑥ニーズ調査、アンケートの計画は考えているか。

⑦プレーパークについて承知しているか。今後計画推進の考えはないか。

⑧島袋地域の待機児童数の現状と今後の計画を伺う。

⑨地域の学童クラブ、保護者会からの要望等について今後の考えを伺う。

⑩子どもの見守り、安全安心の上から、（仮称）関係連絡会開設が必要と思うが、いかがか。

2、保育サービス。

①令和4年度入所申込についての詳細、問合せ、相談、苦情等についての現状を伺う。

②直近の待機児童数の現状詳細について伺う。

③待機児童数の解消策等について検討しているか。

④今後の保育計画の詳細について伺う。認可外保育園の認可化移行促進についての考えを伺う。

⑤今後計画の見直しは考えているか。

⑥ニーズ調査、アンケートの計画は考えているか。

⑦ソーシャルワーク専門学校との協定書の詳細を伺う。

⑧ソーシャルワーク専門学校との協定書の効果について伺う。

⑨政府の保育士給与アップの報道があるが、詳細を伺う。

⑩現場からの要望等の声はないか伺う。

⑪現場への加配等の支援の考えを伺う。

⑫子どもの見守り、安全安心の上から（仮称）関係連絡会の開設が必要と思うが、いかがか。

⑬（仮称）こども課新設の考えについて伺う。大きな2、新型コロナウイルスについて。

①直近の村感染者数について伺う。

②直近の村ワクチン接種者数の状況詳細について伺う。

③3回目のワクチン接種の村の今後の計画詳細について伺う。

④政府による新型コロナ対策、18歳以下を対象にした給付金の詳細について伺う。

⑤直近の困窮世帯、ひとり親世帯の現況を伺う。村独自の生活教育関係費等支援を考えているか。

⑥後遺症、副反応対象者の方からの相談等は、村の支援の現況と今度の計画を伺う。

⑦センサー式検温装置の取付け設置の現況について伺う。特に、子ども関係の施設には取付け設置は必須と思うが、伺う。

⑧新型コロナ禍、子どもの不登校の現況と今度の対策対応について伺う。

⑨ヤングケアラーについての現況と今後の調査、支援計画について伺う。

⑩今後第6波が危惧されるが、今後の村の対策対応と村民への周知啓発、特に村民への支援策等を伺う。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、山田議員の御質問にお答えいたします。

①の令和4年度の入所申込についての詳細等についてでございますけれども、令和4年度の入所申込状況、問合せ、苦情等について、放課後児童クラブ、いわゆる学童の令和4年度の入所申込状況は、現在集計中でございます。去った11月26日に島袋小学校に隣接するしまぶく学童クラブ保護者会より、次年度の待機が発生しないよう対策を求める要望がございました。

続きまして、直近の待機児童数についてでございますけれども、しまぶく学童クラブで3名の待機があることを承知しております。

③待機児童の解消等について、次年度申込状況を踏まえ、待機が発生しないよう検討を行っております。

質問の④⑤⑥についてはまとめて回答したいと思えます。今後の学童保育の計画、計画の見直し、ニーズ調査についてですけれども、第2期村子ども・子育て支援事業計画の中間評価を行ってまいります。見込み量との大幅な乖離がある場合には、ニーズ調査を含め計画の見直しを検討してまいります。

⑦プレーパークについて、子どもが主体的に遊びを創造し、それらを提供できる遊び場であると認識しております。村に現在のところ計画はございません。

⑧⑨しまぶく地区の待機児童の状況、保護者会からの要望等についてですけれども、しまぶく学童クラブへの待機数は3名と把握しておりますが、地区別の待機状況は把握しておりません。先日の保護者会からの要望につきましては、待機が生じないように検討してまいります。

10番目に、子どもの見守り、安全安心の上から(仮称)関係連絡会開設についてでございますけれども、既存の協議会等で対応できるものと考えております。

続きまして、保育サービスについてでございます。

①の令和4年度の入所申込状況、問合せ、苦情等について、次年度の申込状況は集計中であり、入所の関する問合せ等は日々ございます。状況を説明し御理解をいただけるよう対応しております。

②③の直近の待機児童数、あるいは待機児童解消策について、令和3年10月1日現在の待機児童数は7名でございます。第2期村子ども・子育て支援事業計画に基づき待機解消に努めてまいります。

④認可外の認可化移行促進については、現在計画はございません。

⑤⑥今後の計画の見直し、ニーズ調査の実施についてですけれども、事業計画の中間評価を行ってまいります。見込み量との大幅な乖離が

ある場合には、ニーズ調査を含め計画の見直しを検討してまいります。

⑦と⑧ソーシャルワーク専門学校との協定について、令和元年8月に学校法人大庭学園と地域福祉の推進に資する連携協定を締結しております。福祉人材の育成を含め、諸事業で連携を図っております。

⑨から⑩、⑪、国の保育士処遇改善、現場からの要望等についてですけれども、詳細な情報は把握しておりません。保育士確保等各園の要望を踏まえ検討してまいります。

⑫(仮称)関係連絡会設置についてですけれども、前の回答のとおり、1の⑩にて回答済みをご参照いただきたいと思います。

⑬のこども課新設については、行政診断の結果を踏まえ検討してまいります。

続きまして、新型コロナウイルスについてでございます。

①の直近の感染者は、10月に7名、11月はゼロでございます。

②直近の接種者数は、11月28日現在、12歳以上の対象者1万5,406人のうち、1回目1万1,813人、76.68%、2回目1万1,341人、73.61%です。

③3回目の追加接種は、18歳以上で2回目の接種が完了し、原則8か月以上経過した方を対象に1回行います。対象者数は約1万1,000人で、医療従事者には11月末に既に接種券を発送しています。その他の村民に対しては12月中旬より随時発送予定です。接種は、医療従事者は12月より、村民は1月下旬からの予定でございます。

④一部の高所得世帯を除き、18歳以下1人当たり10万円相当の支援が行われます。先行して児童手当等受給者への5万円支給を早急の実施できるよう取り組んでまいります。ただ、今日の新聞でもございましたように、一括10万円を交付するというまだ決定はしておりませんけれ

ども、それについても検討してまいります。

⑤母子及び父子家庭等医療費助成受給者数を参考として回答いたします。母子世帯数237世帯、父子世帯数28世帯、これは令和3年11月時点でございます。村の支援策につきましては、国の施策等を精査し検討してまいります。

6番目に、後遺症についてでございますけれども、後遺症に関しての相談は今までありません。副反応に関しての相談は、これまでに電話等で58件あり、主に発熱や頭痛、倦怠感、腕の痛みなどが多く、保健師が対応しています。接種時の予診の際に、副反応や対応方法についても前もって準備しており、電話相談に関しても丁寧に対応しています。

7番目の児童施設へのセンサー式検温装置の設置についてでございます。各児童施設に対しまして、これまでに感染対策費の助成金がありました。それらを活用し、必要な施設は機材の導入を検討されたものと考えております。御提案のセンサー式検温装置の配布は考えておりません。

⑧番目については教育委員会で回答いたします。

⑨個別の事例として把握している世帯はございます。県が実施しております調査結果や学校等との連携により、実態把握に努め、今後の対応策を検討してまいります。

⑩今後の第6波についても、感染症の基本である感染予防の啓発をホームページや広報誌、防災無線等で喚起し、予防接種の着実な実施をすることで備えていきたいと思っております。支援策については、国の地方創生臨時交付金を活用して行ってきたところでありますが、今後も取組を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

山田晴憲議員の新型コロナウイルスについての8点目、不登校の現況と今後の対応策についてお答えいたします。

現時点で新型コロナが原因で不登校となった児童生徒の報告はなく、今後も児童生徒の状況に応じてきめ細かな支援を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それでは、改めまして1番目のほうから質問します。

入所申込については御報告ありました。11月26日付でしまぶく学童クラブ保護者会のほうからあったということで、これも私もちょっと承知させていただきました。この要望に向けての今後の回答の予定も準備されているかと思っておりますけれども、もしこの場でお答えできるのであれば、ちょっと状況等も含めてお答えいただけましたら。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

先日の喜屋武すま子議員の質問でも回答させていただきましたけれども、まずは令和4年度4月、来年4月の待機が発生しないように、既存の学童クラブでの受入れについてを調整しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

じゃ、次に質問いたします。

しまぶく学童が今のところ3名の待機ということで承っています。それから、次に3番目の解消策についてということで、具体的にどのよ

うな検討をされておるんでしたら、お答えいただけましたら。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

具体的な回答といたしましては、先ほどお答えしたとおりのものでございます。また、今後についてさらなる学童のニーズが増えてくるようであれば、新たな計画の見直しと施設の拡充等の計画等を検討していく予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

次に質問します。一応4番目、5番目、6番目と一緒にちょっとダブる部分もありますので質問いたします。

ここの今日の中でもちょっとございました12月6日付でしたか、学童クラブのほうから要請があって、千幾らかの方の署名があったということで聞いておりますけれども、これだけのちょっと署名がございましたので、現状の判断はどんな感じになっているかなと思いますけれども、もしその辺、御判断、今この場でできるのであれば、ちょっと後のほうでもお聞きしたいなと思っていますけれども、村長がよろしいんですかね。1,114名ですかね、署名があったということで聞いておりますけれども、この辺お答えできましたら。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

山田議員の御質問にお答えいたします。

この件については島袋小学校区、そして北小学校区それぞれに学童クラブがございますので、それぞれの調整をいたしましてできるだけ待機児童ゼロということで、解消に向けて調整をしていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それについてはいろいろと難しい課題、宿題があるかなと思いますので、その辺もちょっと考慮されながら前向きに御検討いただければなと。

それで、この計画云々については今のところちょっと見直しの予定はないということなんですけれども、私が一番ちょっと気になっているのは、12月6日付でやっぱりこれだけの方の署名がございましたので、やはり重いなと、大きいもんだなと。確かに学童自体は61名ですかね。そういった規模なんですけれども、ここ何日かでこれだけの方の署名があったということは、やはり私としてもかなりの反響があったのかなと。

それで、私もちょっと計画書をいろいろと見させてもらいました。思い当たるに、現在島袋校区には1校区で1つの学童しかない。それで、ほかの地域を見ますと5つのクラブがあるということで、そういった面でやはりちょっと不公平感があるのかなと。それで、言うまでもないんですけれども、今はもう島袋東地域はライカムの建設ラッシュ、かなりの方が今人口入ってきていますので、同時にまた島袋地内でもアパートラッシュとかそういった面では今後かなりの方の、今回1,100名余りの署名がございましたけれども、そういうことを鑑みまして、この1,100名の署名の方だけでも私はかなりやっぱりその辺はもう一度立ち止まって考えるべきじゃないかなと。それと、今お話しした人口もかなり入ってきていますので、そういった面で私は早急でその見直しというのはやっぱり考える時期じゃないかなと、その辺にちょっとまた逆にこだわるようで大変申し訳ないんですけれども、今すぐには申しませんので、ちょっとその辺はまた私はまさにこの時期が検討に値す

る時期じゃないかなと思いますけれども、その辺お答えでもいただけましたら。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの第2期村の子ども・子育て支援事業計画につきましては、村長から答弁ありましたとおり、中間評価を行ってまいりますので、見直しは行うということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの御質問については、施設の整備等もかなり出てまいりますので、即対応というのは大変難しいかと思えます。これから今課長が申しあげましたように、計画の見直し等も出てきますので、そのときは保護者等とのワークショップ等も展開しながら進めてまいりたいと思えます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それで、ちょっと逆に私もちょっとこの辺疑問が出てきたので、ちょっと事前に通告していないのでお答えできる部分で結構なんですけれども、恐らくこのプラン、計画やられる中で、かなりの方にお声かけして委員という形で、役所の方もそうだと思いますけれども、外部の方も入っているかと思いますが、その構成メンバー、もしお手元で、大体で結構ですので、お分かりでしたらちょっと教えていただけましたら。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

村の子ども・子育て会議の委員の構成でございますけれども、まず村の社会福祉協議会、あ

と学識経験者として沖縄キリスト教短期大学、あるいはソーシャルワーク専門学校からの派遣と、あと村内の認可園、こども園と、あと村子ども連絡協議会、あとNPO法人沖縄県学童保育支援センターと、あと庁内の関係課長が構成メンバーでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。決して否定はするわけじゃないんですけれども、私がちょっとこだわっているのは、先ほどから何回もお話していますけれども、今回たかがしまぶく学童と言ってしまえばそれまでか分かりませんが、1,100名余りの方の恐らく末端の子育て世代の方たちの私は御署名じゃないかなと。それで、もちろん今課長のほうから通告なしでお答えいただきましたけれども、その委員の方たち、恐らく御多忙の中で私は村のこういった事業に協力してくれているんだなと思ってはいますけれども、ちょっといかんせんいかなものかなと。というのは、本当に悲鳴といったら失礼なんですけれども、今回1,100名余りの方は末端の子育て世代の皆さんです。こういった方たちのお声が本当に反映されているのかなと。ちょっとこの辺が私はやる中でとても疑問を感じまして、今それで実はちょっと突然で申し訳なかったんですけれども、課長にお聞きしたんですけれども、その辺、今後の委員の中でぜひとも、もちろん肩書は皆さん立派な方ばかりだと思いますけれども、こういった末端の声なき声とってしまっているのかどうか分かりませんが、私は一番光を当ててあげないといけない方たちじゃないかなと思うんですけれども、その辺ちょっとこの課題、宿題で結構ですので、御検討いただけましたらと思いますけれども、お答えいただけましたら。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

今回御指摘の学童保育のニーズ調査でございますけれども、今回の子ども・子育て支援事業計画に際しましては、事前にニーズ調査を行っております。まず、就学前の児童保護者につきましては全世帯1,280名にアンケート調査をお送りしています。また、小学校1年から3年の保護者の方554名の方にも学童の保育利用のニーズ等を聞いた上で、この5か年間の計画を策定しております。

ただし、そのニーズ量に関しては当初のニーズよりも増えている現状がございます。御指摘のように、島袋地区でこれまで学童ございませんでしたので、実際に学童ができて利用された方々がやはり預けたいという意向の変化、その辺によってニーズ量が増えてきたものというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

全く課長のおっしゃる、私も実は大変ちょっとここ昨今の島袋地域、もしくは北中全体そうなんですけれども、やはり人の出入りというのは、なかなか予測がつかないかなと。そういった面では確かに現場でお仕事されている皆さんにおいては大変かなと。そういった面で努力は本当に感謝している次第なんですけれども、その辺もちょっと想定外のこともあるかと思っておりますけれども、今後の中でぜひともちょっと御検討いただければなと思っておりますけれども、後のほうでもちょっと触れようかなと思っておりますけれども、今先にちょっと私お話と思っておりますけれども、これだけじゃないかなと思っておりますけれども、ぜひともやっぱり村長の選挙公約にも私あるなと思っておりますけれども、やはり村民、

住民の皆さんが私は主人公だと思いますので、ぜひともそういった末端の方の御意見、子育て世代、またやっぱり将来村をしょって立つ皆さんでありますので、そういった方たちのやっぱり、もちろん意見は私聞いておられると思います。そういった方たちにやっぱり耳を傾けていただければ、私は村長の施策、政策と合致する部分がとても多いなど。特に、今回こういった形で関わらせてもらって、やはりこういうことを考えてくれているのかなと。本当に1つ、2つどころじゃないんですよ。とても勉強になることが多くて、私はあまり子育てやっていないもんですから、恥ずかしいんですけども、本当に教わる部分が多いんです。そこで、ぜひとも村長には、他の方にもお話しして前任の村長にもお話ししているんですけども、ぜひともパブリックコメントというこういう制度を、既にもう県外ではもうこれ定番なんですよ。ぜひとも村長の、こだわりますけれども、村長のこの政策と私は合致する部分、特にこれからの時代は福祉から教育からもちろん住民に合致したものは私はもう恐らく課題、難題がもっと出てくるんじゃないかなと。そこでやっぱり住民の皆さんのお声をなしに私は行政は語れないなど、行政は執行できないなと思っておりますので、ちょっと突然で申し訳ないんですけども、ぜひともパブリックコメントを御検討のほうをと思っておりますけれども、村長、お答えいかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

先ほど議員が声なき声の大多数、そういったことも話さされていまして、むしろまた私はいわゆるサイレントマジョリティというんですか、そこに真実があるかもしれませんので、是非これについては保護者の皆さんとまた対話というんですか、それはやっていきたいと思

ますので。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ぜひとも御検討のほうを、そういった面ではまた一つの難題、課題が増えるか分かりませんが、結局はやっぱり村民の皆さんあっての私は行政じゃないかなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

プレーパークということで、一応お答えいただきましたけれども、ちょっとこれ担当課長に振ってしまっていていいんですかね。もし担当課長のほうでこの辺の補足説明等でもいただいて、恐らく議員の方も初めて聞く方もいらっしゃると思いますので、もしお手元に資料でもございましたら、建設課長、お答えいただいてよろしいですかね。突然の指名で申し訳ないですけれども。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

プレーパークそのものが建設課の担当というわけではないんですけれども、広く公園一般の利用の中でということでお答えさせていただきたいと思います。

プレーパークとは何かということで、持っている資料からしますと、自分の責任で自由に遊ぶをモットーにした遊び場。公園にあるような遊具ではなくて、屋外で遊べる場所が少なくなっている中で、泥遊び、木登り、たき火、虫取り、工作というような遊びを自由に生き生きと遊ぶと。そうした遊びの中で創造性、協調性、自主性を育み、健全な心身の発展を促すことができる貴重な空間であるというふうにされております。これまでよく東京辺りが今進んでいるのかなとは思いますが、一定の範囲の

中でそういう都市公園などでそういった活動が行われているということを確認しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございます。全くそのとおりでございます。そのとおりといたら失礼ですが、突然の御指名になってしまいましたけれども、今やはり公園となったら遊具等々があって当たり前の時代なんですけれども、まさに我々の時代の自然の遊び場が今課長からお話いただいた、私もちょっと勉強したところのプレーパークなのかなと。ですから、子どもたちにとって一番私は大事な大切な恐らく教育関係にも共通する部分なのかなと。そういった面で何でも予算掛ければいいというものじゃなくて、やっぱり自然そのものがもう遊びの空間、子どもたちの想像の空間、いろんな面で子どもたちの創出というんですか、そういったところの子どもたち個々にいろいろとアイデアを持っていますので、その遊びの空間が演出できる場所と私も理解しておりますので、ぜひともこの辺今後の検討と思えますけれども、村長、また御指名してお答えできましたらちょっとまた今後の村の事業の中にちょっと取り込んでもらえればなと思いますけれども。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

村に要望といたしまして都市公園の要望といたしまして、遊具の設置、はたまた遊具を撤去してくれという要望もございまして、撤去する公園等についてはそういうプレーパークが可能ではないかなという気もいたします。ただ、公園の管理上、大変難しいところがあると思いますので、子どもたちの安心安全を考えた公園づくりをしていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ぜひともよろしく御検討のほどお願いしたいなと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、ちょっと次の質問に移ります。

これは8番と9番関連してると思いますので、先ほどのまた繰り返しになりますけれども、しまぶく学童のほうから御要望があって、皆さんお目通しされているかなと思いますけれども、その中で、これ11月26日付と言いましたかね。その前にちょっと要請があって、それでこのたび、9日、6日付でしたかね、ごめんなさい。改めてまた署名もあったと聞いておりますが、その前に実はちょっとこれも事務方の皆さんにもお届けあったかなと思いますけれども、私もちょっと11月26日でしたか、学童のほうで保護者会の集まりがあるということで、お忍びというわけじゃないんですけれども、お話しただいてお邪魔させてもらいましたら、定員自体が60名と聞いておったんですけれども、半数の30名ぐらいの方の保護者の方がお忙しい中お集りいただいて、やはり待機で自分たちの子どもが明日は我が身かという感じでやっぱり真剣なお話し合いを持たれまして、その中で本当に驚嘆の言葉が次から次へと出てきまして、もう私もちょっともらい泣き、こんな年でもらい泣きって恥ずかしいんですけれども、本当に驚愕の言葉ばかり出てきまして、一番ちょっと私が響いたのは、発達障害のお子さんのお母さんが何をおっしゃるかなと思ったら、学童入れること自体は抵抗なかったんですけれども、やっぱり不安いっぱいでお預けする形になったということだったんですけれども、もう日に日に発達障害を持っているハンディーを持っている子どもさんがもう日々変化して、このおさんは学校には行きたくないけれども学童には行きたいと、

そういうちょっと生の声がちょっと私聞かされてまして、それとまた今新型コロナでちょっとやっぱり大変だったんですけれども、そういうお言葉が3名ぐらいいらっしゃいましたかね。本当にこれを聞いてやっぱり深刻なんだなど。それだけやっぱり繰り返しになりますけれども、千百何名かの御署名につながるのかなど。そのほかにもやはりこれ私も、こういう方はまだほかにもいらっしゃいましたね。学校には行きたくないけれども、学童には行きたいと。学校と学童を比較するわけじゃないんですけれども、やはり子どもたちの社会においてはやっぱり何かあるのかなど。それから、あとはやはり島袋地域の土地柄もあったのか分かりませんが、かなりやっぱり村外から、沖縄市とか近隣市町村から入ってこられて、中にはやっぱりシングルマザーの方、母子家庭の方とか父子家庭の方なんかもやっぱりいらっしゃいまして、本当に率直、私もなかなか勝手なことをさらけ出すことはできないんですけれども、やはりもう皆さん同じ年代の方がいらっしゃいましたので、やっぱり共通の課題、悩みがあったのかなど。そういった面では本当にこのしまぶく学童は学校に隣接して、親御さんにとっては本当に安住の地とってしまったら失礼なんですけれども、やっぱり安心して学校も近いですし、子どもさんを預けておられて、それで学校終わったらすぐ学童ですから、お父さん、お母さんもやっぱり学校とすぐ近くですから、安心してお迎えに行けるなど。そういったところをちょっとお話を聞いて、やっぱり何か魅力があるのかなど。それから私も時間をつくってお邪魔してみたいなど。本当にそういった言葉が次から次へと出てきまして、ぜひともやっぱりそれからしたら継続して預けていただきたいなど、そういう言葉がやっぱり出てきておりました。

それで、同時にまたこういった、あとは支援員の方もほかと比較するわけじゃないんですけ

れども、私を知る中ではこれちょっと私は遠巻きに見た中なんですけれども、もちろん支援員の方もそういった面では3世代の方がいらっしやいましたね。お兄ちゃん、お姉ちゃん世代の方と、それからお父さん、お母さん世代の方と、おじいちゃん、おばあちゃんといってしまうといいのかどうか分かりませんが、そういった3世代の方がいらっしやるので、やっぱりそこは子どもたちにとってはなかなか今3世代同居というのはございませんので、やっぱり子どもにとっては何かこう本当に気の休まる居場所なのかなと。そういったところで、やっぱりちょっと私もお邪魔して感じたところです。

それをして子どもたちのことを皆さん一途に思って、今回村長のほうにも御提案があったのかなと思いますけれども、やはり自分たちでも自助努力じゃないんですけれども、やはりどうか既設で子どもたちをあと1年、あと2年という感じで学童でお預けいただきたいなど、そういう思いが籠もっていたのかなと思いますけれども、御自分たちで代替案というんですか、今やっぱり既設では何名かあふれるみたいですので、いろいろとやっぱり活発な意見もございましたよ。あの空き教室使えないのかな。公民館使えないのかな。それこそ近くのもの使えないのかなと。それとか、あとは、仮設でコンテナとか持ってきてどうか子どもたちと一緒にあと1年、2年学童で遊べないのかなと、そういう本当に親御さんがやっぱりそういった訴えをされてきました。これからの人はやっぱりそうなのかなと。そういったところをちょっと私感じましたので、これがまさにやっぱりこの今しまぶく学童の特色なのかなと。アットホーム的なそういった思いをちょっともろに感じましたので、あとは、これ村の考えている部分とちょっと共通する部分がございます、やっぱり地域密着じゃないんですけれども、地域の伝統文化というんですか、そういったところをどう

にかこう創出、協力して子どもたちに継承できるような素地をつくりたいとか、そういったもちろん地域の関係機関ともマッチングして連携して、ぜひとも今まで北中、島袋に埋もれている部分を創出、継承したいなど。いろんなちょっとアイデアを持っている先生方、支援員の方がいらっしやって、まさにこれが保護者の方にとってもやっぱり魅力、子どもたちにとってもやっぱり何かあるのかなと、そういうところをやっぱり私もちょっと聞かされて、これはちょっといい意味でとんでもない、とんでもないといったら失礼ですね。学童クラブさんなんだなど。それで、関わってきて私もこんな感じでさせてもらっている次第です。

それで、話が長くなりましたけれども、村長にお聞きしていいのかどうか分かりませんが、繰り返しになりますが、何か私がこちらにいたら、私はちょっとうちな一ぐちはよく分からないんですけれども、うちな一のちむぐくというんですかね、そういったところがやっぱり日々の子どものたちの学童の中で子どもたちに暗黙の中で伝えられる安住の地、子どもたちにとってもまた居場所なのかなと。そういった面でぜひとも今検討されているということなんですけれども、ちょっと話が長くなりましたけれども、そういったところ、まだ皆さんのお耳に入っていない部分もあったかと思しますので、ちょっと再度繰り返しになりますけれども、完璧にやってくださいとは言いません。いい答えを出して上げて、一番喜ぶのは私は子どもたちだと思いますので、その辺の期待も込めてちょっと蛇足の部分があったか分かりませんが、村長のほうから思いを伝えていただければと思いますけれども。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

いい答えになるかどうか分かりませんが、基本的には子どもたちの幸せのために尽力するつもりでございます。ただ、私たちも村のこれまでの行財政事情等を伴うような相当な要請がございます。私たちがどれだけのパーセンテージでそれに答え切れるかどうか分かりませんが、今要請等についてはまた村全体の子どものサービスに対する均衡もまた考えなくちゃいけませんので、そういった面も含めて検討します。そしてまた、保護者会の皆さんとは再度お話しをしたいなと思っておりますので、また御理解いただきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

同じような繰り返しのちょっとお話になってしまいましたけれども、ぜひともやっぱりコミュニケーションが一番大事かなと思っておりますので、その辺再度ちょっと時間をつくっていただいて、いい答えを出せばお互いのまた共通する部分、またいいアイデアも出てくると思っておりますので、それと、今村長はそういったコミュニケーション、お話しのお話さされてはいたしましたが、もう一つちょっと付け加えるようで申し訳ないんですが、ぜひともちょっと私のお話聞いて漠然としているか分かりませんが、ぜひ現場に行って学童に声をかけていただいて、見ていただくなり、そうすることによってまた新たな一面が村長にとっても発掘できるかなと思っておりますので、ぜひともついでに学童に足を運んでいただいて、その時間を過ごしていただければと思いますけれども、よろしくどうぞお願いいたします。

それから、この件で最後のちょっと質問にな

りますけれども、子どもたちの安全安心ということで、関係連絡会議の開設ということで今お答えいただいておりますけれども、これはただ単に学童だけの問題じゃ私はないんじゃないかなと。後で保育関係のほうでもちょっとお話と思って、先にちょっとお話ししますけれども、ぜひともこの辺は何も役場の皆さんだけじゃなくて、点では皆さん頑張っておられるんですけども、なかなか線でいまいち一つになっておられないのかなと。ですから、同じ課題、問題はたくさん私あるかなと思っておりますので、どうかここで難儀するんじゃないかと、点となって皆さん一緒に難儀して、もちろん私たちでよければ我々議員も恐らく協力は私やぶさかではないと思っておりますので、ぜひともそのような組織の見直しといったら失礼ですけども、お互いに緊密な情報が共有できるような組織づくりを御検討いただければなと思っておりますけれども、村長に振ったほうがよろしいんですかね。課長がよろしいのかな。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

当該連絡協議会が実態に即しない連絡協議会であれば、それはもう改正に向けて取り組む必要があると思っておりますけれども、今所管課のほうと話しをしまして、現行の連絡協議会でも職務を全うするんじゃないか、その問題に取り組めるんじゃないかということでありましたので、そのような回答をしております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ちょっと突然ですけども、ぜひとも御検討されて、またいいアイデアも出てくるか分かりませんが、ぜひとも御検討よろしくお願ひします。

次の質問に移ります。

次に、保育サービスということで、これもちょっとお答えいただきました。1番、2番、3番目ちょっと一緒になってしまいますけれども、これは待機児童数解消策ということでお答えいただきましたけれども、具体的にちょっとこれも質問するの酷か分かりませんが、7名の待機児童ということでおっしゃっておられましたよね。ちょっとこの辺のような形でちょっと解消に、7名ですからそんなにハードルは高くないかなと思いますけれども、今お考え等々お持ちのお考えで結構ですから、その辺の解消される部分を御検討されているんですからお答えいただければ。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

ただいま待機児童数が10月1日現在7名でございます。現状といたしましては、村の認可園において保育士が確保できないために、定員数をお預かりできない状況が続いております。そういった意味で、まず保育士の確保を優先することで、その待機児童解消に努めること、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

いつものお話で問題はやっぱり保育士の確保なのかなと。なかなかちょっとこの辺のハードルは高いのかなと感じますけれども、ちょっとここでお聞きしたいのは、この待機児童7名というのは、ちょっと私のあれであれば逆にお聞きしたいなと思っていますけれども、この待機児童7名には潜在的な待機児童なんかとか、あとはそれから認可外とかそういった方たち、もしくは今お話しした保育士の不在の部分なんかカウントされているのかなと。ちょっとその

辺、データの中でお持ちでしたら。これでまた待機児童数も変わるのかなと思いますけれども。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

この待機児童の7名でございますけれども、この方々に関しましては、まず村の認可保育園への入所を希望されていらっしゃる方でございます。ですので、認可外での待機児童という意味合いではございません。

あと、潜在的待機児童の把握については、先ほど来説明していますとおり、村の子ども・子育て支援事業計画を策定する上で、ニーズ調査を行っております。その上で、どこへ預けたいかというような答えを持った上での保育の確保量を定めておりますので、そういった意味では潜在的待機児童数を含めた形での今整備を計画に盛り込んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ちょっと私の思い込みかなと思っていました。やっぱりだったのかなと。それからしたら、認可外とかそういったところまでカウントしますと、かなりの待機児童になっちゃうのかなと。それからしたら深刻、これも考えまするに、見直しも含めてやっぱり点検に値するのかなと。それで、後でもちょっとお話とと思っていますけれども、時間の関係で、いろいろと村の事業というか、県の事業で認可化促進事業ということをお私承っていますけれども、なかなかちょっと認可外の方が認可化に移行したという話、ちょっと私も聞き漏らしている部分があるのか分かりませんが、ちょっとその辺、実績とどういった形で努力されたのかなと、ちょっとその辺2点ばかりお聞かせいただけましたら。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

県のほうの補助事業でございます認可化移行促進の新事業でございますけれども、現在村の計画ではその事業を活用した認可化移行の計画はございません。

これまでも子ども・子育て支援法が策定いたしましたして、認可化移行を村内の認可外に対しては希望聴取を取ったこともございます。村内の実情といたしましては、外国人向けの認可外が多かったということもありましたので、なかなか実績として認可外から認可化移行された縁がないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

確かに北中はまた異質なところなのかなというのを私もちよっとそこをまた改めて今承知をしましたので、ぜひともこの辺、後でもちよっと触れようと思っておりますけれども、認可外頑張っておられる方もいらっしゃるかと思いますので、ぜひともちよっとその辺またもう一度努力していただいて、それで関連してまた質問と思っておりますけれども、ちよっとこれまた村長にお聞きしたほうがいいのかと思っておりますけれども、今我々毎年地元企業優先受注させてあげてくれと、優先活用というんですかね、最優先活用というんですかね。建設関係とかそういった派手な部分といたらちよっと失礼ですけども、そういったハードの面ではかなり皆さん意識持っておられるかと思っておりますけれども、この辺私、福祉教育においてはちよっとこの辺本当に村の地元が反映されているのかなと。特に、この保育の部分、学童の部分、もちろん村外の方を私は否定はしないんですけれども、そこを改めてちよっと今私初めて聞くか分かりま

せんけれども、ぜひともちよっとその辺の優先順位じゃないんですけれども、村長にお聞きしていいのかどうか分かりませんが、村内企業の育成ということも含めて、ぜひとも御検討と思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの御質問なんですけれども、選考等については、ある意味では地元の事業者等についてはアドバンテージを持っています。地元ということもございますし。ただ、その他の選考基準等については大体平等でいっていると思いますので、ちゃんとした審査員がチェックをして審査をして、その採点でもって採用しているわけでございます。ただ、私たちも当然村内の事業所を優先する、あるいはぜひ登用したいという意向はございますけれども、いかにせん客観的な評価等もまた伴ってまいりますので、そういったあたりでの今評価で地元が採用できなかったとかそういったところはあります。御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それに関連づけるわけじゃないんですけれども、今ちよっと私が聞く中で、村長にお聞きした中で、今認可外の方がここ何年になるんですかね。二、三年ぐらいになるんですかね。いろいろ資金作りの面とか物件の件とかいろいろと果ては商工会さんのほうから御指導いただいたりして、今一生懸命やって地元こだわって頑張っておられる青年が家族一緒になってそういう立ち上げに粉骨砕身やっておるといってちよっとお話を聞いていますので、もちろん行政、特に福祉課長を先頭にしっかり御支援しておられるかと思っておりますけれども、こういう方もいらっしゃると思いますので、ちよっとこだわるようですけ

れども、ぜひとも地元のそういった企業とってしまっていていいのかどうか分かりませんが、そういった部分にやっぱり光を当てていただければいいなと。というのは、当然子どもたちのためにもやっぱりもちろん保護者、子育て世代の皆さんにとっても大変利便性といいますか、重宝しているところかと思しますので、そういった部分についてもぜひとも応援してあげただけであればありがたいなと思しますので、よろしくどうぞお願いいたします。

この関係で、ソーシャルワークのちょっと質問になりますけれども、これもちょっと回答いただいていますけれども、協定書の内容については村長、把握されておりますでしょうか。ちょっと内容をもし村長のお分かりになる部分で協定書の内容お分かりでしたら。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大変申し訳ございません。今大庭学園との協定等については具体的な中身等についてはまだ知り得ているものではございませんけれども、大方の中身としてはソーシャルワークでやっていらっしゃるいろいろ保育事業等について、あるいは村の事業、保育事業等にそれを活用する、登用するとか、そういった中身の協定内容だと思っておりますので、私たちもぜひこれについて、地元の専門学校ですので、登用することについてはもちろんやぶさかではございませんので、しっかり積極的に登用してまいりたいと思います。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

その辺申すまでもないんですけれども、前任の村長時代からちょっとその辺いろいろと情報交換させてもらってきました。言うまでもないんですけれども、専門学校のほうで保育士の資

格も取られることもできます。それから、幼稚園の先生、それから介護士とか、そういったカリキュラムの中で資格取得が可能と聞いていますので、もう本当に繰り返しになりますけれども、一番の課題、難題は保育士、この辺は本当に身近にありますので、たくさんの宝庫じゃないかなと私は思いますので、ちょっと難しい部分があるか分かりませんが、ぜひともよろしくお願ひして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時49分 散会

令和3年第7回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 3 年 12 月 14 日 午 前 10 時 00 分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令 和 3 年 12 月 14 日 午 前 10 時 35 分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 議 員		比 嘉 次 雄			
	1 番 議 員		安 里 道 也			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第6号

令和3年12月14日（火曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第57号	北中城村都市公園条例の全部を改正する条例について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	議案第59号	北中城村公営墓地条例の制定について	〃
3	陳情第3-6号	荻道地域内に設置されたごみ焼却炉から発生する黒煙、異臭による生活環境被害について	〃
4	陳情第3-20号	令和4年度福祉施策及び予算の充実について(要請)	即 決
5	意見書第13号	海底火山噴火による軽石の大量漂流・漂着に関する意見書について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
6	選挙第1号	選挙管理委員の選挙	
7	選挙第2号	選挙管理委員補充員の選挙	

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第57号 北中城村都市公園
条例の全部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第57号 北中城村都市公園条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

皆さん、おはようございます。

読み上げて報告したいと思いますので、よろしく申し上げます。

議案第57号 北中城村都市公園条例の全部を改正する条例について。

令和3年12月6日、本委員会に付託されました議案第57号 北中城村都市公園条例の全部を改正する条例について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、12月6日、9日、13日に開催し、6日に比嘉義弘委員が欠席の他は全委員出席の下審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

条例の全部を改正する理由はとの質疑に対し、墓地公苑については、これまで都市公園の一部として取扱いをしていた。実際運営に当たって別途条例や利用規則で定められることから、墓地公苑に関しては別に定める新しい条例の17条の2である。この条例の規定に関わらず、次に掲げる公園施設の管理については、別の条例に

定める。北中城村公営墓地は、同じ扱いをすると整合性が取れないので切り分けている。法令との関わりで、今回いろいろ追加部分があるが、主な内容としては法令が民間活用をしやすいするための基準が大きく追加されている。これまでの村の条例の中ではその条文が反映されていなかったため、今後の管理手法は、民間活用という法令に準じて条例の中にも入れ込んだ。そのため全体的に改正作業が多くなるため、全部を改正することができると表現しているとの答弁。

第2条の2（住民1人当たりの公園の敷地面積の基準）、本村の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準と、市街地の住民1人当たりの敷地面積の違いはとの質疑に対し、本村の区域内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準では、村内全域が対象となっている。それに対し、市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、住宅や商業施設等が密集する区域、本村で例えると市街化区域となる住宅誘導区域が対象となる。市街地においては、大規模な公園用地を確保することが困難となるため、市街地での住民1人当たりの敷地面積の標準を5平方メートルとし、郊外に設ける公園を含む村内全域での住民1人当たりの敷地面積を10平方メートルとして、法令に示す標準面積を確保することとしているとの答弁。

都市公園法に基づく設置とはどのような方法があるのかとの質疑に対し、都市公園法第2条第1項に規定する都市計画施設、都市計画法第4条第6項として、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として設置する公園または緑地となるとの答弁。

都市公園法に基づき公園が設置された場合の確認はとの質疑に対し、都市公園法に基づいて共用開始、または区域の変更を行った場合は、その都度公示していく。それによって公園法に基づく整備に該当するとの答弁。

公園管理の一覧表は改正後なくなると思うが、管理の上でどのようにして把握するのかとの質疑に対し、これとは別に公園台帳があり、実際管理している公園なのかは明確に分かるとの答弁。

民間活用による都市公園及び公園施設の設置または管理に関する事項の追加とはとの質疑に対し、今後、公園内、例えば今後整備予定となるライカム地区の公園での一部を民間施設等公園内でのカフェが占用し、その公園の一部を管理することも考えられ、それに伴う設置の目的や条件、管理の休止及び廃止に関わる条件等を明記しているとの答弁。

答弁によると、ライカム地区の公園とあるが、他にも対象となる公園があるのかとの質疑に対し、新しい整備としてライカム地区を例に挙げているが、全ての公園が対象になるとの答弁。

使用料の変更根拠はとの質疑に対し、改正前となる北中城村都市公園条例では、公園内で業として撮影する行為や興行や出店に類する営業等の使用料や占用料について記載がなかったため、今後の使用料を明確にするため、近隣市町村の状況を確認し、使用料・占用料を定めるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第57号 北中城村都市公園条例の全部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第57号 北中城村都市公園条例の全部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第59号 北中城村公営墓地条例の制定について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第59号 北中城村公営墓地条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて御報告申し上げます。

議案第59号 北中城村公営墓地条例の制定について。

令和3年12月6日、本委員会に付託されました、議案第59号 北中城村公営墓地条例の制定について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、12月6日、9日、13日に開催し、全委員出席の下審査を行いました。執行当局からは担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

第4条（使用の目的）、村長が特別な事情が

あると認めるときはこの限りではないとあるが、特別な事情とはどのようなことが想定されるのかとの質疑に対し、災害時の緊急避難先として使用することが適当と判断した場合などを考えているとの答弁。

第5条（使用の許可）、第2項、前項の許可をする場合においては、公営墓地の管理上必要な条件を付することができるがあるが、必要な条件とはとの質疑に対し、使用場所の指定に従うこと。墳墓の建設工事時における隣接墓地の使用。使用しなくなったときの墓地の原状回復との答弁。

使用場所の指定に従うということは、希望するところを指定できないのかとの質疑に対し、場所の指定は村長が指定して許可を出す。希望することはできないとの答弁。

区画の設定をし、募集するとしているが、前もって住民は知ることができるのかとの質疑に対し、申請書の受渡し時に説明する。また、ホームページ等でも掲載は可能と考えるとの答弁。

区画の指定や障害者に対しての優先等ははっきりしない部分が多く見受けられる。どのような対応をするのかとの質疑に対し、募集要綱や規則等で入れ込んでいきたいと考えるとの答弁。

第6条（使用資格）、第1項第1号で、本村に住所を有することとあるが、基準日はいつかとの質疑に対し、本村に1年以上住所があり、引き続き住所を有するものを募集要綱に記載する予定との答弁。

第6条（使用資格）、第2項、村長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、これらの要件を緩和することができるがあるが、どのような事情を想定しているのかとの質疑に対し、公営墓地の目的は村内墓地の散在化を防ぐためである。基本的に村内に住所がある方であるが、村外の方が村内の規制区域外で墓を建設しようとしたときに、公営墓地を紹介し使用を認めることも想定できる。また、第3号で焼骨を所持

していることとあるが、本土復帰前に埋葬した骨の管理が難しい場合、焼骨することを条件に入れられるようにするとの答弁。

生前予約の考えはないのかとの質疑に対し、生前予約した場合、予約した方の生死の管理や確認が難しい。また、予約されていることを遺族が分からない場合もあり、様々な問題が発生されることが想定されるため、生前予約は今回の条例制定には入れていない。しかし、今後住民からの要望が多くあるのなら、条例改正を行うこともできるとの答弁。

第8条（使用料）、別表に使用料が定められているが、駐車場、トイレ、道路側等場所により料金の差別化は必要ではないかとの質疑に対し、面積、形状、使用の目的は同一であることから、使用料の差別化は行わないとの答弁。

料金の基準は何を基に算出したのかとの質疑に対し、那覇市、浦添市と喜舎場周辺の墓地用地を参考にしたとの答弁。

第8条（使用料）、第2項、規則に定める事由に該当する場合は、その全部または一部を還付することができるがあるが、規則に定める事由とはとの質疑に対し、使用期間の満了前に返還したとき、使用料の納付後に使用者が生活保護受給者であると判明したときとの答弁。

第9条（使用料の減免）、第1項第2号、その他村長が特に必要があると認めるときとあるが、どのようなことが考えられるかとの質疑に対し、災害発生後に、使用者の住所地において、被災したことが確認できる書類を提出したときとの答弁。

第10条（管理上の措置等）、管理上必要な場合とはどういった場合か。また、その使用を制限しとあるが、どのような制限を考えているのかとの質疑に対し、自然災害で公営墓地施設内に被害が発生し、使用するに当たり危険であると判断した場合、復旧までの使用禁止等の制限を行うとの答弁。

自然災害等で墓に被害があった場合の現状回復の責任はどこにあるのかとの質疑に対し、使用者の過失ではないので、責任は村にあると考えるとの答弁。

第22条（使用場所の変更または返還の命令）、変更または返還を命じることができるとあるが、どのような事例を想定しているのかとの質疑に対し、使用許可が下りても5年にわたり墳墓を建てないとき。条例で定めた使用目的以外の使用を行ったとき。災害等により当該墳墓箇所の使用が困難になり、墳墓の移動または返還を行わざるを得なくなったときとの答弁。

この公営墓地は想定されていないことがこれから多く出てきそうである。今後の対応はとの質疑に対し、実際長く運営している那覇市でも想定外の問題が発生している。定期的に状況を確認しながら見直しは必要であるとの答弁。

賛成意見として、公営墓地の整備は進んでおり、早い公募を待ち望んでいる村民もいる。公営墓地管理運営に関しては、他自治体も苦慮していることは聞き取りからも伺える。今後ニーズに応じた対応も条例、規則で改正していくと発言もあり、今後の社会情勢に応じた活用が必要である。

反対意見、希望した場所の指定も出来なく、駐車場等が離れた場所、近い場所の使用料が一律なのは納得できない。見直しが必要である

以上で質疑、意見を終結しまして、討論、採決の結果、賛成多数で附帯意見を付して原案を可決すべきものと決定いたしました。

付帯意見。

1. 社会状況も見ながら村民のニーズにあった募集の在り方の検討を求める。

2. 他自治体の情報を得ながら、しっかりした規則、要綱等をつくり、村民が分かりやすい管理運営を求める。

3. 条文中、村長の権限が強い印象や不透明な内容が多く見られる。検討委員会等を設け幅

広い意見を取り入れることを求める。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第59号 北中城村公営墓地条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

本案は委員長の報告のとおり付帯意見を付して決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第59号 北中城村公営墓地条例の制定については、委員長の報告のとおり、付帯意見を付して可決されました。

日程第3. 陳情第3－6号 荻道地域内に設置されたごみ焼却炉から発生する黒煙、異臭による生活環境被害について

○議長（名幸利積）

日程第3. 陳情第3－6号 荻道地域内に設置されたごみ焼却炉から発生する黒煙、異臭による生活環境被害についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

住みよい環境づくり調査特別委員長。

1. 審査事件

陳情第3－6号 荻道地域内に設置されたごみ焼却炉から発生する黒煙、異臭による生活環境被害について

2. 審査経過

同陳情は、令和3年第3回定例会において、本委員会に付託された陳情案件です。本委員会は、令和3年6月14日、17日、7月1日、9月22日、10月15日、11月24日、12月6日、12月13日に開催し、6月14日に喜屋武すま子委員が欠席、6月17日に金城高治副委員長が欠席、7月1日、12月6日に比嘉義弘委員が欠席の他は全委員出席のもと審査を行いました。

6月17日に陳情者の意見聴取を行い、10月19日には、所管事務調査として県環境部環境整備課へ出向き、稲福恭秀委員長、安里道也委員、山田晴憲委員、比嘉義彦委員が調査を行いました。

3. 審査結果

採択です。

4. 審査意見

本陳情は、宇荻道地域内において、企業が焼却炉を設置したことによる、黒煙、異臭発生の問題解決、実効性のある独自の環境条例の制定を求める陳情である。提出後に焼却炉は撤去されたため、問題解決に至ったが、今後同様な事例が起きないような取組みが必要と考え、継続審査及び調査を行った。

許可を必要としない小規模焼却炉の設置に関しては、産業廃棄物処理法に基づく指導ができないため、村の総合計画書や都市計画マスタープランの視点からの指導、悪臭防止法による区域指定、また、それらの法律を背景とした条例制定により、被害を最小限に防ぐことが可能と考えられる。

陳情書の要望事項中、焼却炉撤去に関しては解決済みであるが、今後に備え、悪臭防止法による指定区域見直しと、住みよい環境づくりのため、早急に条例制定を当局に求めるものとし、本陳情は採択するべきと決定した。

以上です。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第3-6号 荻道地域内に設置されたごみ焼却炉から発生する黒煙、異臭による生活環境被害についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。陳情第3-6号 荻道地域内に設置されたごみ焼却炉から発生する黒煙、異臭による生活環境被害については、委員長の報告のとおり採択されました。

日程第4. 陳情第3-20号 令和4年度福祉施策及び予算の充実について(要請)

○議長(名幸利積)

陳情第3-20号 令和4年度福祉施策及び予算の充実について(要請)を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第3-20号 令和4年度福祉施策及び予算の充実について(要請)は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第3-20号 令和4年度福祉施策及び予算の充実について(要請)を採決します。

お諮りします。陳情第3-20号 令和4年度福祉施策及び予算の充実について(要請)は、採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。

陳情第3-20号 令和4年度福祉施策及び予算の充実について(要請)は採択されました。

日程第5. 意見書第13号 海底火山噴火による軽石の大量漂流・漂着に関する意見書について

○議長(名幸利積)

日程第5. 意見書第13号 海底火山噴火による軽石の大量漂流・漂着に関する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます
稲福恭秀議員。

○2番(稲福恭秀議員)

読み上げて提案いたします。

意見書第13号

海底火山噴火による軽石の大量漂流・漂着に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年12月14日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

稲 福 恭 秀

賛成者：北中城村議会議員

安 里 道 也

上 間 堅 治

山 田 晴 憲

比 嘉 義 彦

比 嘉 次 雄

喜屋武 すま子

伊 集 守 吉

比 嘉 盛 一

大 城 律 也

比 嘉 義 弘

金 城 高 治

海底火山噴火による軽石の大量漂流・漂着に関する意見書（案）

今年8月に発生した小笠原諸島・福德岡ノ場の海底噴火に由来すると見られる軽石が、10月初旬頃から沖縄県や鹿児島県の奄美地方などに漂流し各地の海岸や漁港・港湾等に大量に漂着している。

沖縄県内では海岸、漁港、港湾が軽石で埋め尽くされる事態が各地で発生し、漁港においては海面を浮遊する軽石を吸い込んでエンジントラブルを起こし漁に出られない状況が続き、モズク、アーサ（アオサ）養殖への被害も起き県内漁業への影響が深刻化している。また、港湾においては離島航路をはじめとする船舶の航行に支障を来し、離島住民等の生活に影響が生じ、ビーチ沿いのホテルやマリンレジャーなどでキャンセルが発生するなど観光業にも影響が出ており、沖縄観光全体のイメージダウンにより、今後の観光需要の回復の足かせになりかねない事態となっている。

本村においても11月初旬に、漁港及び海岸にも大量の軽石が確認されており、11月9日に

軽石の撤去作業を実施、回収した軽石を詰めたトン袋約30袋は村有地広場に仮置きしている状況にある。

漁業関係者は出漁すら出来ず収入のない日々が続き、アーサ（アオサ）養殖場においては、8月に植え付けしたアーサ（アオサ）は例年より芽が出るのが遅くまた、1月からの収穫時期が目前であるが、風向きによっては再び軽石が漂流・漂着しないか懸念されている。

このような状況に対し、本村議会は影響の長期化を防ぎ、漁業関係者の生活と自然環境を守る立場から下記事項について早急な対応を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 広域災害として国が監視を強め、軽石の最新の漂流状況と今後の予測等について関係者に対し情報提供を行い、国と県、自治体の連携体制の構築を図り、漂流・漂着した軽石の回収を行うこと。
- 2 損害を被った漁業者や事業者への補償制度を創設し、漂流・漂着軽石問題が治まるまで休業補償を行うこと。
- 3 漁獲高等の一部が財源となる漁業組合に対し、漁獲減等による減収補填をし、運営補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）12月14日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、
沖縄及び北方対策担当大臣

以上であります。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略する

ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから、意見書第13号 海底火山噴火による軽石の大量漂流・漂着に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。意見書第13号 海底火山噴火による軽石の大量漂流・漂着に関する意見書については可決されました。

日程第6. 選挙第1号 選挙管理委員の選挙

○議長(名幸利積)

日程第6. 選挙第1号 選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、北中城村字島袋168番地、與儀良己さん、北中城村字熱田2060番地2、喜納 博さん、北中城村字安谷屋184番地5、比嘉守光さん、北中城村字荻道111番地2、宮里勝さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました與儀良己さん、喜納 博さん、比嘉守光さん、宮里 勝さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

日程第7. 選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙

○議長(名幸利積)

日程第7. 選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、北中城村字島袋532番地8、3階、比嘉 均さん、北中城村字熱田202番地、喜納英和さん、北中城村字和仁屋70番地、比嘉俊雄さん、北中城村字屋宜原702番地3、新里知盛さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました比嘉 均さん、喜納英和さん、比嘉俊雄さん、新里知盛さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま議長が指名しました順序に決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位、そして執行部の皆様、長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって令和3年第7回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

令和3年第8回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 12月23日（木曜日） 会期 1 日間
閉 会 12月23日（木曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
12. 23	木	本会議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉会

令和3年第8回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 2 月 2 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 3 年 12 月 23 日 午 前 10 時 00 分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令 和 3 年 12 月 23 日 午 前 10 時 22 分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	欠	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	2 番 議 員		稲 福 恭 秀			
	3 番 議 員		伊 集 守 吉			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長			
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長			
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長			
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長			
	住 民 生 活 課 長		健 康 保 険 課 長			
	税 務 課 長		学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長					
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和3年12月23日（木曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第66号	令和3年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和3年第8回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、稲福恭秀議員及び伊集守吉議員を指名します。

日程第2． 会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2． 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3． 議案第66号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について

○議長（名幸利積）

日程第3． 議案第66号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第66号を御説明いたします。

議案第66号

令和3年度北中城村一般会計補正予算（第6号）について

令和3年度北中城村の一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年12月23日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村一般会計補正予算（第6号）

令和3年度北中城村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ478,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,967,039千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		2,129,067	478,169	2,607,236
	2 国庫補助金	705,556	478,169	1,183,725
歳入合計		9,488,870	478,169	9,967,039

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,795,361	132	1,795,493
	1 総務管理費	1,602,650	132	1,602,782
3 民生費		3,286,600	478,037	3,764,637
	1 社会福祉費	1,535,010	280,137	1,815,147
	2 児童福祉費	1,751,590	197,900	1,949,490
歳出合計		9,488,870	478,169	9,967,039

詳細については、副村長が説明をいたします。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは、議案第66号 令和3度北中城村一般会計補正予算（第6号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、さきの12月定例議会におきまして承認をいただいております子育て世帯支援の臨時特別給付金関連の費用で、18歳以下1人当たり10万円給付のうち、当初クーポンでの支給を予定しておりました5万円分を一括現金で給付するための追加分となります。

また、子育て世帯支援とは別に、新型コロナ

感染症の影響により、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対しまして10万円の現金を給付する臨時特別交付金に係る費用を計上しております。

まず、歳入について、事項別明細書で御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、3節社会福祉費国庫補助金2億8,013万7,000円につきましては、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金です。そして、6節児童福祉費国庫補助金1億9,803万2,000円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金の追加分となります。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、9目臨時福祉給付金2億8,013万7,000円の補正につきまして、内訳といたしまして、1節の報酬から13節使用料及び賃借料まで、給付業務に必要な人件費、物件費、合計1,053万7,000円となります。18節の負担金、補助及び交付金2億6,960万円が住民税非課税世帯等への特別給付金となります。

給付金の対象者は、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯2,520世帯と新型コロナの影響による家計急変世帯約170世帯を見込んで計上しております。

続きまして、8ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節扶助費1億9,790万円につきましては、さきの12月定例議会におきまして承認いただいております臨時特別給付金1億7,730万円に追加するものでございます。当該給付金の合計予算額は、3億7,520万円となります。給付人数の対象者といたしまして、約3,752人を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、質問いたします。

歳出の7ページです。3款1項9目18節負担金、補助金、住民税非課税世帯給付金ですが、給付するのがいつ頃予定しているのか、お願いします。

関連して、この非課税世帯の給付金なんですけれども、私も各市町村インターネット等を見て、いつ頃やるのかなとか、また事務局にも近

隣市町村がどういった感じでやっているのかというのをちょっと確認してもらったんですけども、ほかの自治体より早い対応であるということの評価しています。

しかし、この根拠となる予算措置、今回の国会の補正予算を見たんですけれども、されていないような気がしていて、私の見落とししかどうか分からないんですけれども、この辺をしっかりと裏が取れているのか。国から予算がしっかり下りるといふ根拠がどこにあるのかというのを確認したいと思います。

あと、8ページ、3款2項1目19節扶助費なんですけれども、子育て世帯特別給付金、今回は1億9,790万円で、補正（第5号）で、前回の議会のほうでは1億7,730万円なんですけれども、同じ5万円給付、金額は一緒なんです。なぜ金額が変わるのか。世帯は変わらないはずなのに、この辺の説明をお願いします。

また、これに関連してなんですけれども、補正（第5号）でも今回の第6号でも、児童福祉総務費の扶助費から支出されています。新聞報道では、この5万円、全然制度設計が違う。1つは子育て世帯、1つは経済対策でやりますよという話だったんですけれども、同じ児童福祉費になっている。また、もう一個は国の予備費から支出されていると思うんですけれども、今回やるのは、予算書を見たら、内閣府のほうから出ていると思うんです。この違いがあると思うんですけども、村の予算のつくり方が疑問になっているので、この辺も詳しく説明してください。

それと、あと財源は、事務局から聞いたら、財政調整基金を充てるということで聞いていますけれども、そうじゃないのか。まだ国から来ていないと思うんですけれども、財源をどういうふうにやっているのか、考えるのかということです。

あと、今日の新聞報道で急遽見たんですけれ

ども、9月以降の離婚した家庭には、しっかり届かないという話もあります、本村に対象者はいるのか。それとまた、対象者がいたらどのような対策を取るのか、その辺もお聞かせください。

以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

上間議員の御質問にお答えします。

まず、1点目の給付開始時期ですが、現在特に給付開始時期、まだ決定していません。県のほうへ、昨日、21日付で国のほうから通達が来て、まず補助金要項が送られてきました。それに基づいて申請となるんですが、その申請受付がまだ明示されていませんので明確にはお答えできませんが、スケジュール的に1月の後半ぐらいからスタートできれば。給付じゃないです。手続は、対象者にはがきなり通知文を送って、その確認書を得て給付という流れになるんですが、事務開始が恐らく1月の半ばぐらいを予定しています。

もう一点の国の予算の根拠なんですが、実は11月26日に、令和3年度の補正予算、これ国の補正予算ですね、閣議決定されています。12月6日に国会に提出、審議され、12月20日に政府案が原案どおり可決して予算が確保されています。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

今回の子育て世帯等臨時特別給付金でございますけれども、まず対象者につきましては、9月現在の児童手当受給者を前回の補正予算のほうで組んでおりました。今回の対象者が9月現在の児童手当受給者だけではなく、あと高校生

を含めた方、それから3月末までに出生された方が対象になりますので、まだ出生の方の数については、まだ未確定な部分がございますけれども、その分の、増えるだろうという見込みを持って、今回若干対象者数を増やしたということでございます。

もう一つ、あと9月以降に離婚された方の問題についてですけれども、基本的に9月時点の児童手当を受給されている方が対象になりますので、その方にお支払いすることになります。ただし、DV等で避難されている方とかであれば、その避難されている方に対して支給するような仕組みがつくられておりますので、そのような対応となります。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

財源ですけれども、財政調整基金ではなくて銀行から一時借入れを予定しております。約3億8,000万円を今借りる予定で動いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

追加してお答えいたします。

今回の子育て給付金と非課税世帯給付金につきましては、先ほど総務課長からありましたとおり、国のほうから子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領というものが発出されておりました、その中に、先行給付の5万円分と今回の追加で交付します5万円分、それから非課税世帯の支給する10万円分のもも国から既に示されておりますので、そういった形で手続上問題ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

大体説明は分かりました。

じゃあ、再質問がある項目なんですけれども、まず一借でやる、3億幾らか、これの利子等ほどのぐらい予定しているのか。また、借りるということは、やはり利子もかかるということで、しっかり安いところを検討しているのか、この辺どう考えているのか、お聞かせください。

ただ、いつも借りているところからすぐ借りますよという形じゃなくて、しっかり安いところからやりますよ。これも一緒に国のほうから補助措置されるのか、どういうふうな形になるか分からないですけれども、もしなければ一般財源から払わないといけないということなので、しっかり検討していただいてやってもらいたいということでお聞きします。

あと、子育て世帯のほうの補正（第5号）より少し多めになったということなんですけれども、じゃあ、この補正（第5号）のところは、これからまた高校生世帯、高校生の方、16歳から18歳と、あとこれから生まれる子どものほうは計算されていないという形だと思うんですけれども、これからまた補正でやっていくのか、この辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず、利子ですけれども、0.6%で今借りる予定をしています。ただ、これが補助対象かどうかという事は分かりませんが、基本的に補助対象外ではないかなと思っています。対象になるのであれば、また利息も含めて補助申請をしていきたいなと思っています。ただ、今回金融機関は農協さんをお願いをしたんですが、決まったのが14日の定例議会の最終日に12

月の現金給付をやろうということで、急遽お金もようやく借り入れるということも含めて、利子が0.6%ではありましたが、この期間を含めて会計課とも調整して入札とかじゃなくて、農協さんのほうから借りるということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

子育て給付金の対象者についてですけれども、今回3,700名余りの方を見込んでおりますけれども、現金給付となりますので、申請が必要な方も含めて、申請率も増えるというふうな想定の下で、この数で今後補正なく速やかに支給できるものと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

借入れのほうが気になる場所なんですけれども、これは農協さんから提示があったのか、それとも、お互い話し合っ、やっぱり銀行もどのぐらいであるということをやったのか、この辺はどういうふうに調整したのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

農協さんの提示です。あと、期間を僕らが調整して、できるだけ短い期間ということで0.6%ということになっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

子育て世帯への特別給付金、28日支給ということで、大変職員の皆さんには忙しいことかと思えます。でも、年末に支給されるということは、大変うれしいことだと思っておりますけれども、支給するに当たって、非常に12月のせわしい時期に職員体制はできているのか。いろいろサポートも必要かと思えますけれども。

そして、手数料もあります、委託料がありますがけれども、封筒に入れたり文書を入れたりするというのがあるんですけれども、その過程のほうも、委託料の内容について、どういうことを委託しているのかもお聞きしたいと思います。

2点です、よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

すま子議員の御質問にお答えします。

給付金以外の費用といたしましては、報酬であったり職員手当、需用費、役務費、委託料などがございます。委託料については、電算システムの改修費用であるとか人材派遣会社からの職員の派遣ということで委託料を組んでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

漏れがないように、システムに入っているので、恐らく漏れは生じないと思えますけれども、できるだけ皆さんに支給できるように、ぜひよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって、省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第66号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第66号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程を全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年第8回北中城村議会

臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____